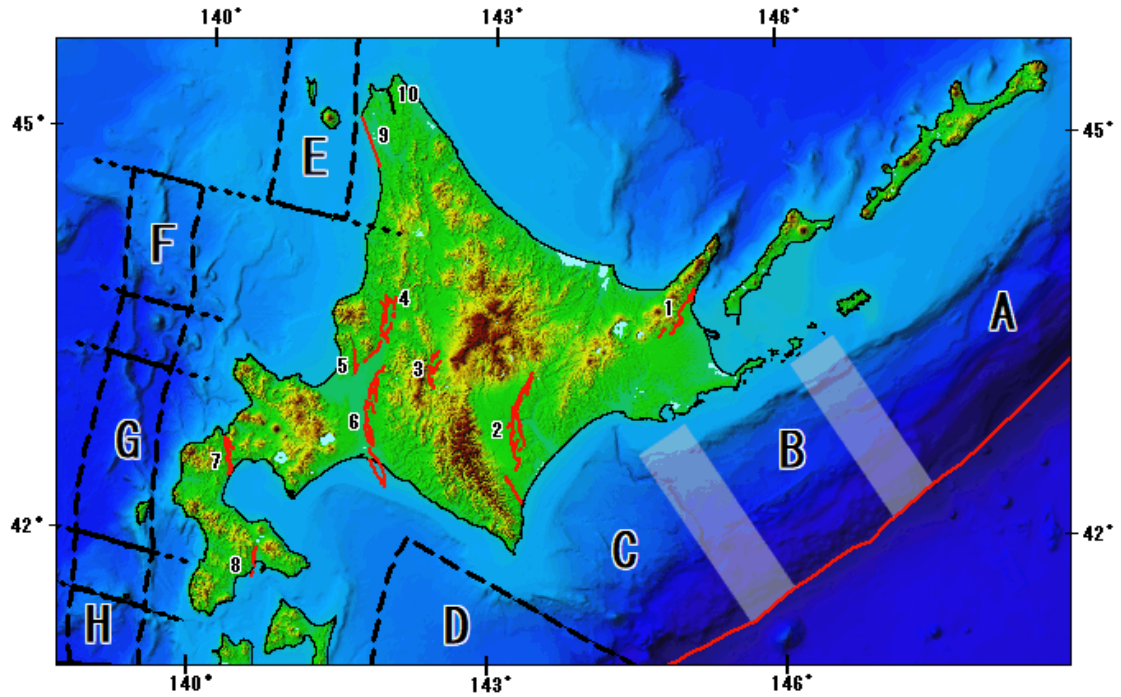


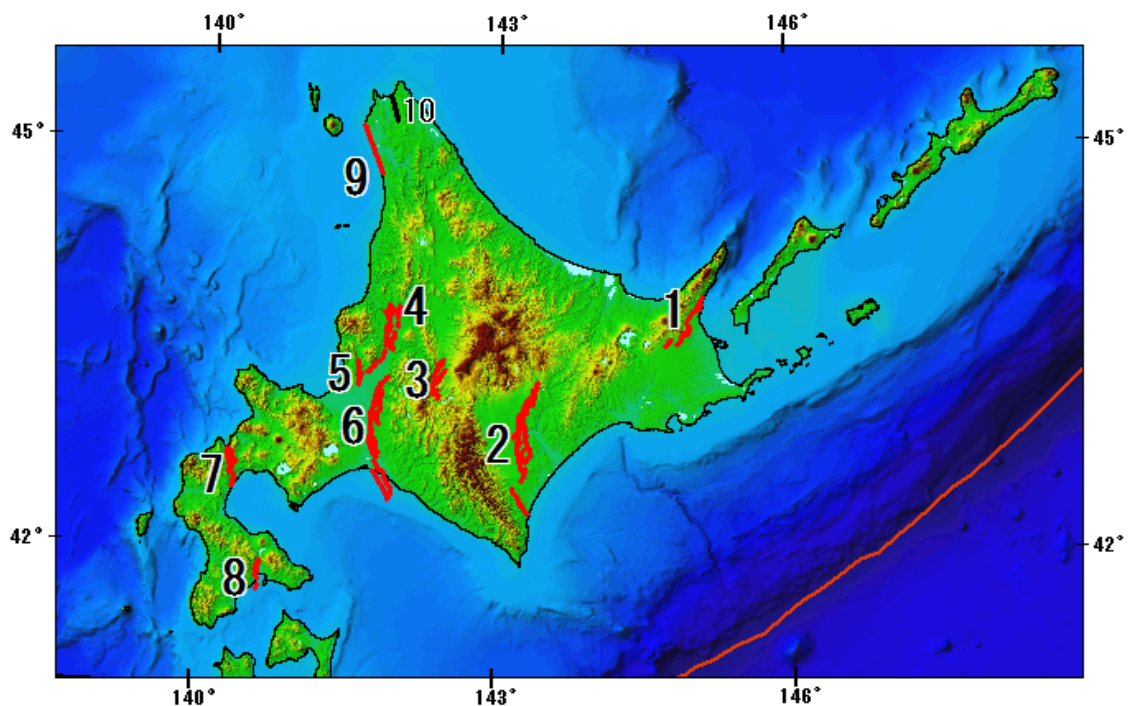
6-1-1 北海道の地震活動

(1) 海溝型



- A : 色丹島沖および択捉島沖
- B : 根室沖
- C : 十勝沖
- D : 青森県東方沖及び岩手県沖北部
- E : 北海道北西沖
- F : 北海道西方沖
- G : 北海道南西沖
- H : 青森県西方沖

(2) 活断層



- 1 : 標津断層帯
- 2 : 十勝平野断層帯
- 3 : 富良野断層帯
- 4 : 増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯
- 5 : 当別断層
- 6 : 石狩低地東縁断層帯
- 7 : 黒松内低地断層帯
- 8 : 函館平野西縁断層帯
- 9 : サロベツ断層帯
- 10 : 幌延断層帯

上ノ国町地震ハザードマップ

危険度マップ（建物の全半壊率）

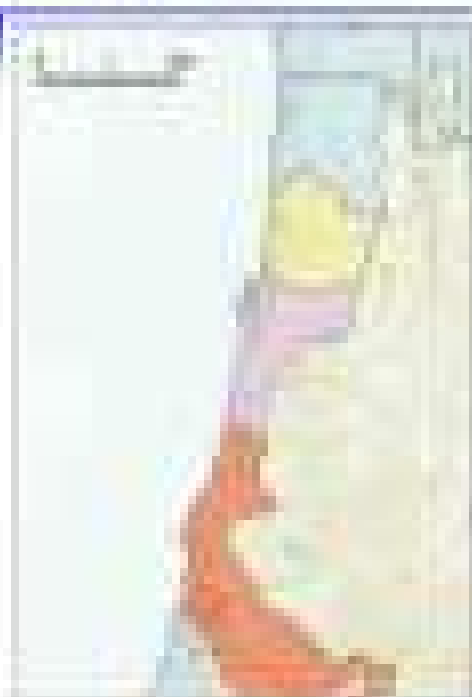
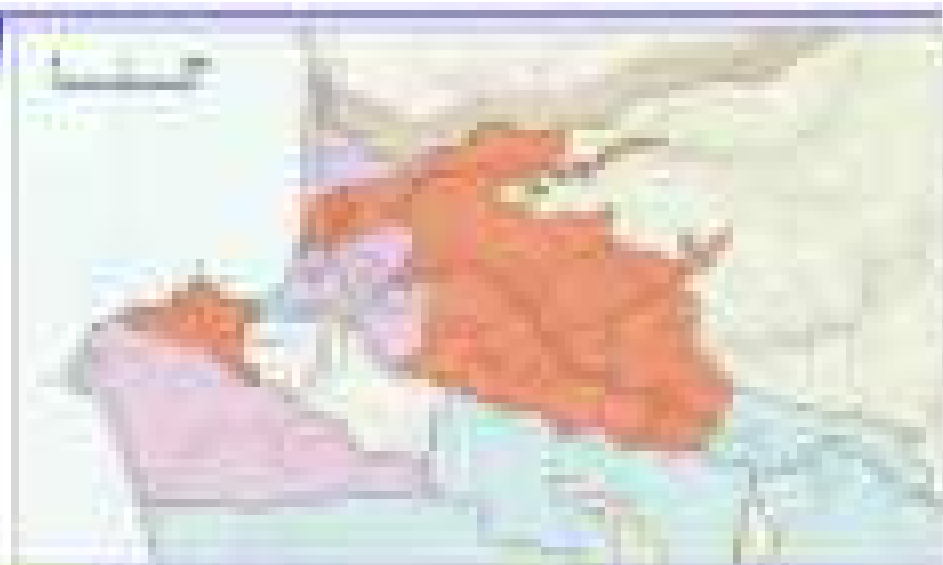
この「危険度マップ」は、建物の木造、非木造の構造種別と建設年度をもとに、最も揺れが大きくなると考えられる「直下の地震」を想定した際の建物被害の発生状況を町丁目、字界別に示しています。

住宅の耐震診断を受けましょう！

木造の住宅は、古いほど老朽化などによって耐震性が乏しく、地震の際に大きな被害が生じやすいといわれています。

特に、昭和56年5月31日以前に着工された家や、住宅の形や構造形式にバランスの欠いた家では、耐震性が低くなっていることが多いとされています。

心あたりのある方は、専門家による耐震診断をできるだけ早く受けましょう。



上ノ国町役場 施設課 土木建築グループ

〒998-8501 秋田県上ノ国町上ノ国1-1-1

TEL 0186-22-1111 FAX 0186-22-1112

建設課よりお問い合わせください

危険度マップ



注：このマップは、過去の地震調査結果に基づき、最も揺れが大きくなると考えられる「直下の地震」を想定した際の建物被害の発生状況を町丁目、字界別に示しています。実際の被害状況とは異なります。

注：このマップは、過去の地震調査結果に基づき、最も揺れが大きくなると考えられる「直下の地震」を想定した際の建物被害の発生状況を町丁目、字界別に示しています。実際の被害状況とは異なります。

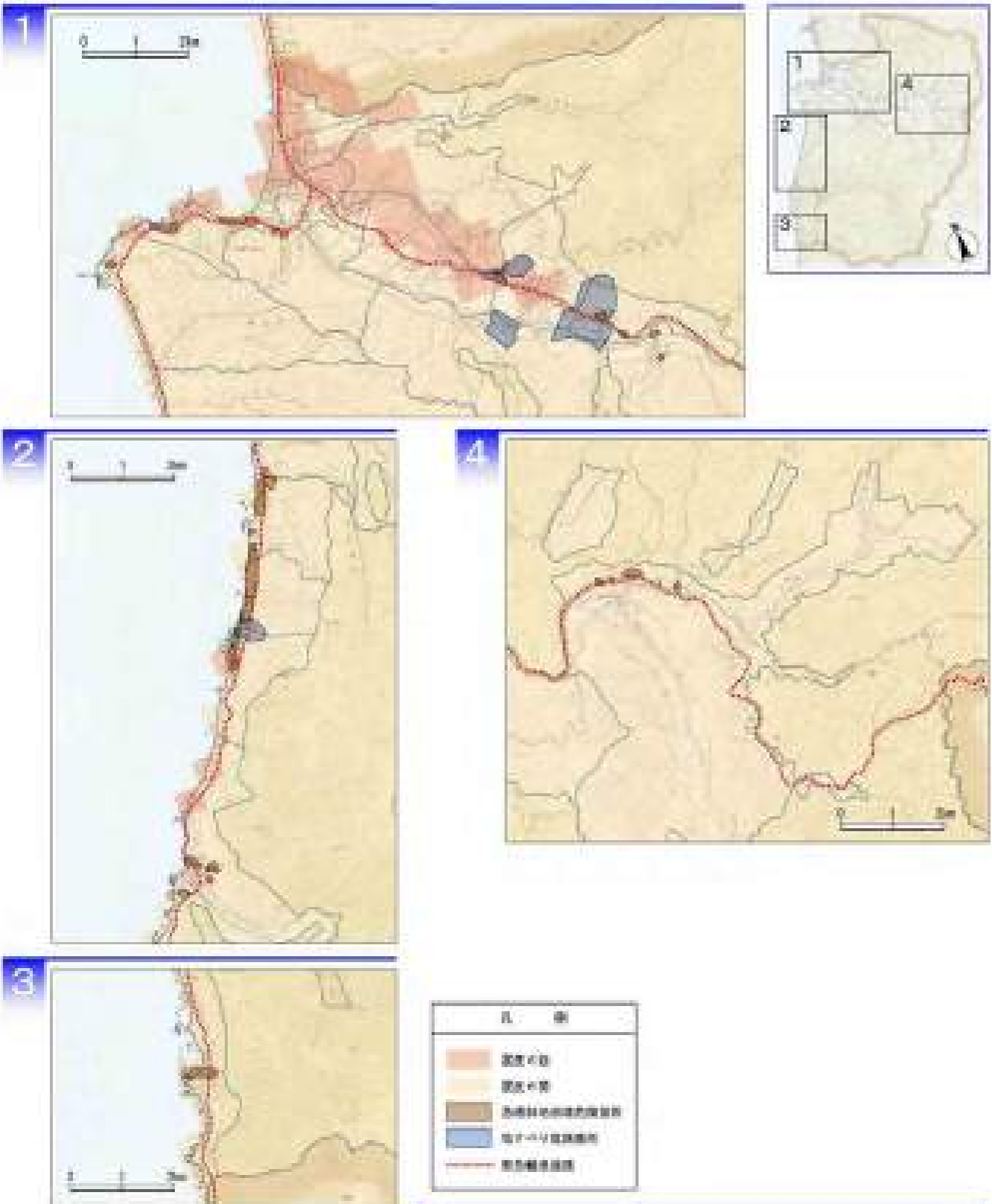
上ノ国町地震ハザードマップ

揺れやすさマップ（地震の揺れの大きさの分布）

この「揺れやすさマップ」は、上ノ国町で想定される「後志沖の地震」、「胆知平野断層帯断層帯に相応する地震」及び「全面どこでも起こりうる震下の地震」の中から、最も揺れが大きくなると想定される「震下の地震」を想定して作成しました。

地震の揺れの大きさを計算する単位としては一片を100mとしたメッシュ（マス目）を用いています。

この地図をご覧になって、地震の際にご自宅やお勤めの場所、よく通る道などの揺れの大きさがどの位になるのかを確認し、安全確保について考えてみましょう。



上ノ国町道網略図

線種	説明
———	国・道
———	町道
———	市道



路線名	起点	終点	延長	規格	備考
上ノ国町道	上ノ国町	上ノ国町	1.2	2級	
市道	市道	市道	0.8	3級	
町道	町道	町道	0.5	4級	
国・道	国・道	国・道	2.5	1級	
上ノ国町道	上ノ国町	上ノ国町	1.0	2級	
市道	市道	市道	0.7	3級	
町道	町道	町道	0.4	4級	
国・道	国・道	国・道	2.0	1級	
上ノ国町道	上ノ国町	上ノ国町	0.9	2級	
市道	市道	市道	0.6	3級	
町道	町道	町道	0.3	4級	
国・道	国・道	国・道	1.8	1級	
上ノ国町道	上ノ国町	上ノ国町	0.8	2級	
市道	市道	市道	0.5	3級	
町道	町道	町道	0.2	4級	
国・道	国・道	国・道	1.5	1級	
上ノ国町道	上ノ国町	上ノ国町	0.7	2級	
市道	市道	市道	0.4	3級	
町道	町道	町道	0.1	4級	
国・道	国・道	国・道	1.3	1級	
上ノ国町道	上ノ国町	上ノ国町	0.6	2級	
市道	市道	市道	0.3	3級	
町道	町道	町道	0.0	4級	

〔留意事項〕

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が想定条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、浸水深が高くなったり、浸水域以外でも浸水する可能性があります。
- 津波シミュレーションは、メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現地地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと考えられた地域であっても、実際には浸水する可能性があります。また、浸水域や浸水深等は、地形の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深等は、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 地震の震源が想定より陸域に近いなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲する可能性があります。
- 沿岸部における津波影響開始時間、第一波到達時間、最大津波到達時間を表示しています。
- 一般河川や一部の都市部以外の建設レーザ測量のデータがない地域では、国土院発行の数値地図25000を補綴してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

凡 例

浸水深(m)



●代表地点附近で予測される最大遡上高・津波影響開始時間

※図2参照
 ±0.2m：津波影響開始時間
 第1波：津波第1波到達時間

地名名

No	最大遡上高(m)	±0.2m	第1波
1	0.00m	00分	00分
2	0.00m	00分	00分
3	0.00m	00分	00分

16
F17
18
F19

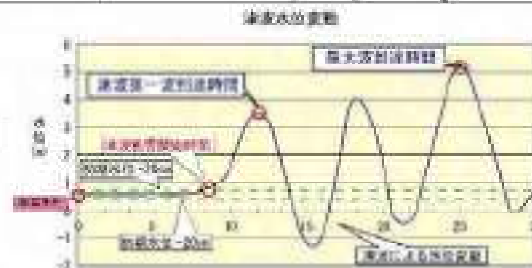
想定津波遡上高

※注1 最大遡上高と浸水深（図1参照）
 最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の高さです。
 浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。
 浸水域は、海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域です。

※注2 津波影響開始時間と津波到達時間（図2参照）
 津波影響開始時間は、地震発生から、沿岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初潮水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。
 津波第一波到達時間は、海岸線において第一波の最大到達高が生じるまでの時間です。
 なお、最大波は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。



図1 最大遡上高と浸水深

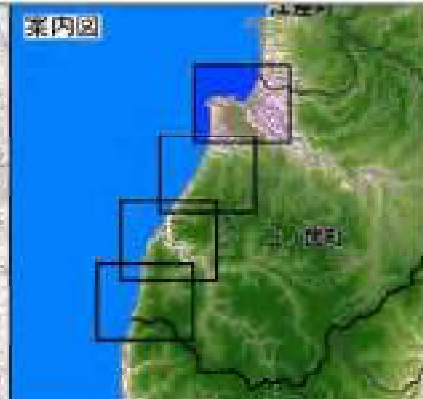
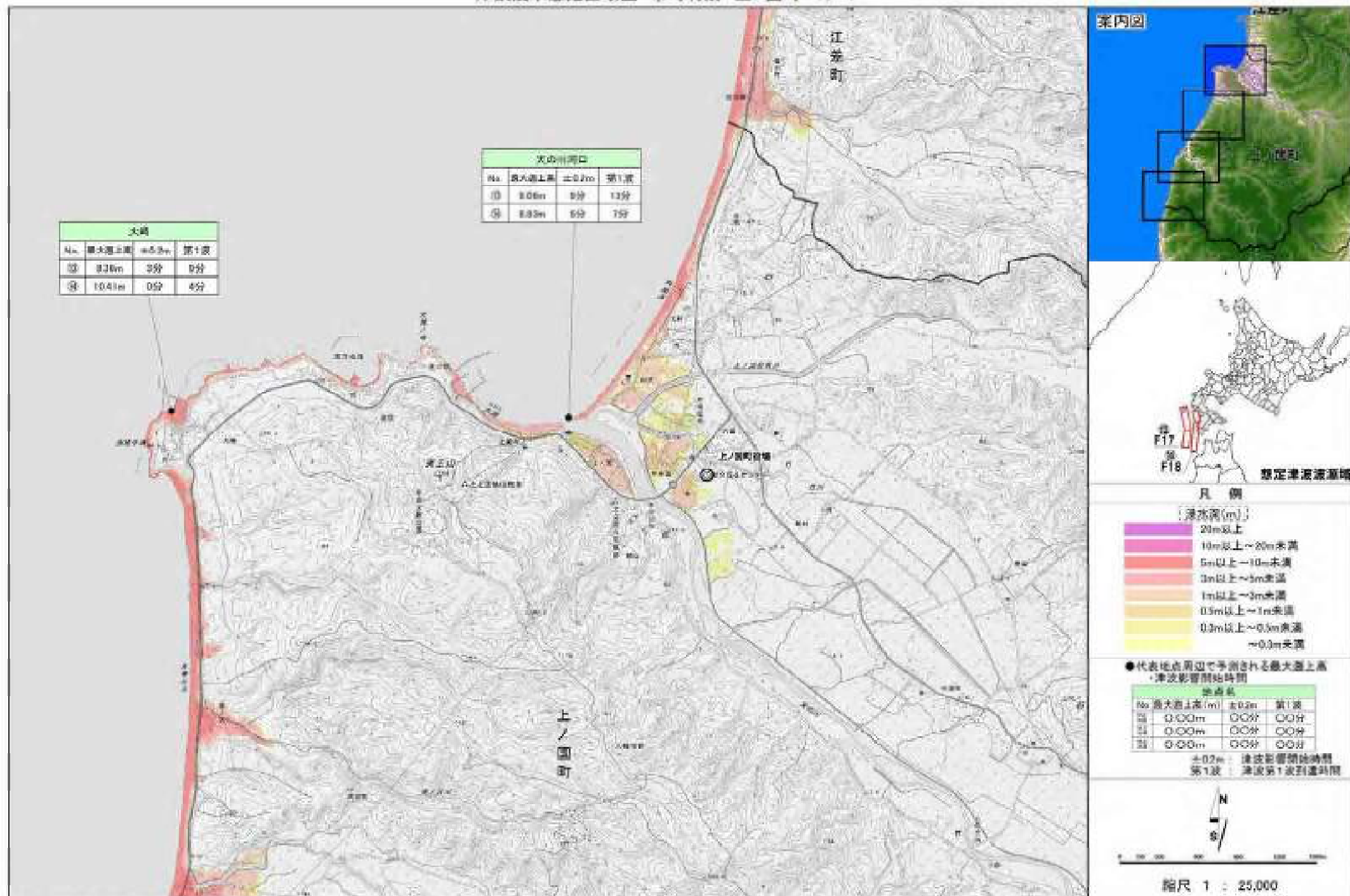


地震発生からの経過時間 (分)

図2



津波浸水想定区域図 市町村別 上ノ国町 1/4



凡 例

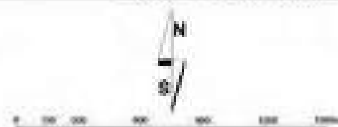
〔浸水深(m)〕

- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

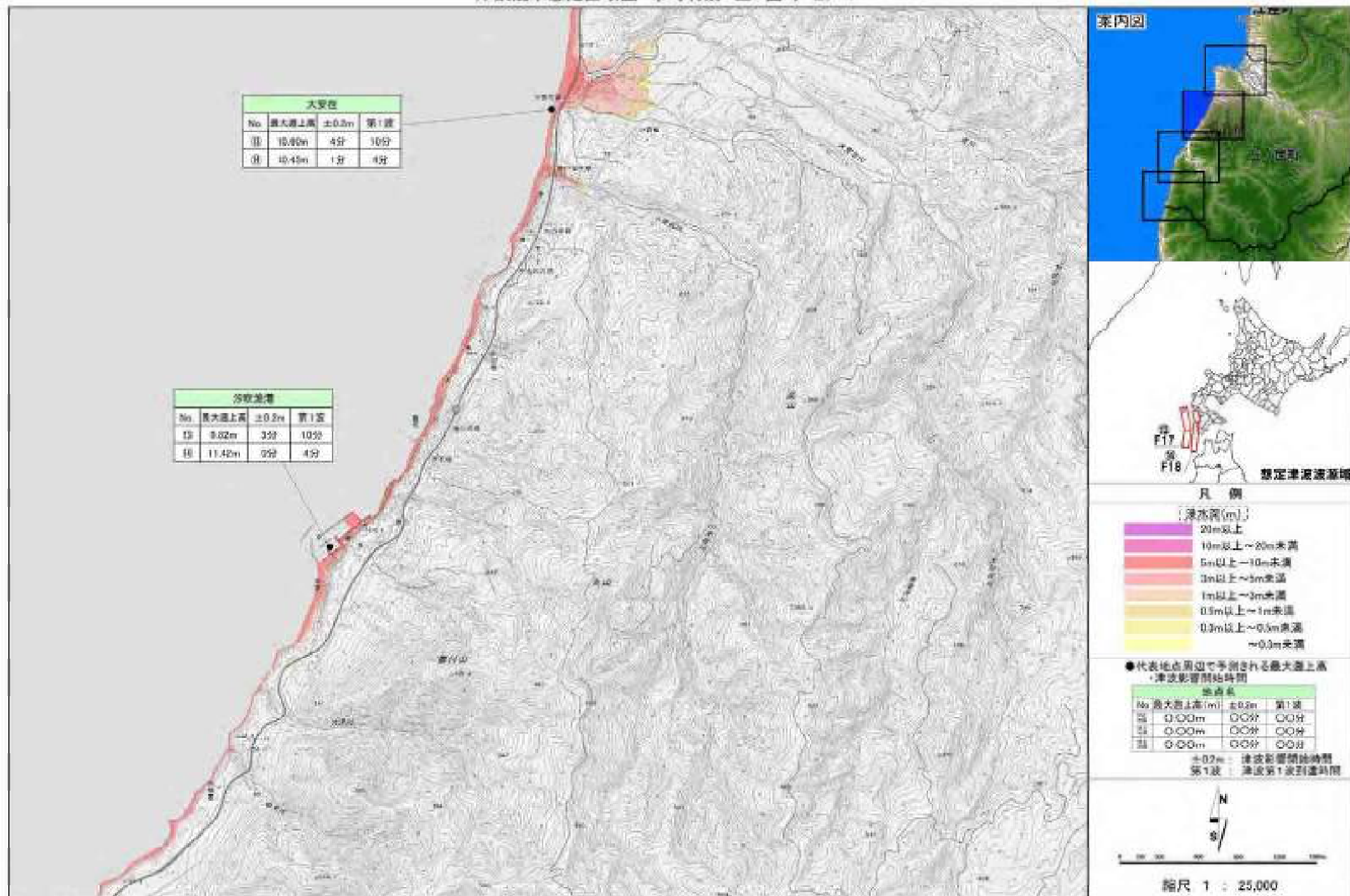
●代表地点周辺で予測される最大浸水深・津波影響開始時間

地点名			
No.	最大浸水深(m)	±0.2m	第1波
①	0.00m	00分	00分
②	0.00m	00分	00分
③	0.00m	00分	00分

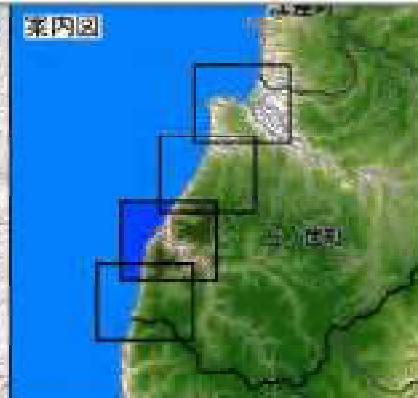
±0.2m : 津波影響開始時間
第1波 : 津波第1波到達時間



縮尺 1 : 25,000



石崎			
No.	最大浸水深 ±0.2m	第1波	
13	10.87m	4分	9分
18	8.87m	0分	4分



凡 例

〔浸水深(m)〕



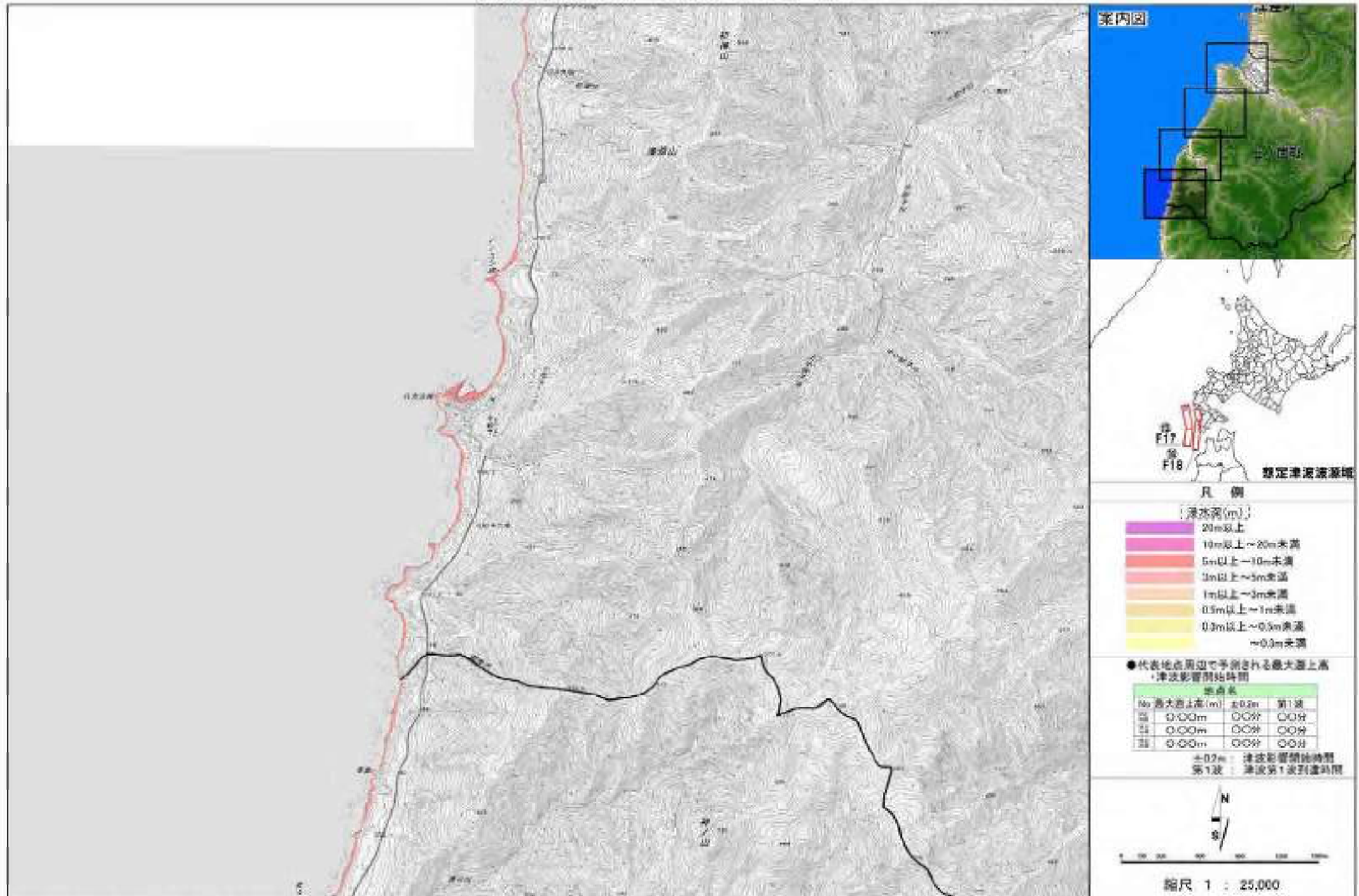
●代表地点周辺で予測される最大浸水深・津波影響開始時間

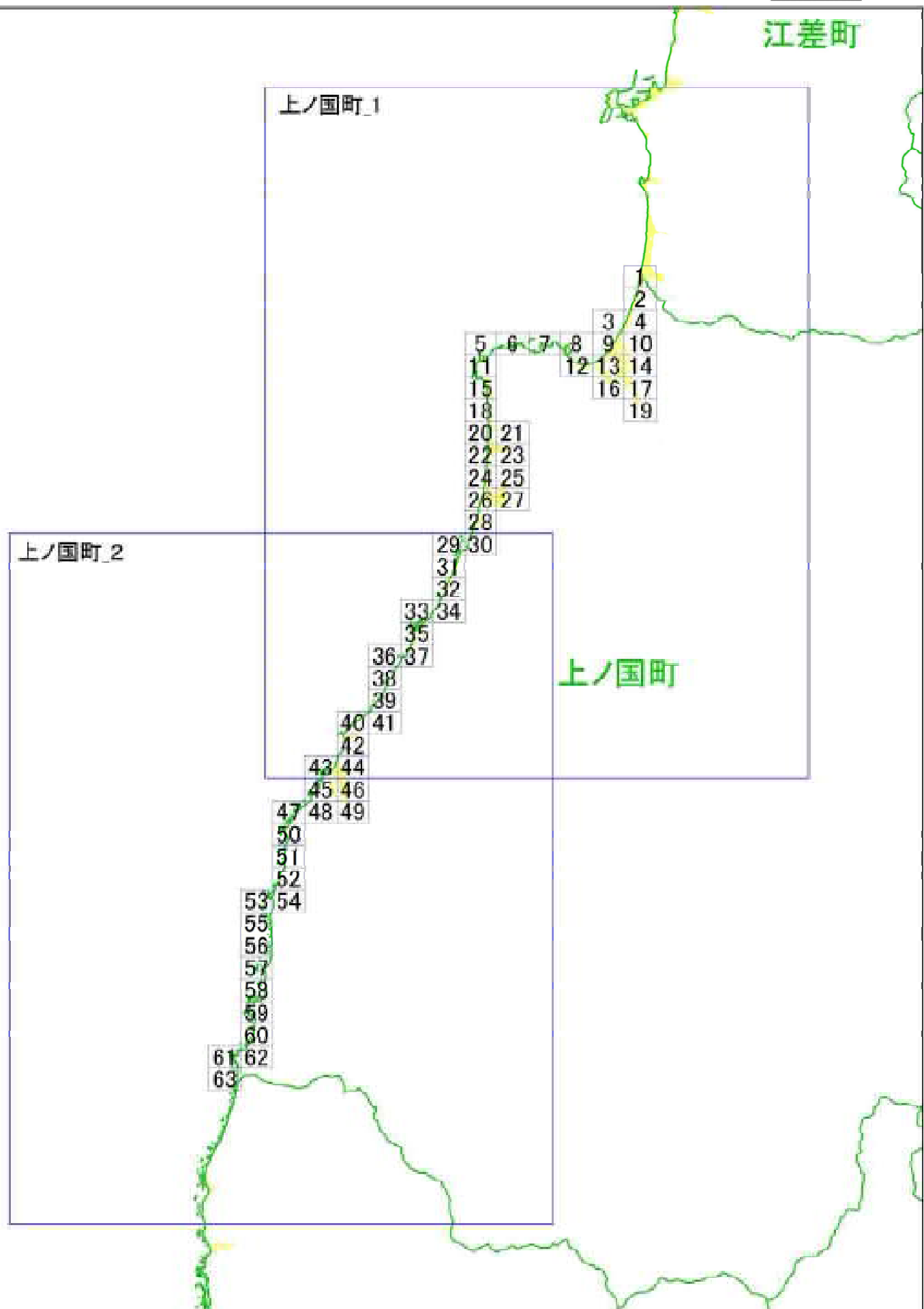
地点名			
No.	最大浸水深(m)	±0.2m	第1波
13	10.87m	〇〇分	〇〇分
15	〇.〇〇m	〇〇分	〇〇分
18	〇.〇〇m	〇〇分	〇〇分

±0.2m : 津波影響開始時間

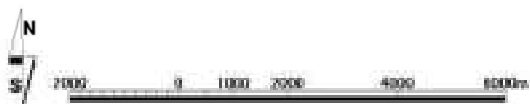
第1波 : 津波第1波到達時間



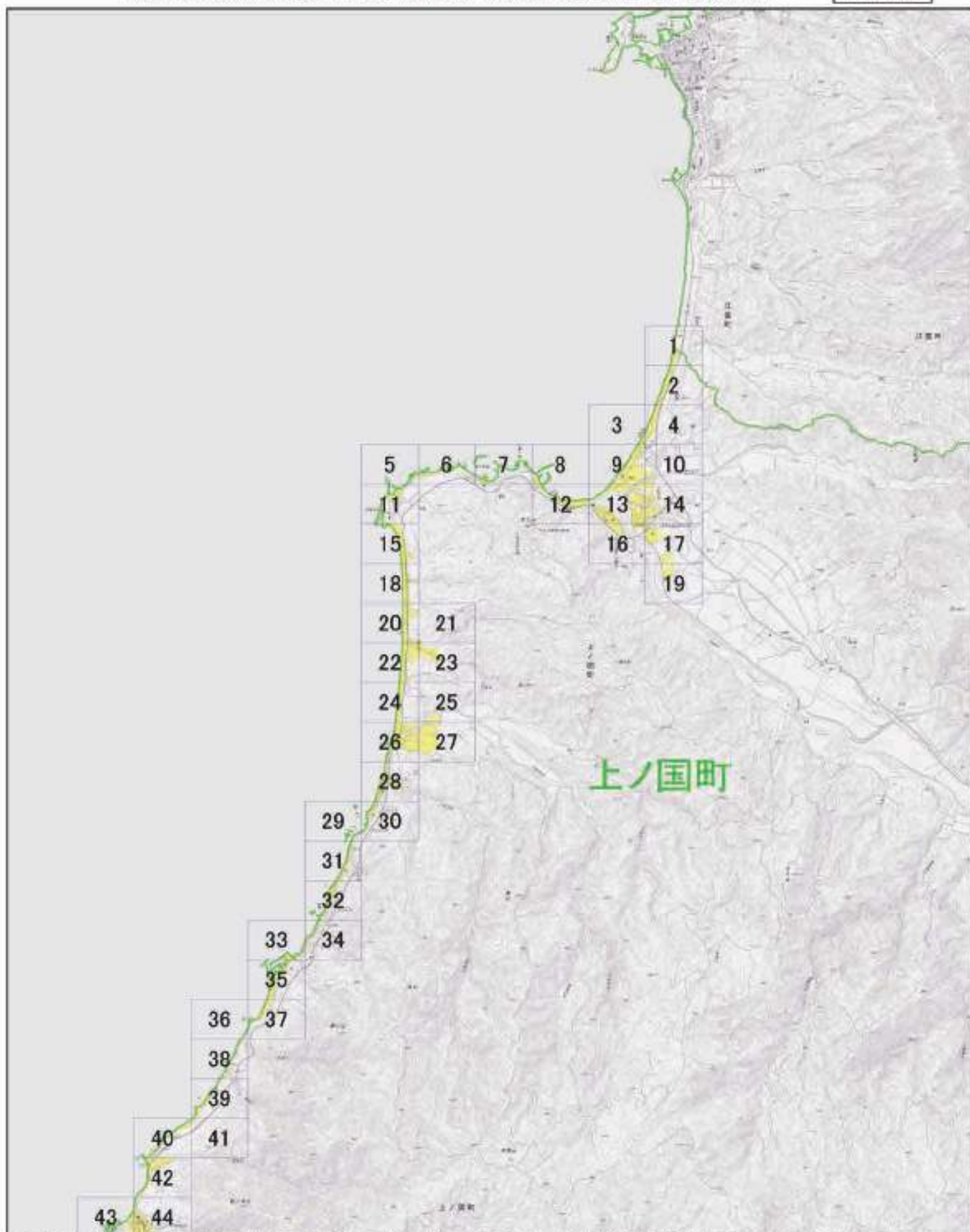




この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）、電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。
（承認番号：平28情使、第16号）



津波災害警戒区域
市町村界



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地区情報)、電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。
(承認番号 平29情保、第893号)



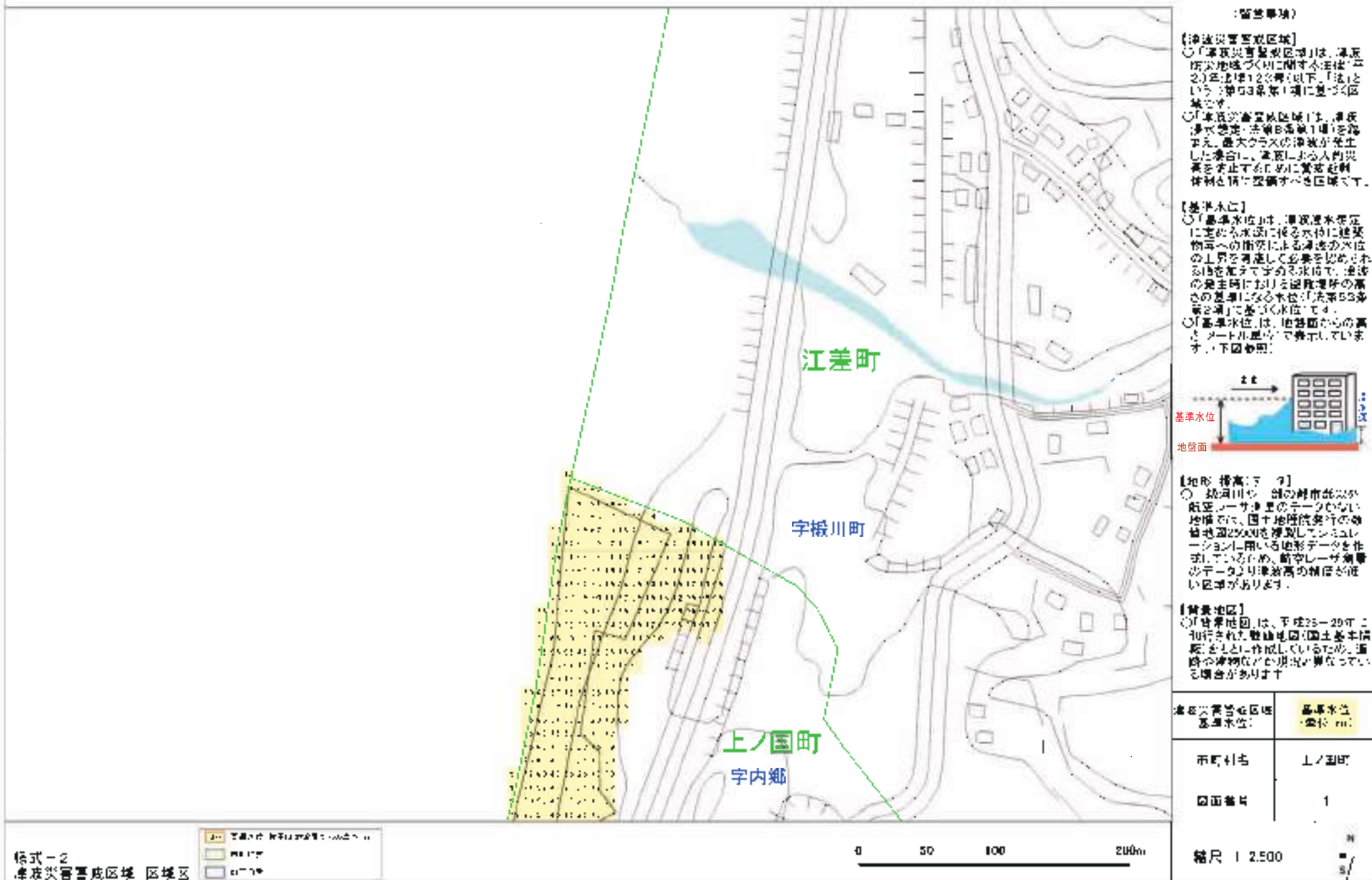
津波災害警戒区域
市町村界

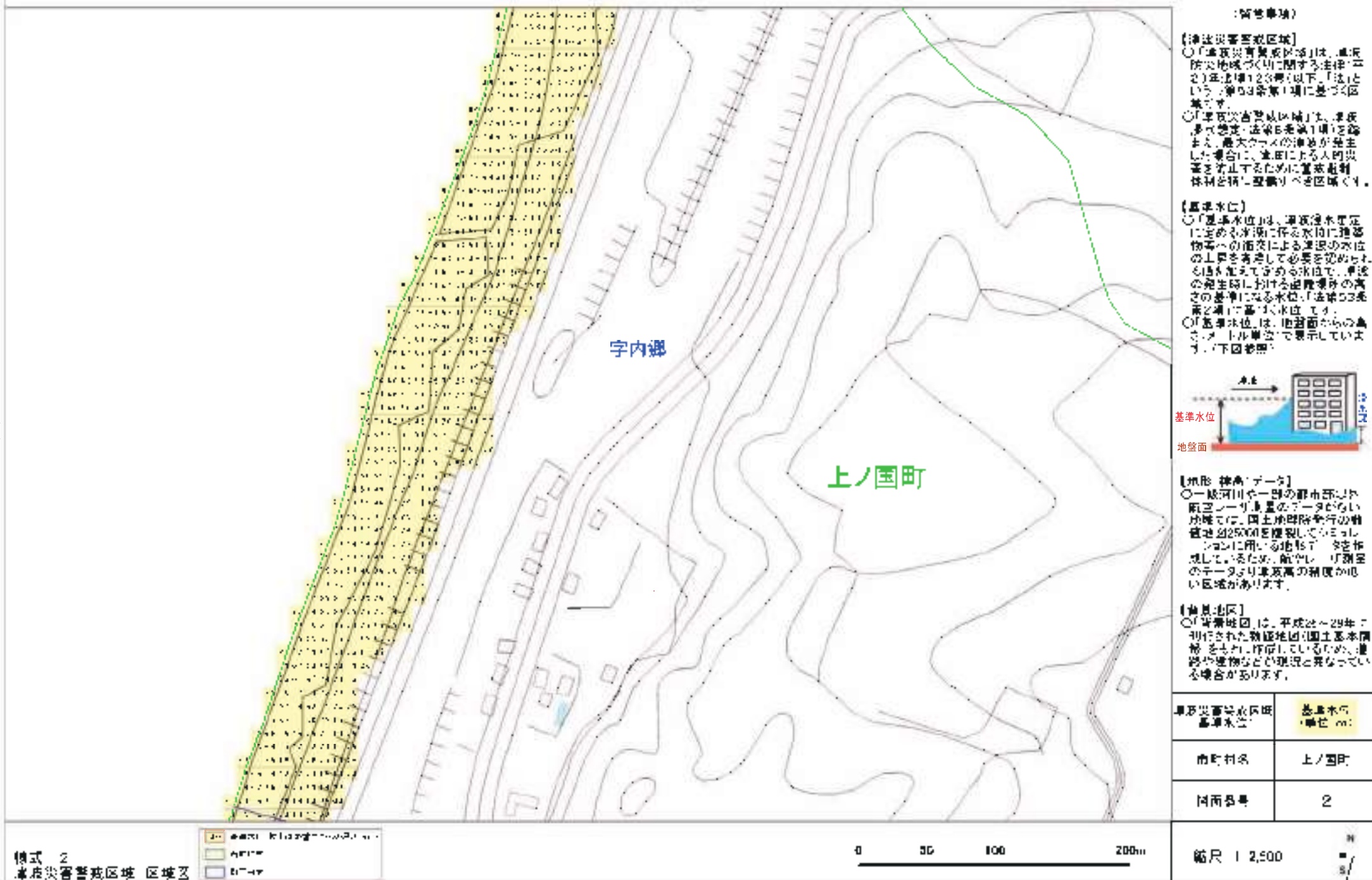


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地区情報)、電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。
(承認番号 平29情保、第893号)



津波災害警戒区域
市町村界





(留意事項)

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成20)年第123号(以下、「法」という。第53条第1項に基づく区域)を指す。

○「津波災害警戒区域」は、津波(津波想定・法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために緊急避難体制を確立整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水位に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要を認められる場合を定めて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位(注4)。

○「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



【地形・標高(注5)】

○ 越前川や一部の町市部以外、航空レーザー測量のデータのない地域では、国土院発行の地形図25000を参照して、レーザデータに用いる地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより津波高の値が低い箇所があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、平成25～29年に発行された数値地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建築物などの現況が異なる場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位:	基準水位 (単位: m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	3

縮尺 1:2,500

北

南

東

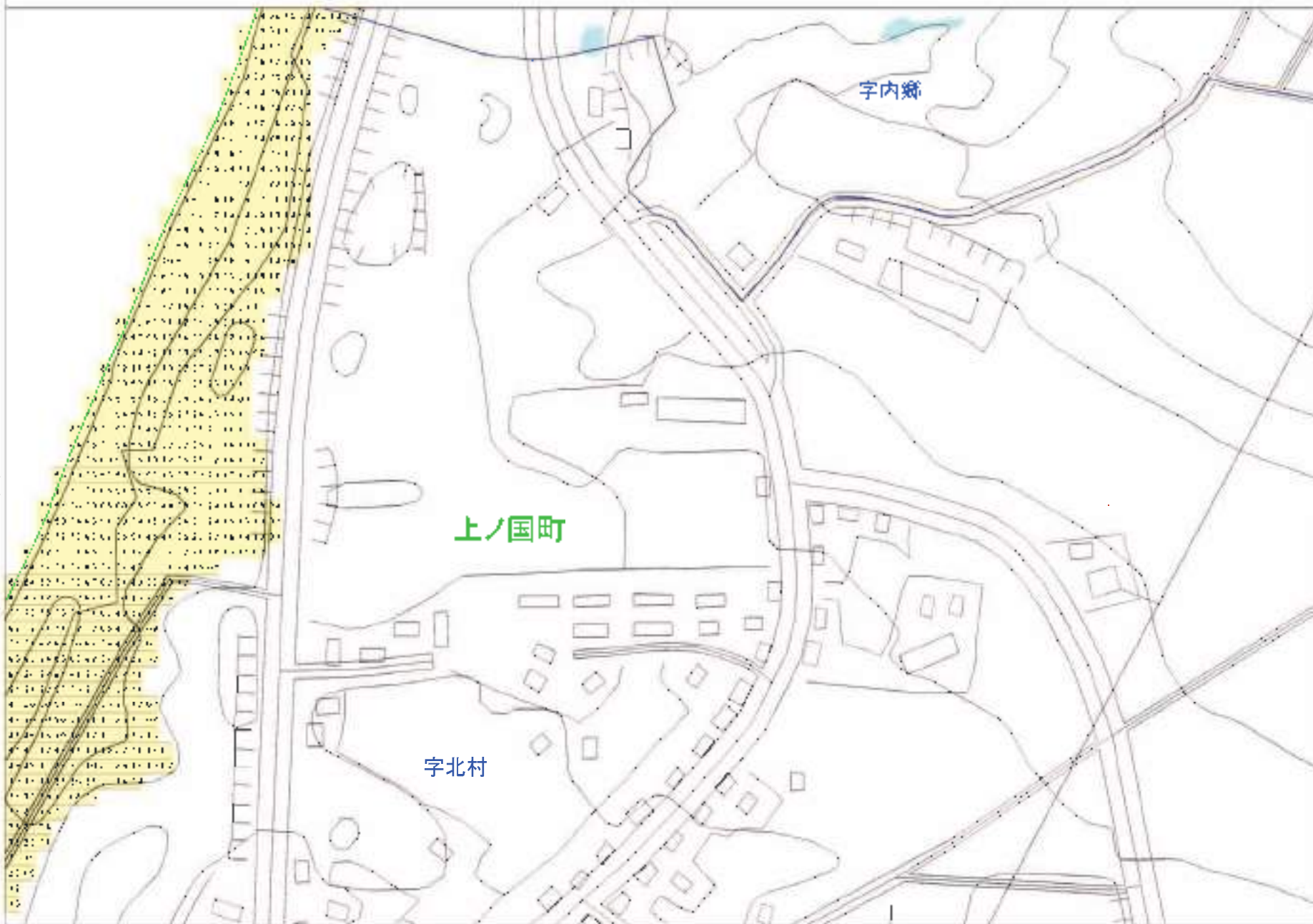
西

字北村
上ノ国町

0 50 100 200m

25000 背景地図(数字は25000) 25000 背景地図(数字は25000) 25000 背景地図(数字は25000)

様式-2
津波災害警戒区域 区域図



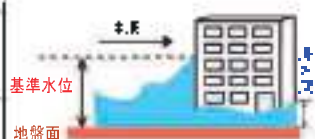
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防止地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波津波で想定(法第5条第1項)を踏まえ、最大波浪の津波が発生した場合に、事前による人命被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波津波水位に定める水位に、津波津波の高さへの所定による津波の水位の上昇を考慮して必要を認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(「津波53条第2項」に基づく水位)です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています(下図参照)。



【地形(標高)データ】

- 一級河川や一部の都市部以外の三ノ宮市域のデータがない地域では、国土院発行の高度地図25000を基盤として、デジタルデータを作成しているため、精度が低い地域があります。

【資料地図】

- 「背景地図」は、平成20～29年に発行された数値地図(国土基本情報)を基盤として作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 「単位」
市町村名	上ノ国町
図面番号	4
縮尺	1/2,500

様式-2
津波災害警戒区域 区域区

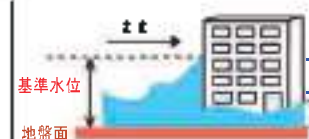
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成20)年第123号(以下、「法」という。第53条第1項に基づく区域)を指す。
- 「津波災害警戒区域」は、津波(津波想定：法第53条第1項)を招き、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を確立整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水位に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要を認められる場合を定めて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位で示す。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



【地形・標高(マ)】

- 越前川や一部の町市部以外、航空レーザ測量のデータのない地域では、国土院発行の地形図25000を複製してコンピュータに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の値が低い箇所があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成25～29年に発行された数値地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建築物などの現況が異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位:	基準水位 (単位: m):
市町村名	上ノ国町
図面番号	5
縮尺	1/2,500

様式-2
津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m

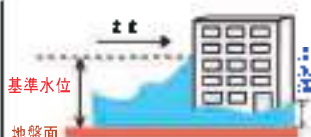
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波
防災地域づくりに関する法律(平
成23年法律123号)以下、「法」と
いう(第53条第1項)に基づく区
域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波
津波想定(法第55条第1項)を踏
まえ、最大クラスの津波が発生
した場合に、津波による人的災
害を防止するために緊急避難
体制を確立整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波津波想定
に定める水位に接する水位に建築
物等への衝突による津波の水位
の上昇を考慮して必要と認めら
れる値を加えて定める水位で、津波
の発生時における避難場所の高
さの基準となる水位(法第53条
第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高
さメートル単位で表示していま
す。(下図参照)



【地形 標高(マ)】

- 「地形 標高(マ)」は、河川や一部の都市部以外
航空レーザー測量のデータのない
地域では、国土院発行の地
形図2500を参照して、コン
ピューターを用いた地形データを作
成しているため、航空レーザー測量
のデータより津波高の値が低
い箇所があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成25～29年
に作成された数値地図(国土基本情
報)を基に作成しているため、道
路や建築物などの状況が異なってい
る場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位: m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	6

縮尺 1:2,500



様式-2
津波災害警戒区域 図面区

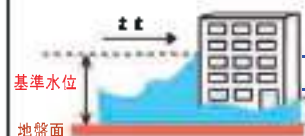
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(第2)条第1項第2号(以下、「法」という。)第53条第1項に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波(津波想定・法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために緊急避難体制を確立整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波津水想定に定める水位に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要を認められる場合加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(「法第53条第2項」に基づく水位)で4。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル表示で表示しています。(下図参照)



【地形 標高(マ)】

- 「地形 標高」は、一部の町市部以外航空レーザー測量のデータのない地域では、国土院発行の地形図25000を複製してコンピュータ上で地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより津波高の値が低い箇所があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成25～29年に発行された地形図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建築物などの現況が異なる場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位: m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	7
縮尺	1/2,500



様式-2

津波災害警戒区域 区域図

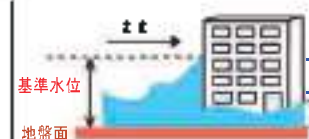
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波(津波想定：法第53条第1項)を招き、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために緊急避難体制を確立整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める津波に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要を認められる場合を定めて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位(注)。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



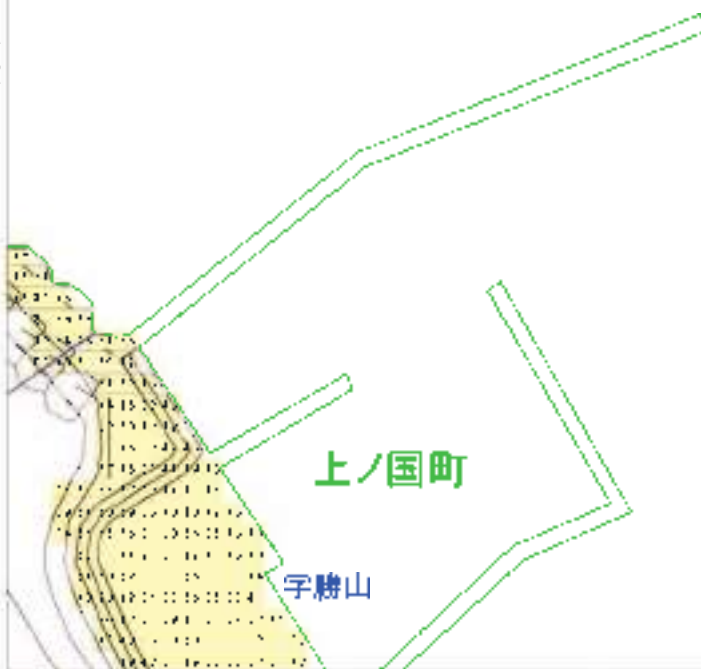
【地形・標高(マ)】

- 「地形・標高」は、一部の町市部以外航空レーザー測量のデータのない地域では、国土院発行の地形図25000を参照してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより津波高の傾斜が低い箇所があります。

【背景地図】

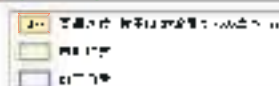
- 「背景地図」は、平成25～29年に発行された数値地図(国土基本情報)を主として作成しているため、道路や建築物などの現況が異なる場合があります。

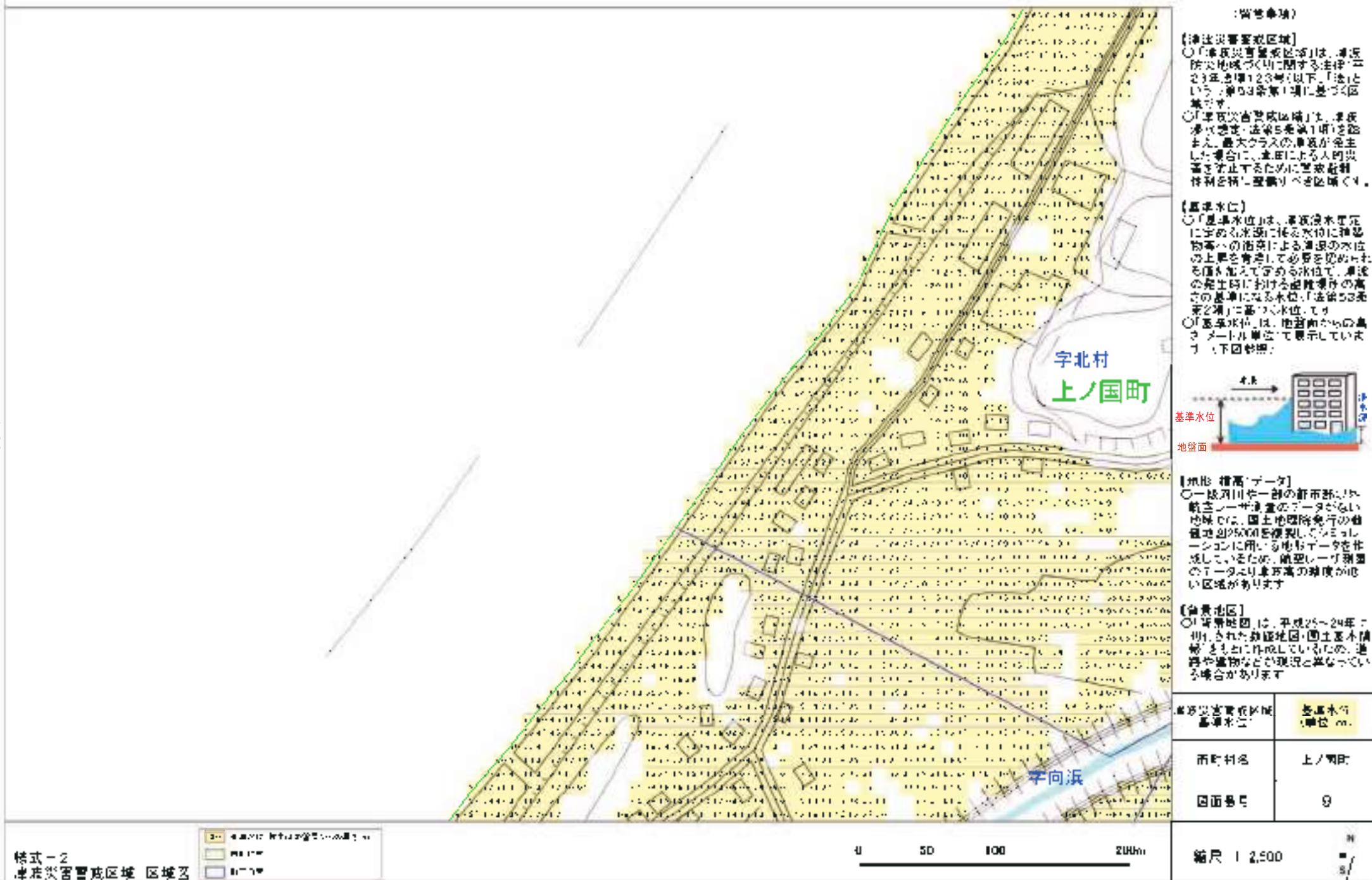
津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位：m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	B
縮尺	1/2,500



様式-2

津波災害警戒区域 区域図







(留意事項)

【津波災害警戒区域】

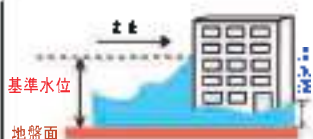
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成20)年法律123号(以下、「法」という)第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波被害想定(法第55条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために緊急避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、津波津水想定に定める水高に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮し、必要と認められる高を加えて定める水位で、津波の発生時ににおける避難場所の高さの基準となる水位(「津波53条第2項」に基づく水位)です。

○「基準水位」は、地盤面からの高さ「メートル単位」で表示しています。下図参照。



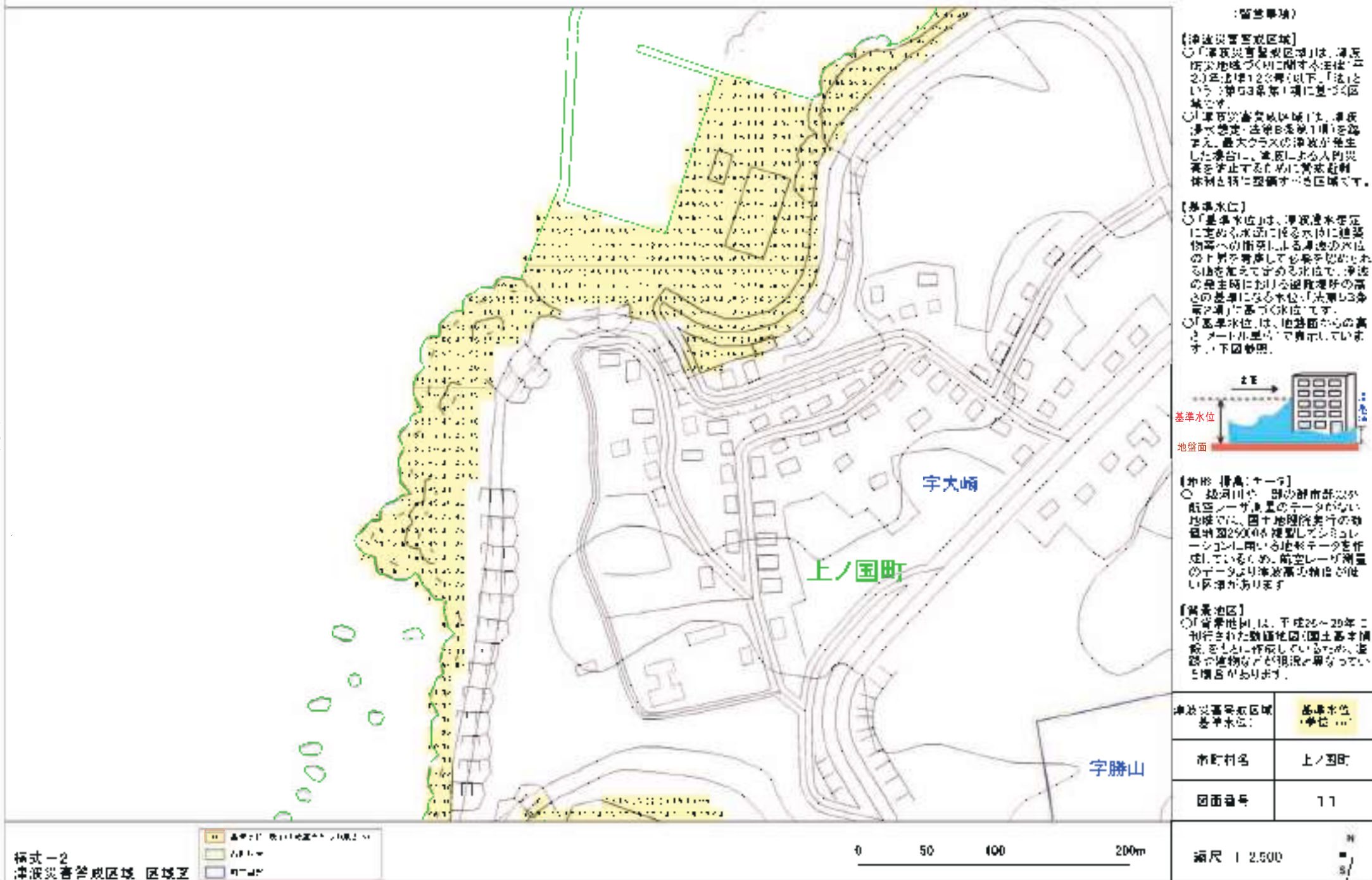
【地形・等高線・アーク】

○「地形図」や「国の経市町村の航空レーザ測量のデータがない地域」では、国土院防災行政の整備地図25000を基に作成したシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の値が低い箇所があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、平成25～29年に初行われた数値地図(国土地基本情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 単位:m
市町村名	上ノ国町
図面番号	10
縮尺	1:2,500



様式-2
津波災害警戒区域 区域図

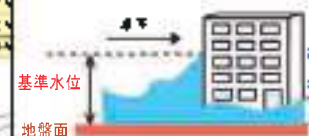


【用途】治霍乱、吐瀉、腹痛。

- ③「津波災害警戒区域」は、津波防止地域として指定する主注「平成23年以降12年以内」以下、「法」という、第53条第1項に基づく区域である。
- ④「津波災害警戒区域」は、津波防止地域、法第58条第1項に該当する、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的被害を防止するために、警戒区域の利益を損ない、警戒区域の区域を

【高湯水仁】

- ①「浸透水水位」は、直交浸水想定に定める浸透水に相当する水位に建築物等への荷重による浸透の水位の上昇を考慮して必要な余裕を有する値と定めて定める水位で、浸透の発生時における定常境界の高さの基準となる水位（上述の浸透系2種に「基準」水位）
②「基準水位」は、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。下記参照。



【胎胎 構造・デ・タ】

- 一級河川や一部の都市部を除く航空レーザ測量のデータがない地域では、国土地理院発行の地形図25,000を複製して、コンピュータに用いる地形データを作成してゐるため、航空レーザ測量のデータより地方の精度が低い区域があります。

【仙貴地区】

- 「開発地図」は、平成25～29年：
初訂された「開発地図」国十基本情
報をもとに作成しているため、道
路や建物などの現況と異なってい
る場合があります。

溪沙溪古賢溪附近 基岩水位	基岩水位 (單位: m)
市町村名	上ノ國町
図面番号	12

比例 1:2500

極式-2

津波災害警戒区域 区域区

☒ 项目已部署到生产环境，不再需要

0 50 100 200m



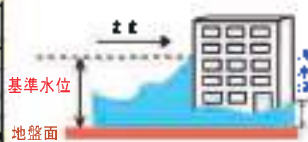
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（第23号）第12条第1項以下、第13条第1項に基づき指定された区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波発生想定（津波5m、最大波浪1m）を想定し、最大波浪の津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために建築物の倒壊・損壊が予想される区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波発生想定に定める水深に接する水位に建築物等への衝突による津波の侵入のリスクを考慮し、必要と認められる水位に定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位（津波5m、第2項）に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。下図を参照。



【地形・標高データ】

- 「地形・標高データ」は、河川や湖沼の都市部以外の航空写真、標高データのない地域では、国土院発行の航空写真2500倍を基に作成した地形データを作成しているため、航空写真撮影の年次より津波の高さが低い地域があります。

【背景地図】

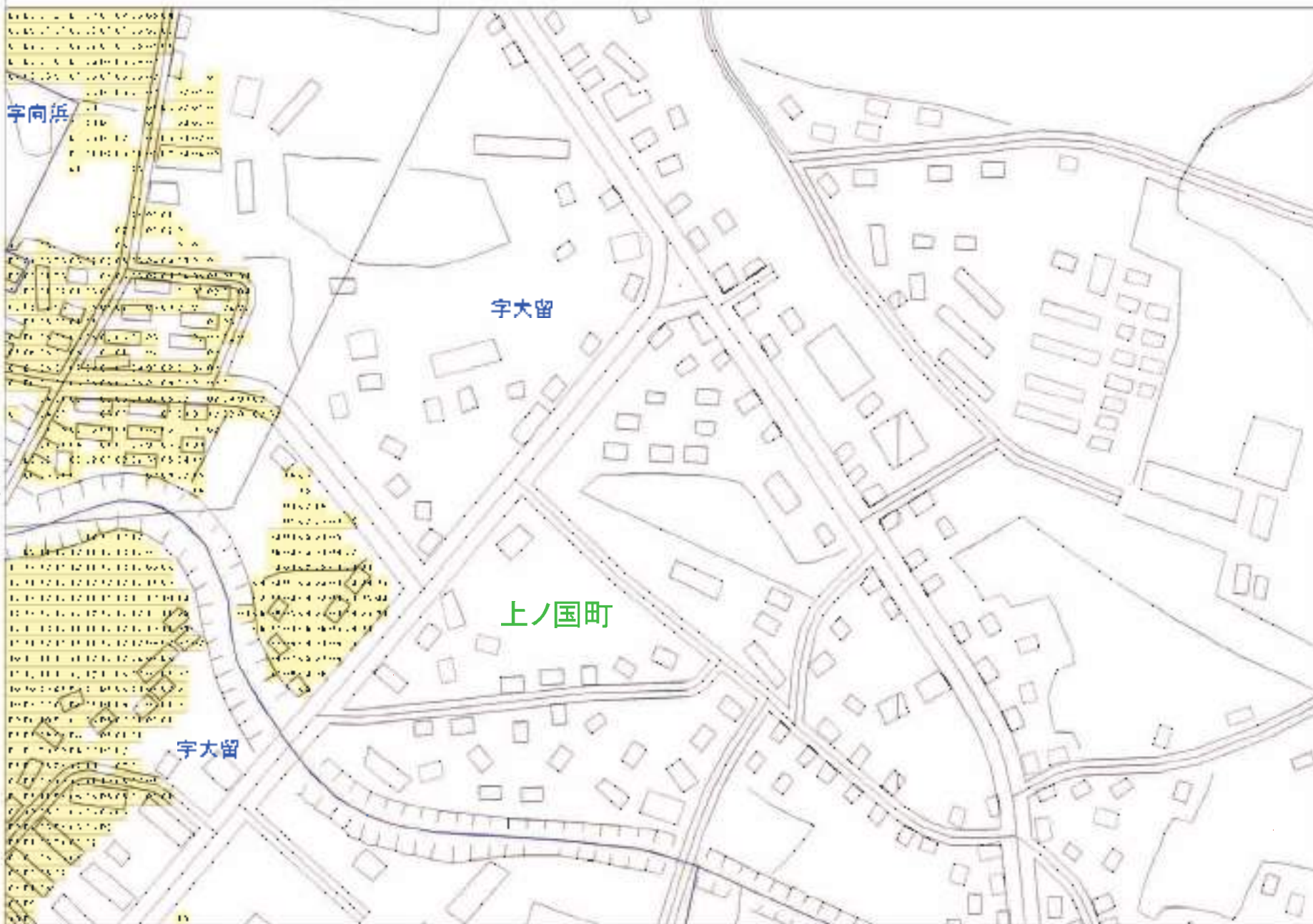
- 「背景地図」は、平成25～29年に発行された数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 （単位：m）
市町村名	上ノ国町
図面番号	13

縮尺 1:2,500

様式-2

津波災害警戒区域 区域図



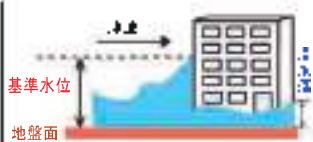
(留意事項)

〔津波災害警戒区域〕

- 「津波災害警戒区域」は、津波防波地域づくりに関する法律(平成20年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波津波想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、直ちに上り入内災害を防止するために緊急避難体制を特に整備すべき区域です。

〔基準水位〕

- 「基準水位」は、津波津波想定に定める津波に際する水位に建築物等への衝突による津波の侵入の上界を考慮して必要を認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時ににおける避難津波の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下記参照)



〔地形 標高 データ〕

- 「地形 標高 データ」は、河川や、部の都市部以外、航空レーザ測量のデータがない地域では、国土院陸地測量の地形図25000を参照してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波の高さが低い箇所があります。

〔背景地図〕

- 「背景地図」は、平成25～29年に刊行された登録地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

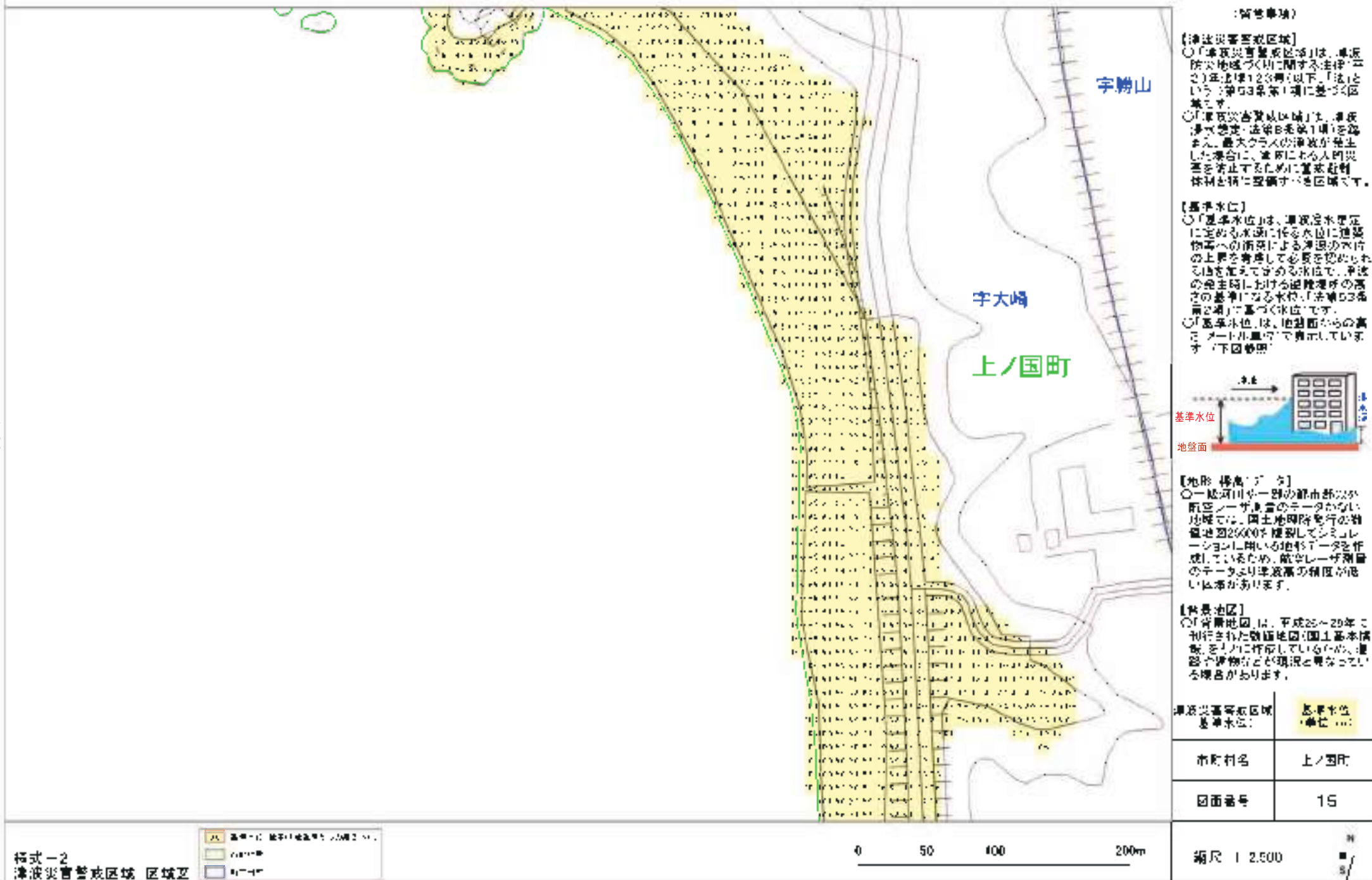
津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位: m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	14

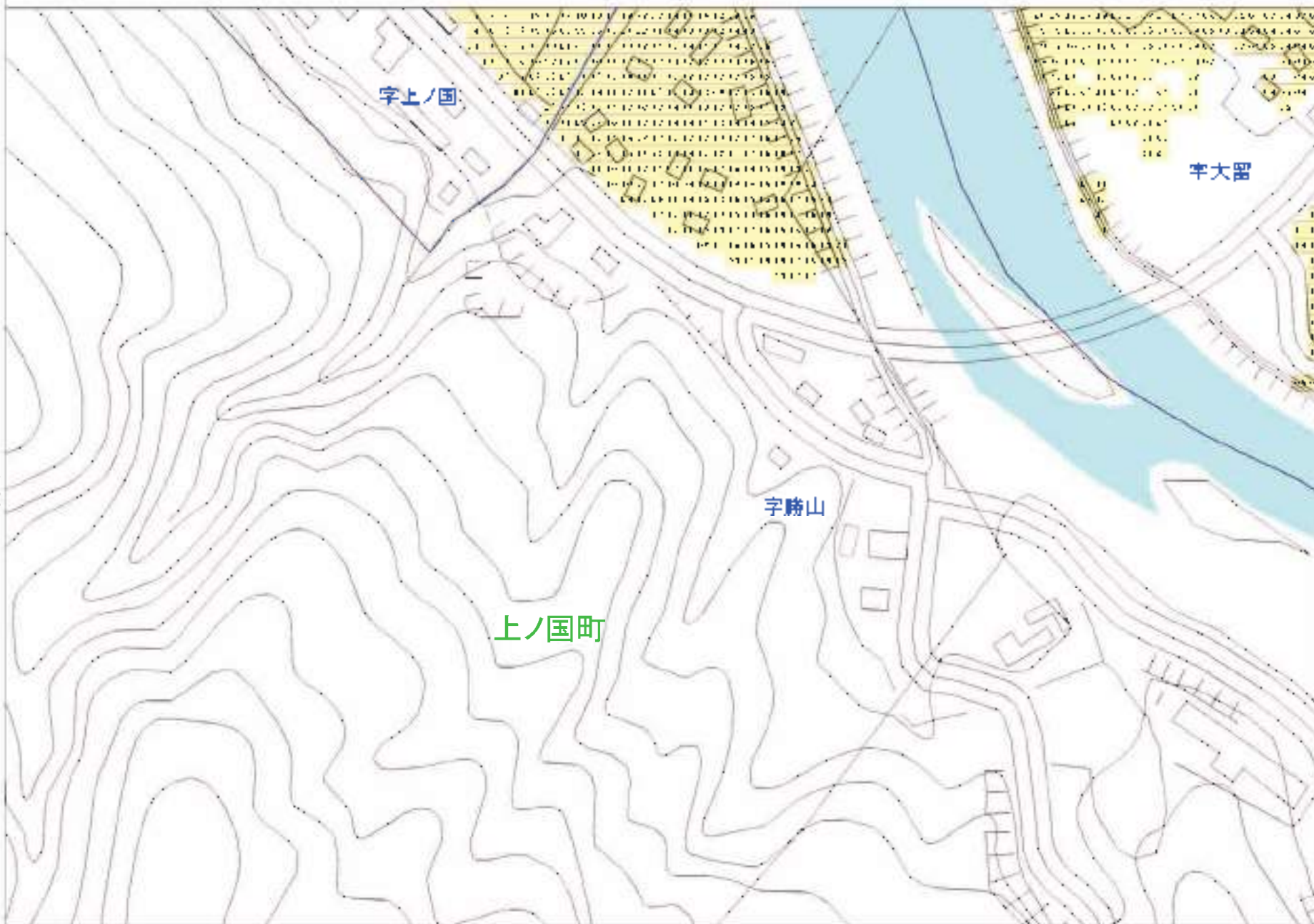
縮尺 1:2,500

様式-2

津波災害警戒区域 区域図







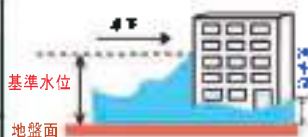
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成25年法律123号）以下「法」という。第53条第1項に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第53条第1項）に基づき、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警戒区域の体制を整えるべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水高に係る水位に建築物等への面圧による浸透の水の上昇を考慮して必要と認められる高を加えて定める水位で、津波の発生時に對する避難準備の高さの基準となる水位（法第53条第2項）に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形・標高データ】

- 一般河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量のデータがない地域では、国土院発行の標高図25000を参照してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより標高の精度が低い場合があります。

【台具地区】

- 「台具地区」は、平成25～29年に刊行された数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 単位
市町村名	上ノ国町
図面番号	16

縮尺 1:2,500

様式-2

津波災害警戒区域 区域図





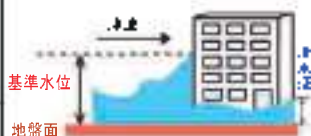
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防波地帯づくりに関する法律(平成20年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波津波想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、直ちに上り入内災害を防止するために緊急避難体制を確立し整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波津波想定に定める津波に相当する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時に上り入内災害の防止の基準となる水位(法第53条第2項)に基づき水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



【地形・標高データ】

- 一般河川の一部の都市部以外、航空レーザ測量のデータがない地域では、国土院陸地測量図(25000)を参照してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の標高が低い箇所があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成25～28年に刊行された登録地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 「単位」
市町村名	上ノ国町
図面番号	17

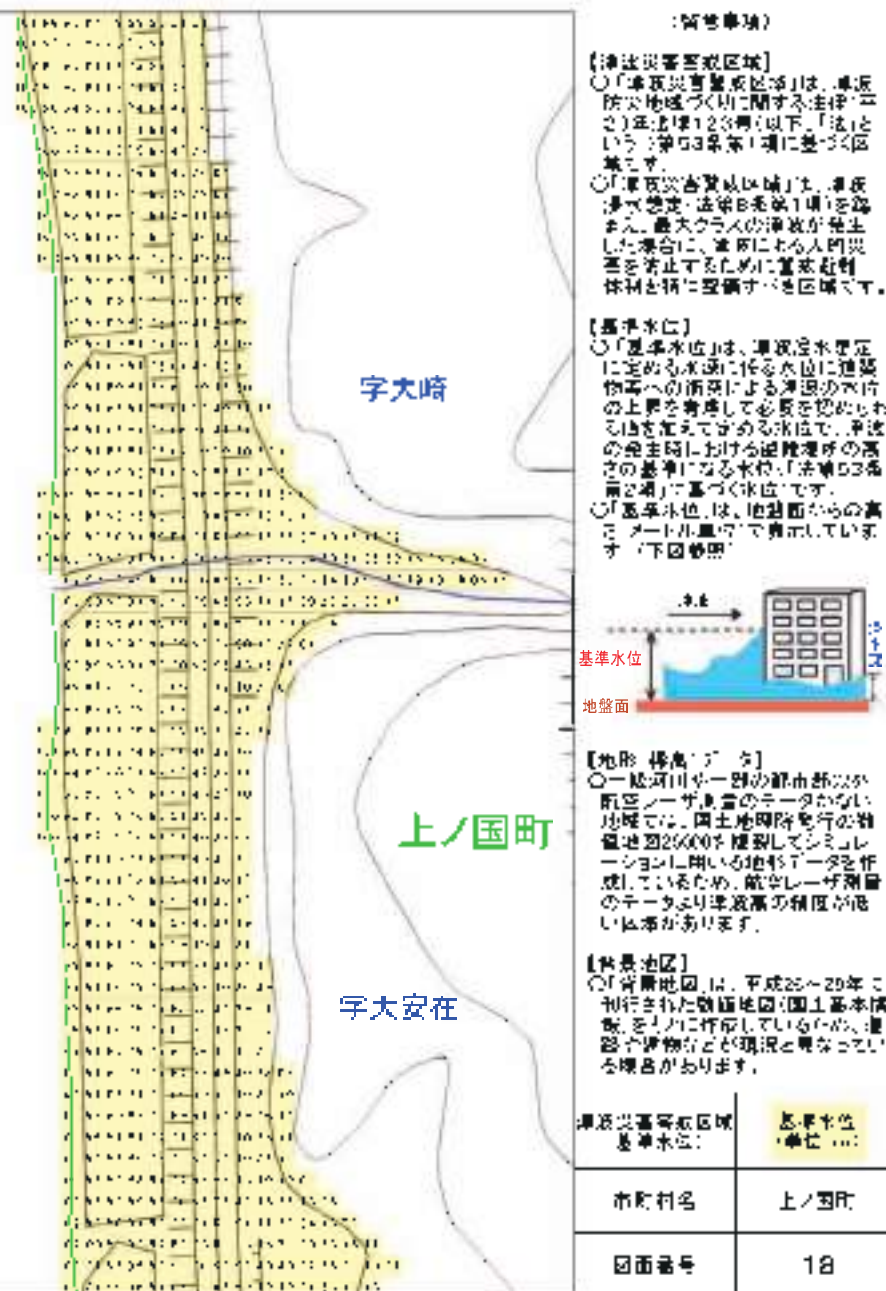
様式-2

津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m

縮尺 1:2,500

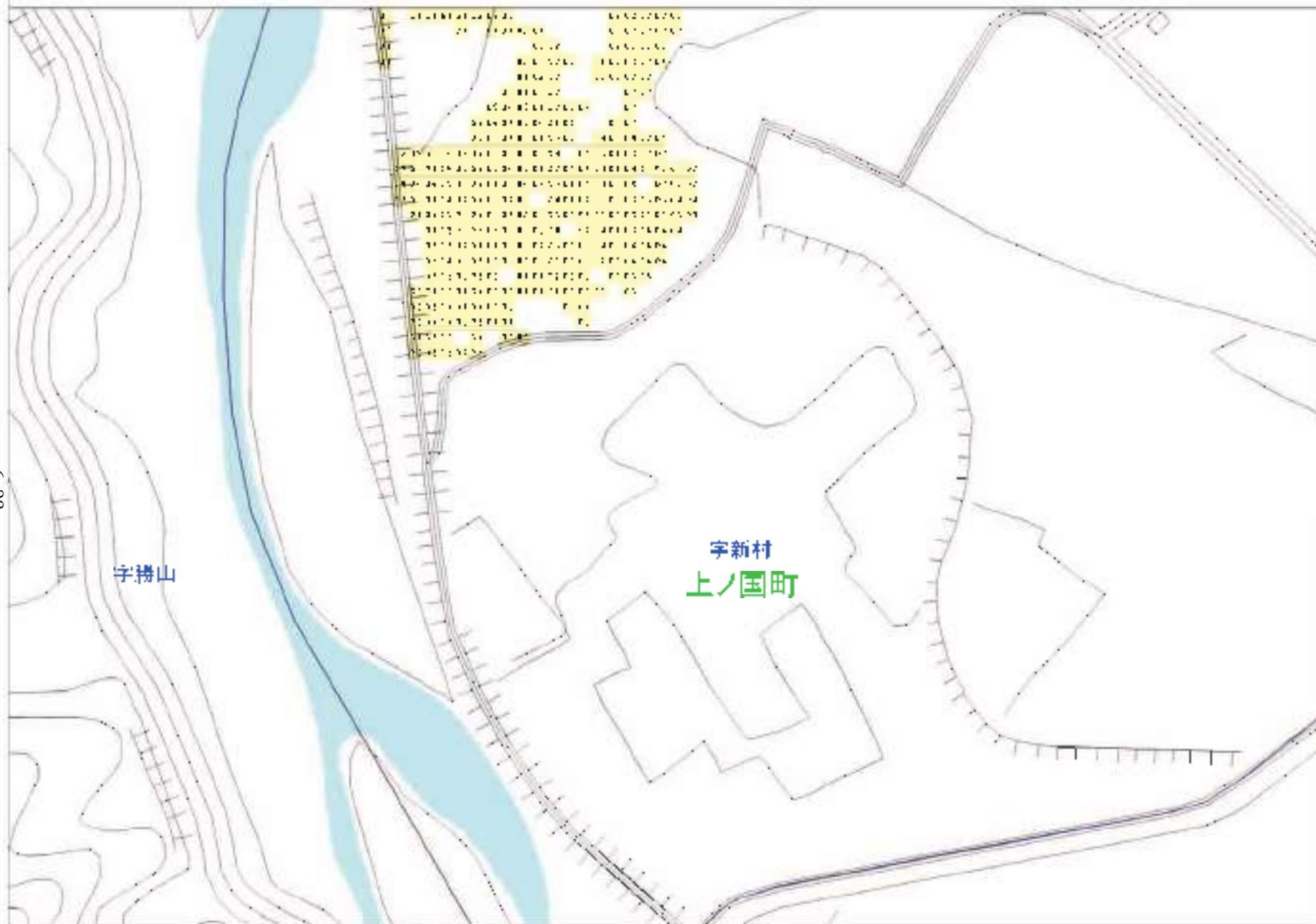


凡例
 ① 基準水位(基準水位高) 1.0m以上
 ② 津波災害警戒区域
 ③ 市町村界

0 50 100 200m

縮尺 1:2,500

様式-2
津波災害警戒区域 区域図



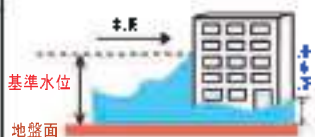
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防止地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波発生想定(法第5条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、事前による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水位(相対水位)に建築物への倒壊による津波の侵入の上部を考慮して必要に応じて高さを加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(「津波53条第2項」に基づく水位)です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています(下図参照)。



【地形(標高)データ】

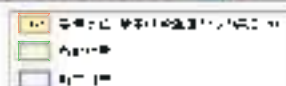
- 一般河川等一部の都市部以外の三ノ宮市域のデータがない地域では、国土地理院発行の高度地図25000を基盤として、三ノ宮市域に適用する地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより標高の精度が低い区域があります。

【留意事項】

- 「留意事項」は、平成26～29年に刊行された数値地図(国土基本情報)を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 単位: m
市町村名	上ノ国町
図面番号	19

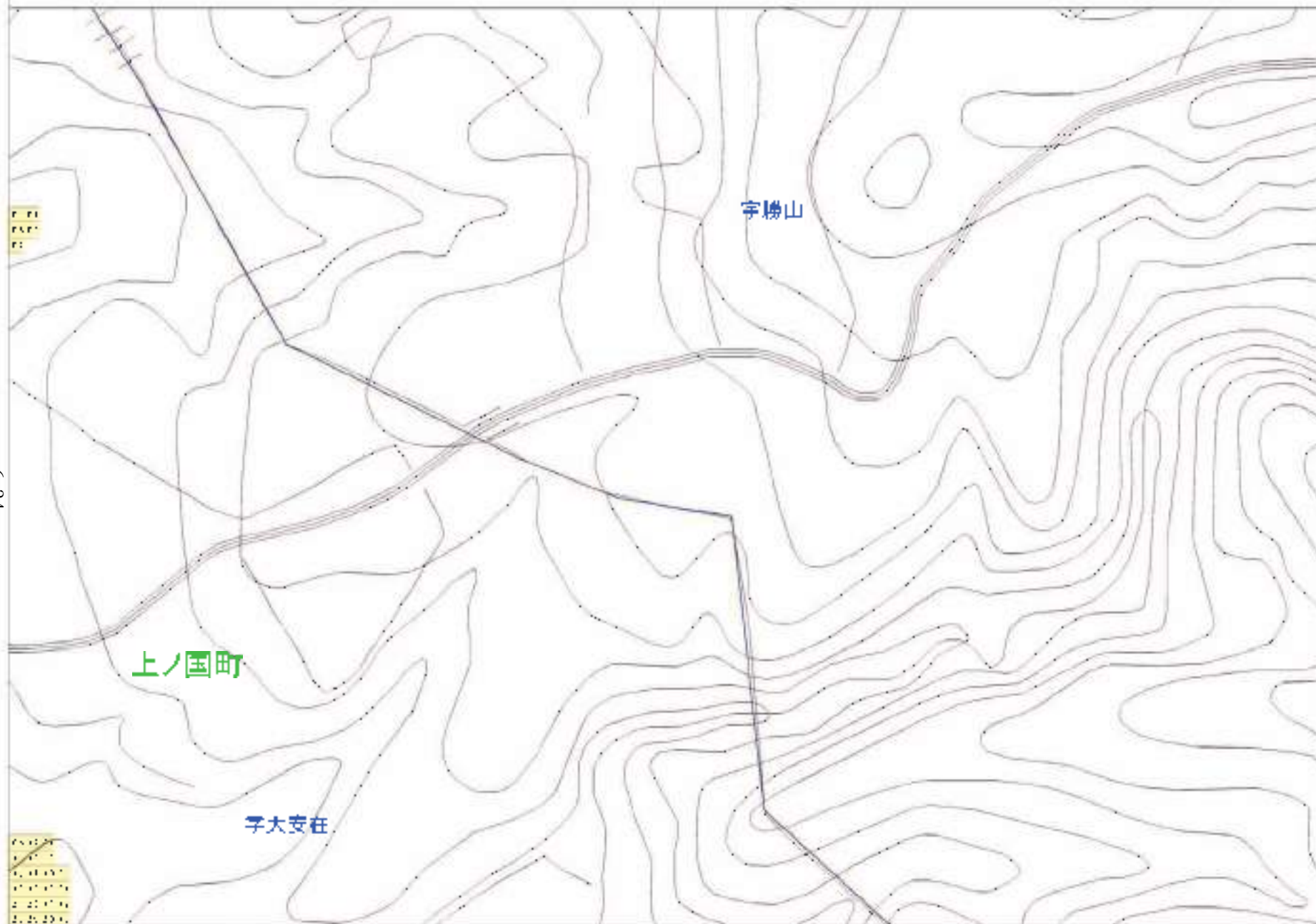
様式-2
津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m

縮尺 1:2,500





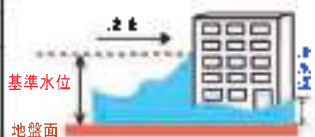
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波発生地域づくりに関する水圧(注2)が基準123m以下、「注」という(第53条第1項)に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波発生想定(注3)第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警戒体制と特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波発生想定に定める水位に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時に加わる避難場所の高さの基準となる水位(「津波53条第2項」に基づく水位)です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ「メートル単位」で表示しています。下図参照。



【地形 標高(メートル)】

- 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量のデータのない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を参照してデジタルシェーディングに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の値が低い場合があります。

【資料地区】

- 「省測地図」は、平成26～29年に刊行された数値地図(国土基本情報院)を主に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位:m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	21

縮尺 1:2,500

様式-2

津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m



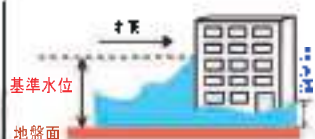
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防止地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、直ちに人命災害を防止するために警戒体制と特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水高に接する水位に建築物への衝突による津波の水の上昇を考慮して必要と認められる高さ加えて定める水位で、津波の発生時ににおける避難場所の高さの基準となる水位(「法第53条第2項」に基づく水位)です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています(下図参照)



【地形(標高)データ】

- 越前川や、一部の都市部以外、航空レーザー測量のデータがない地域では、国土院階層先行の標高地図25000を複製してシミュレーションに用いる地高データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより標高の精度が低い区域があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成25～29年に刊行された数値地図(国土基本情報)を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

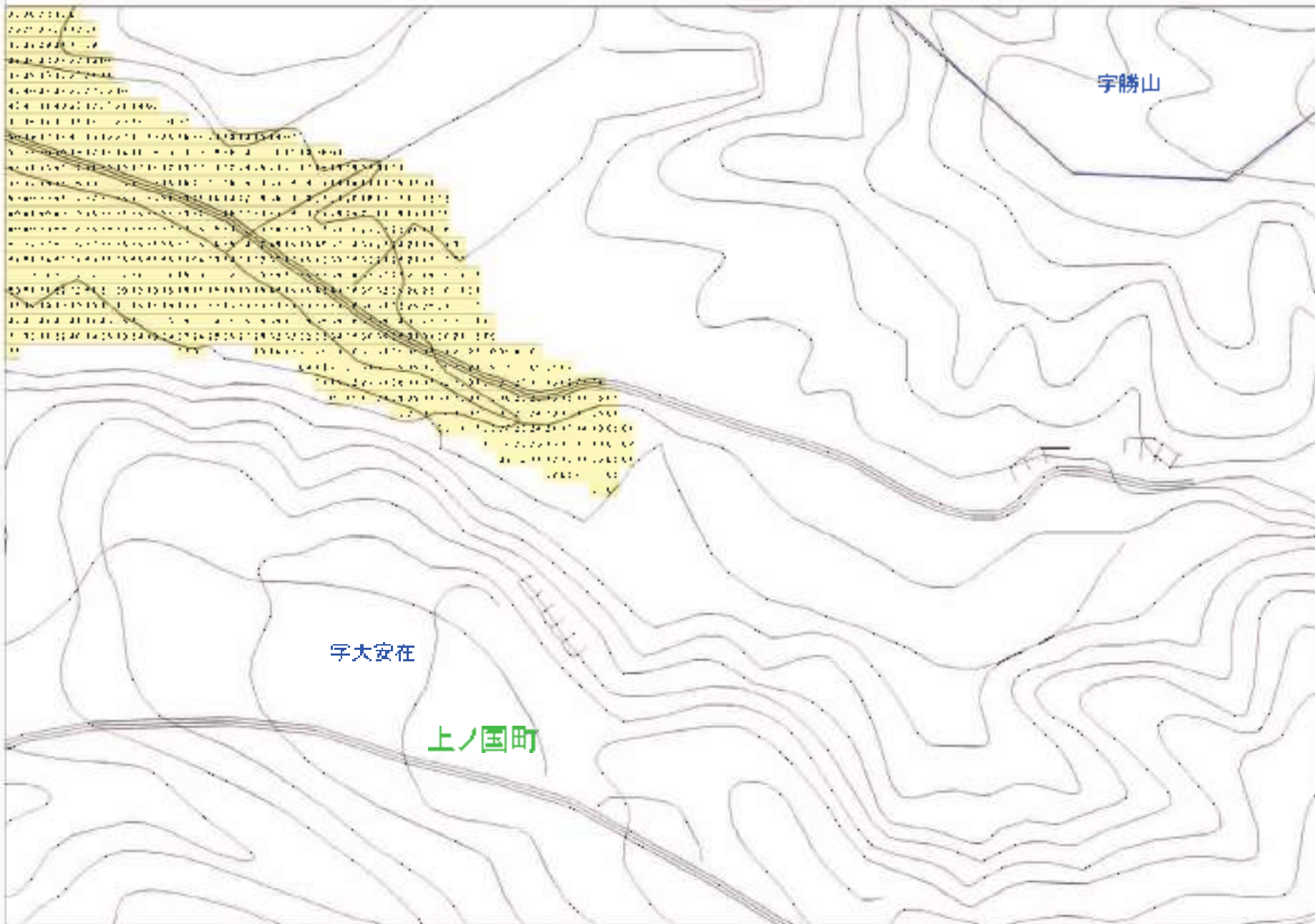
津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位:m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	22

縮尺 1:2,500

様式-2

津波災害警戒区域 区域図





(留意事項)

【津波災害警戒区域】

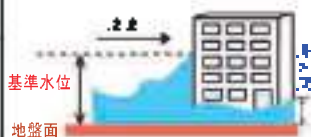
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(第2)条第12条第1項以下、「法」という言葉第53条第1項に定むる区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波(津波想定・法第5条第1項)を想定し、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために緊急避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、津波津水想定に定める水位に接する水位に避難物等への崩壊による津波の水位の上昇を考慮して必要を認め、ある値を加えて定める水位で、津波の発生時に加わる避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。

○「基準水位」は、地盤面からの高さ(メートル単位)で表記しています。(下図参照)



【地形 等高(1:5)】

○一般河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量の精度が低い地域では、国土地理院発行の数値地形データ(DTM)を参照して、等高線に用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量の精度より津波予測精度が低い箇所があります。

【留意事項】

○「留意事項」は、平成26～29年に刊行された数値地形(国土基本情報)を基に作成しているため、道路や建物などが現状と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位:	基準水位 (単位: m):
市町村名	上ノ国町
図面番号	23

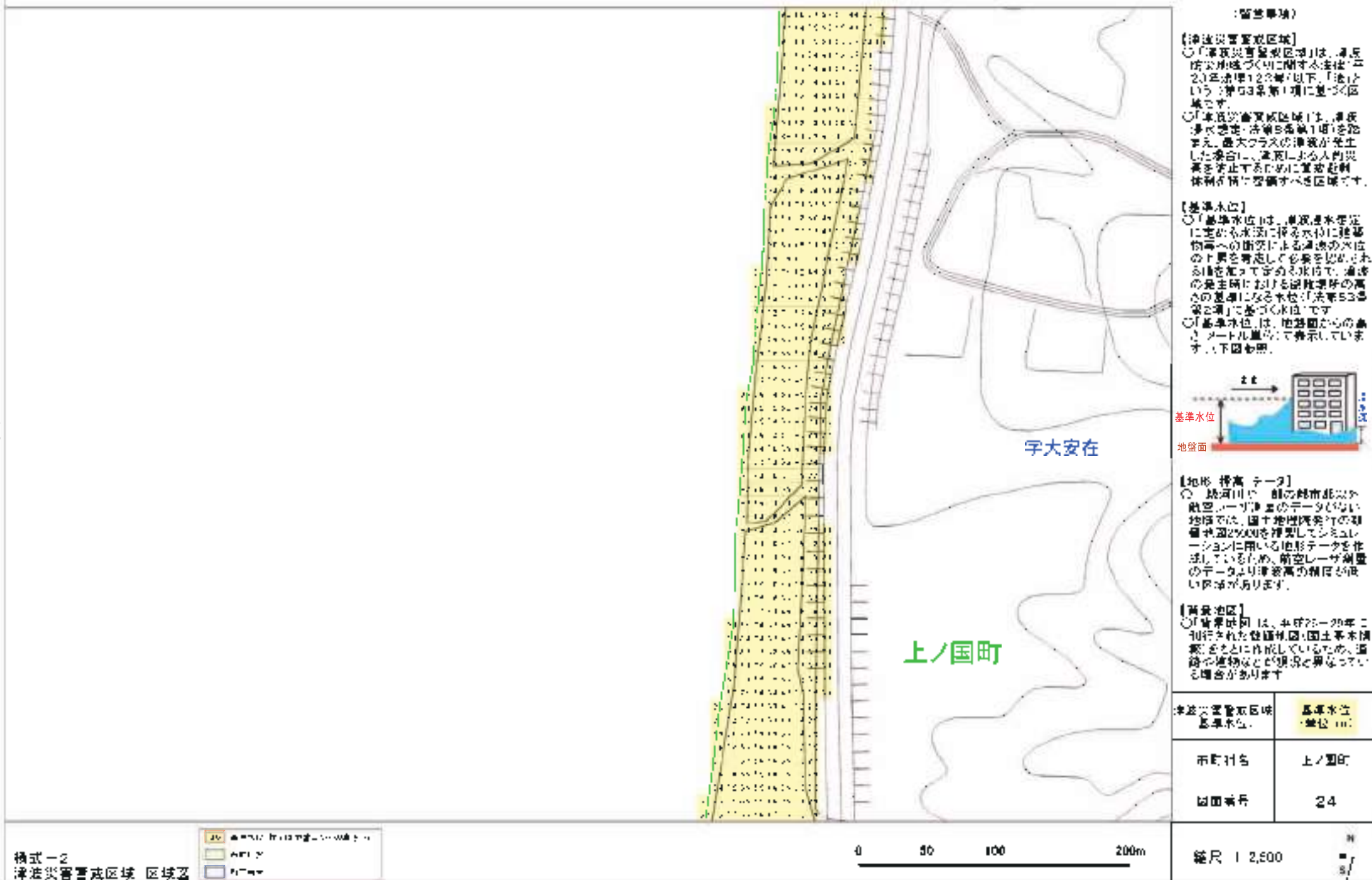
様式-2
津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m

縮尺 1/2,500





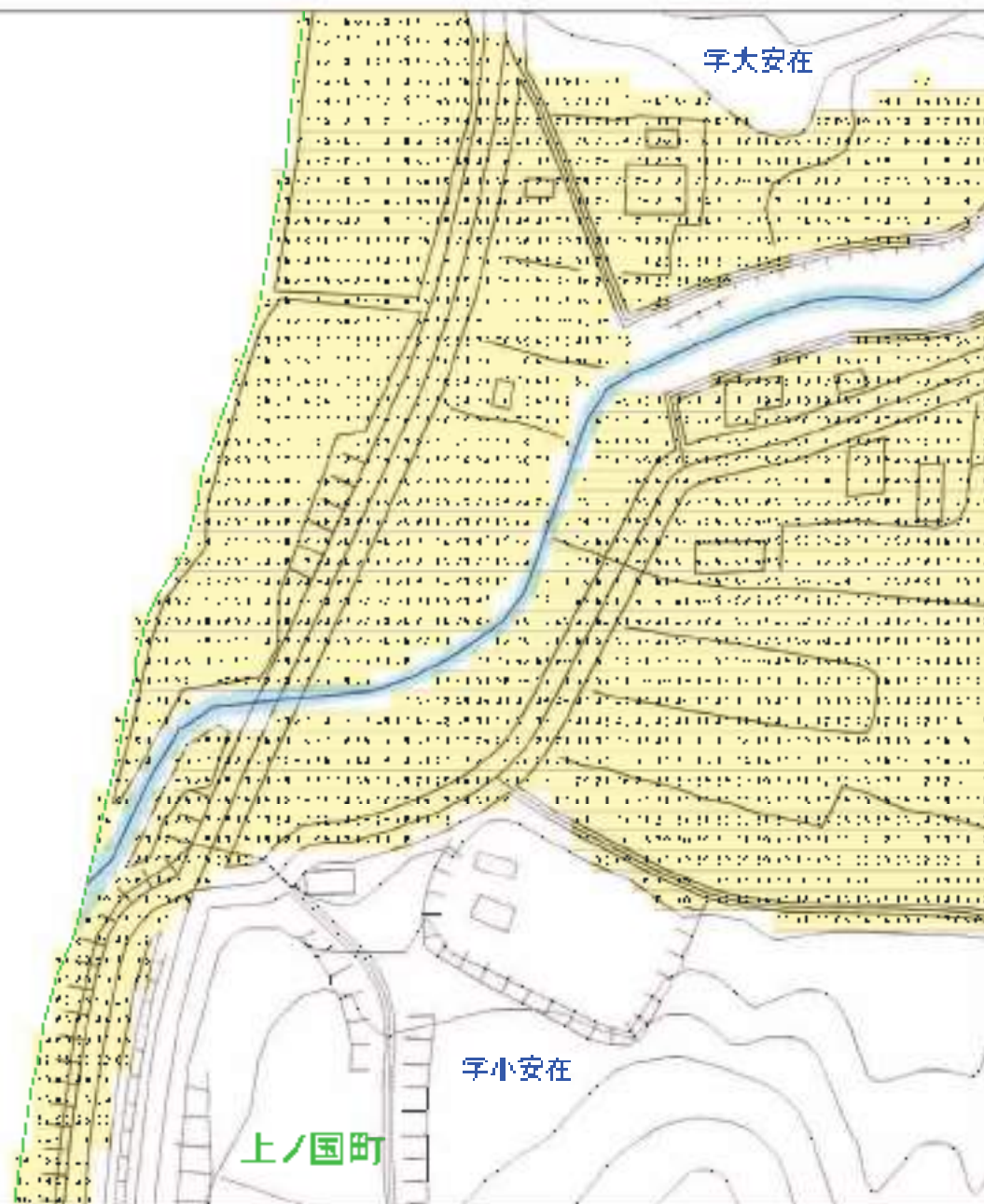
津浦铁路沿线地区 旱季水位	旱季水位 (单位: m)
市町村名	上ノ国町
国国番号	25

☒ JVC 录像机 打：12 7 8 = 1... 00 0 0

0 50 100 200m

總尺 1 2,500

この利用の正確性については、国土地理院の承諾を得て、国土地理院の提供地図(国土地基本情報)女子国土地基本図、地図情報、女子の付添2500及び基礎地図情報等を使用し、(示図番号 平29信使、第59号)



(留意事項)

【津波災害警戒区域】

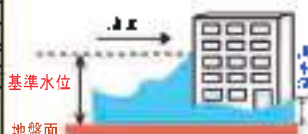
○「津波災害警戒区域」は、平成20年法第123号（以下、1法）という第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波（津波想定・法第53条第1項）を想定し、最大クラスの津波が発生した場合、津波による人的災害を防止するために警戒区域の体制を整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、津波（津波想定）に定まる水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定まる水位で、津波の発生時にける避難場所の高さの基準となる水位（法第53条第2項）に基づく水位です。

○「基準水位」は、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形 標高 データ】

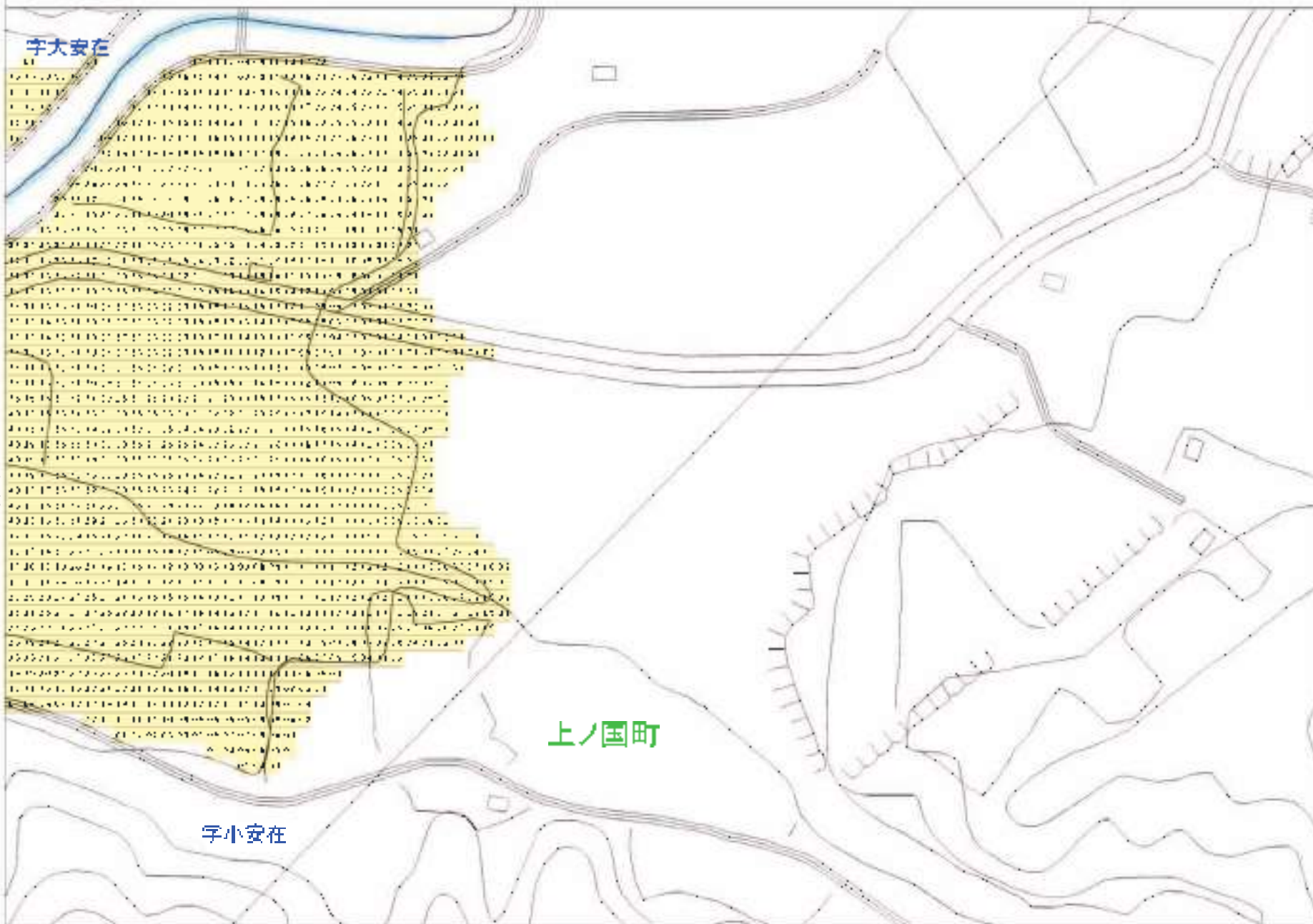
○一歩河川の一部の都市部以外航空レーザ測量のデータがない地域は、国土院発行の地形図25000を複製してシミュレーションを用いた地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより標高の精度が低い場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、平成25～29年に行われた数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 単位：m
市町村名	上ノ国町
図面番号	26





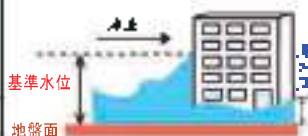
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防止地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という。第53条第1項に基づき区域である。
- 「津波災害警戒区域」は、津波、津波想定・法第53条第1項を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために緊急避難体制を確立整備すべき区域とする。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める津波に付する水位に建物の高さの面高による津波の水位の上昇を考慮して必要を認めし、も追加して定める水位で、津波の浸水時に付する浸水時の高さの基準となる水位。「法第53条第2項」に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。「下図参照」



【地形・等高線データ】

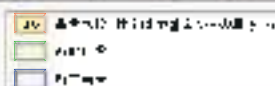
- 一級河川の一部の都市部以外、航空レーザー測量のデータが、地形図では、国土地理院発行の測量地図25000を基盤として、デジタル化しているため、断崖、急傾斜のデータより津波高の精度が低い場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成25～28年に刊行された数値地図(国土地基本情報)を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位: m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	27
縮尺	1/2,500

様式-2
津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m



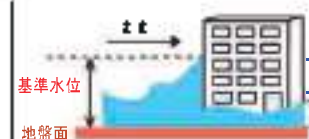
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波(津波想定・法第55条第1項)を想定し、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために緊急避難体制が確立整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水位に接する水位に建築物等への衝突による浸透の心配の上昇を考慮し、必要に応じてある値を加えて定める水位で、浸透の発生時にける避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地勢図からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



【地形・標高データ】

- 「地河川」は、町の町界部以外、航空レーザー測量のデータのない地域では、国土地理院発行の標高データ(2500)を参照してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより標高の値が低い箇所があります。

【資料地区】

- 「資料地区」は、平成20～25年に刊行された登録地図(国土基本情報)を基に作成しているため、道路や建物などが現状と異なっている場合があります。

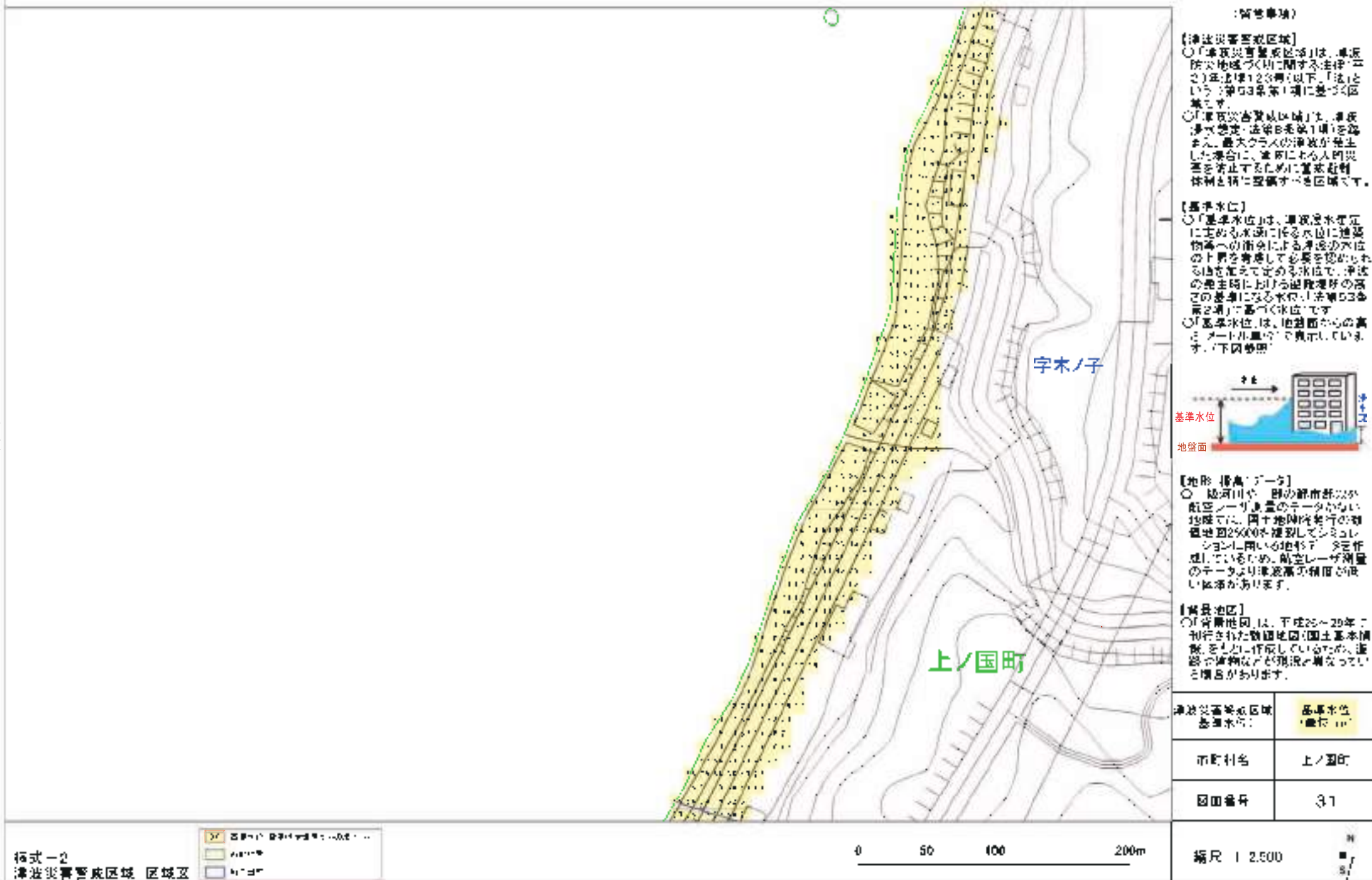
津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位: m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	29

縮尺 1:2,500



様式-2
津波災害警戒区域 区域図

0 50 100 200m





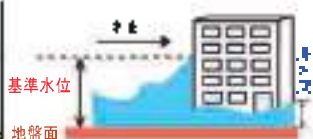
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波被害想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、被害による人命災害を防止するために緊急避難体制を確立すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める津波に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



【地形(標高)データ】

- 越前川や、郡の都市部以外航空レーザ測量のデータがない地域では、国土院所発行の標高地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の値が低い場合があります。

【省庁地図】

- 「省庁地図」は、平成25～29年に刊行された数値地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位:m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	33
縮尺	1/2,500

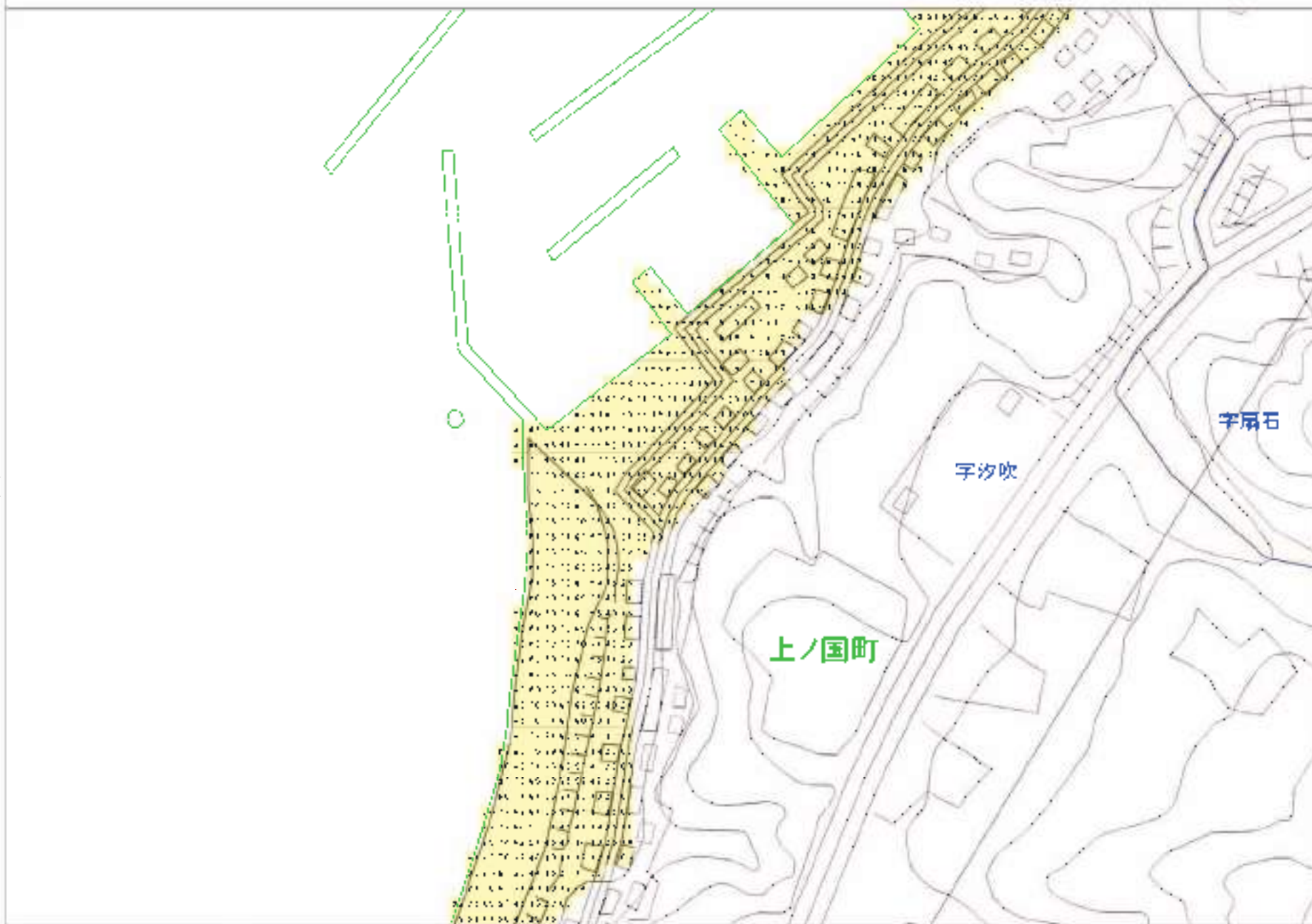
様式-2
津波災害警戒区域 区域図

① 国土地理院「数値地図25000」
② 国土地理院「地形図」
③ 国土地理院「省庁地図」

字汐吹

上ノ国町
宇扇石

0 50 100 200m



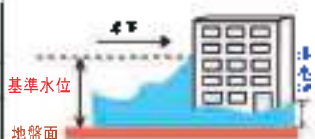
(留意事項)

〔津波災害警戒区域〕

- 「津波災害警戒区域」は、津波防止地域づくりに関する法律(平成2)年法律第123号(以下「法」という。)第53条第1項に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために、警水避難体制を特に要するべき区域です。

〔基準水位〕

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める津波に係る水位に建築物等への面圧による浸透の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時ににおける避難条件の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づき水位です。
- 「基準水位」は、地表面からの高さ、メートル単位で表示してあり、下図参照。



〔地形・標高データ〕

- 一般河川等一部の都市部における航空レーザ測量のデータがない地域では、国土院発行の航空写真測量データを利用して、航空レーザ測量のデータより精度の低い区域があります。

〔留意事項〕

- 「留意事項」は、平成25～28年に初行された数値地図(国土地院発行)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 単位: m
市町村名	上ノ国町
図面番号	35

様式-2
津波災害警戒区域 区域図



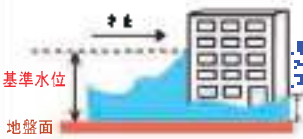
0 50 100 200m

縮尺 1:2,500



（留意事項）

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防犯地域づくりに関する法律（第2）条第123号（以下、「法」という）第53条第1項に基づく区域です。
 - 「津波災害警戒区域」は、津波被害想定（法第5条第1項）を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、被害による人命災害を防止するために緊急避難体制を確立すべき区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水位に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位（法第53条第2項）に基づく水位です。
 - 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。（下図参照）



- 【地形（標高）データ】
- 越前川や、郡の都市部以外航空レーザー測量のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い場合があります。

- 【省県地図】
- 「省県地図」は、平成25～29年に刊行された数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建築物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 （単位：m）
市町村名	上ノ国町
図面番号	36

縮尺 1:2,500

様式-2
津波災害警戒区域 区域区

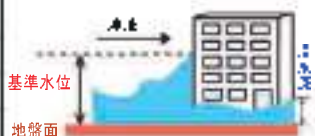
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防止地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波被害想定(法第8条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的被害を防止するために警備体制を確立し整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波洪水想定に定める水高に付する水位に建築物等への倒壊による津波の水圧の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時ににおける避難場所の高さの基準となる水位(「津波53条第2項」に基づく水位)です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



【地形 等高データ】

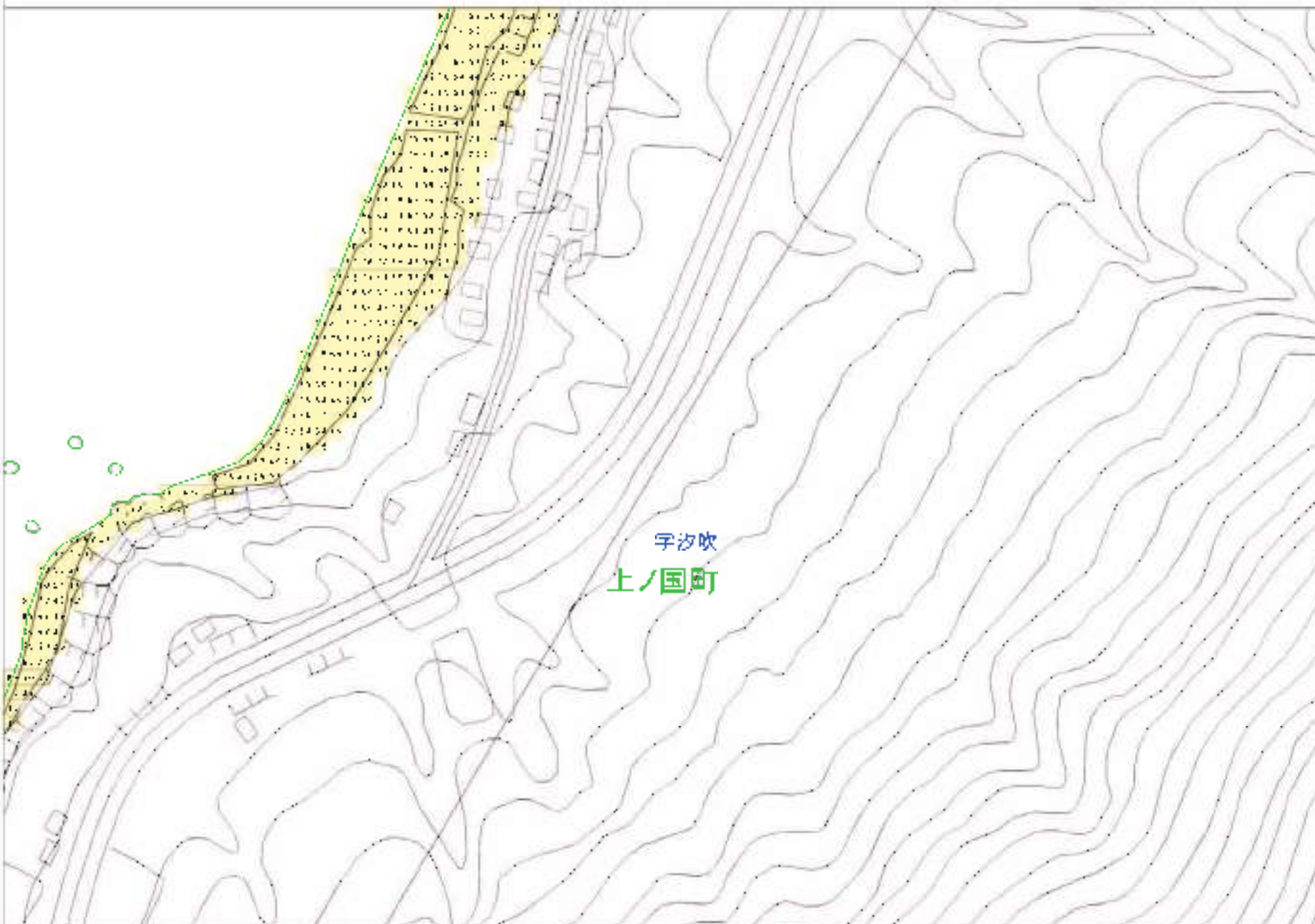
- 一級河川や一部の都市部以外航空レーザ測量のデータがない地域では、国土院発行の数値地図25000を参照してデジタルデータに用いた地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い箇所があります。

【留意事項】

- 「省測地図」は、平成25～29年に刊行された数値地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

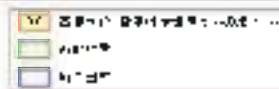
津波災害警戒区域 基準水位:	基準水位 (単位: m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	37

縮尺 1:2,500

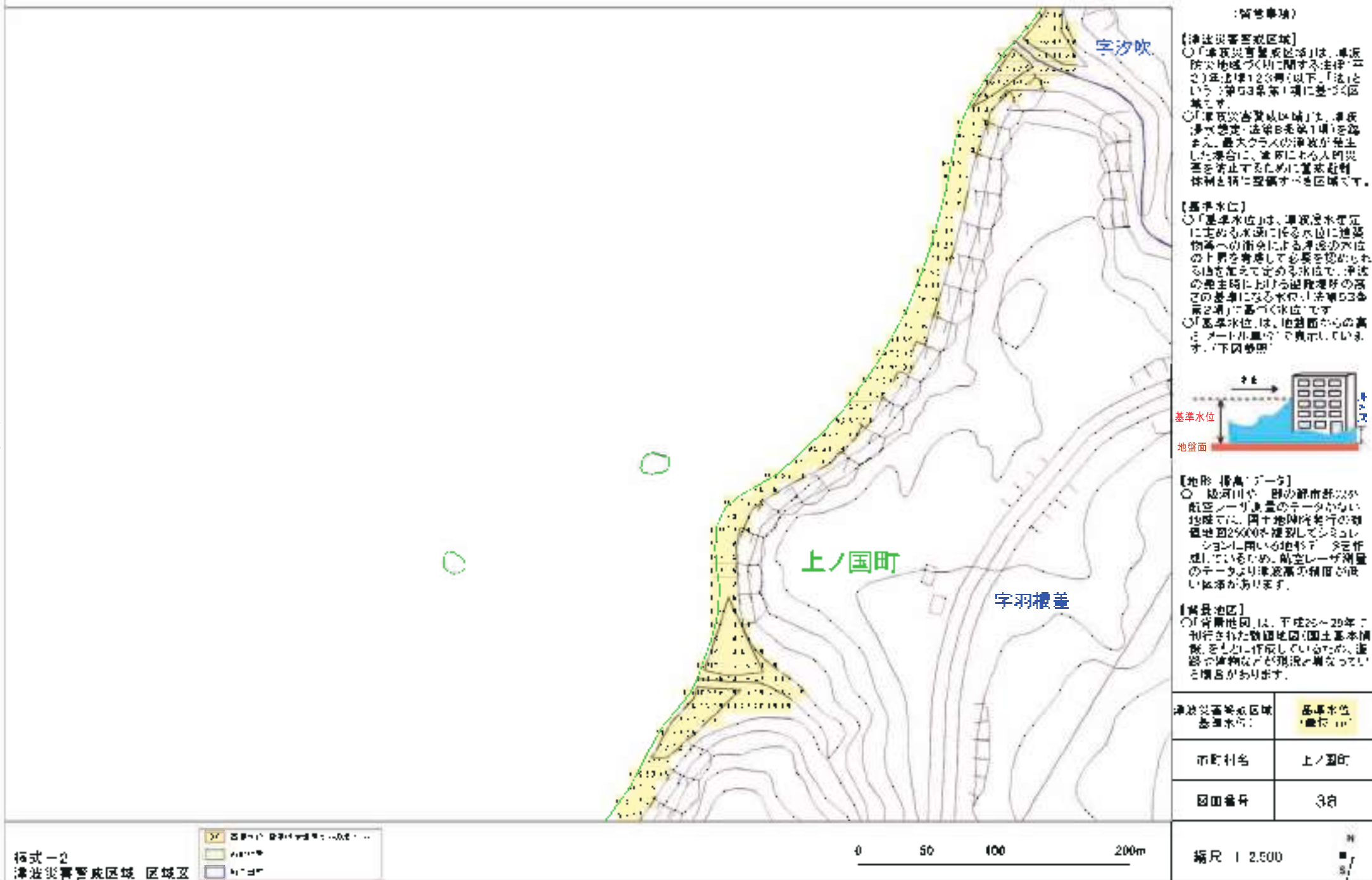


様式-2

津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m



様式-2

津波災害警戒区域 区域図

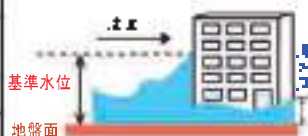
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という。第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波(津波想定・法第55条第1項)を想定し、最大クラスの津波が発生した場合、津波による人的災害を防止するために緊急避難体制を確立すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波(津波想定)に定まる水深に付する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる高さまで定めた水位で、直下の最寄所における避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



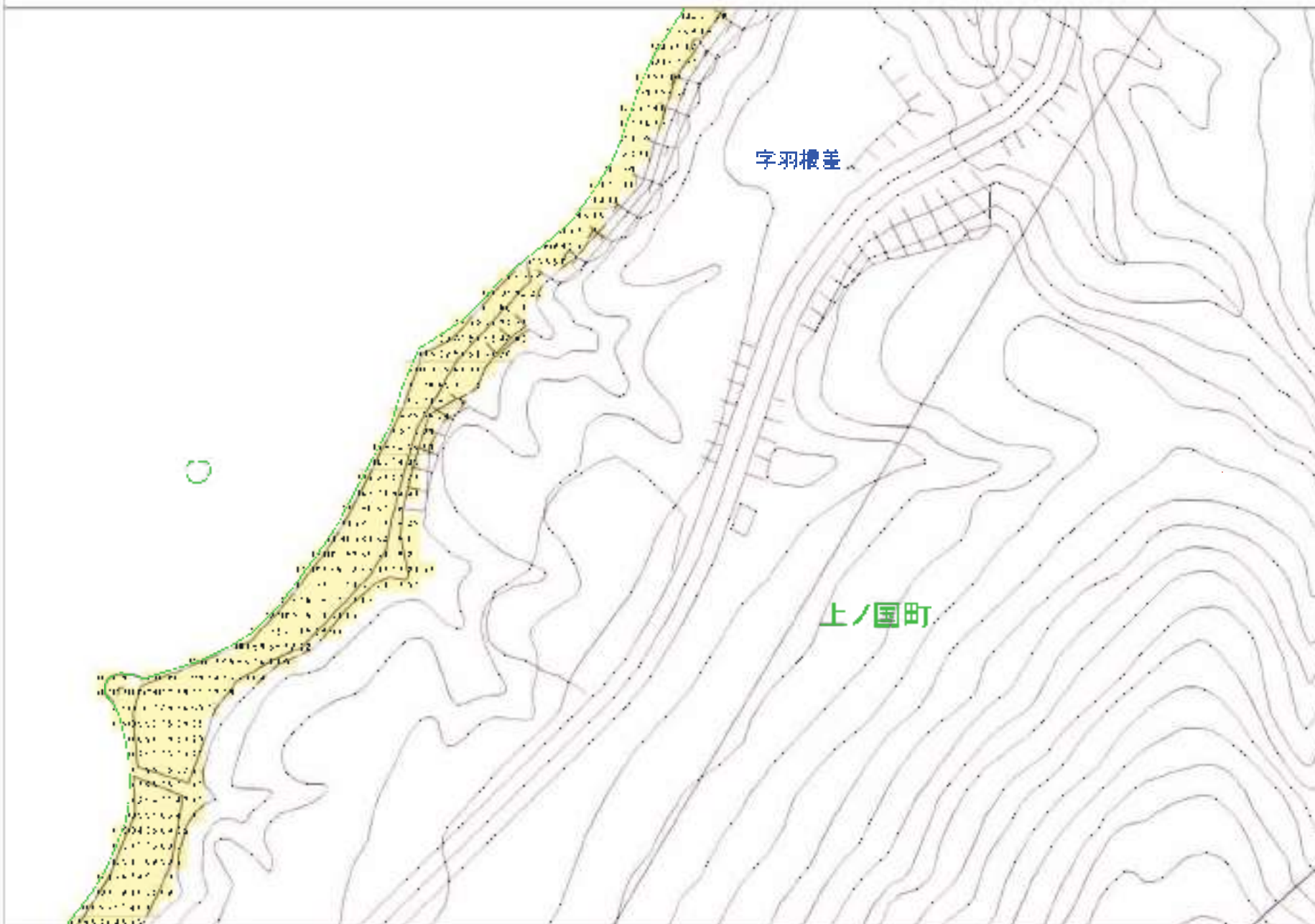
【地形 等高・等高】

- 一級河川や一級河川沿いの都市部以外の地域に、国土院(国土院)の地形図(1:50,000)を複製して等高線・等高線に用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波の高さの精度が低い場合があります。

【背景地図】

- 背景地図は、平成25～26年に行われた地形図(国土院)の地形図(1:50,000)を複製して作成しているため、道路や建物などが現況と異なる場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 単位: m
市町村名	上ノ国町
図面番号	39
縮尺	1:2,500



様式-2
津波災害警戒区域 区域図

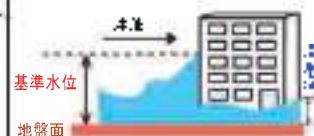
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防波地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波によって想定(法第5条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警備体制を確立し整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水位(伝る水位)に建築物等への倒壊による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時ににおける沿岸部の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



【地形 標高データ】

- 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザー測量のデータがない地域では、国土院所蔵の数値地図25000を参照してシミュレーションに用いた地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより津波高の精度が低い箇所があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成28～29年に刊行された数値地図(国土基本図)をもとに作成しているため、道路や建物などの現況と異なる場合があります。

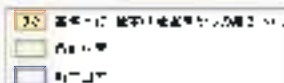
津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 単位: m
市町村名	上ノ国町
図面番号	40

縮尺 1:2,500



標式-2

津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m



(留意事項)

【津波災害警戒区域】

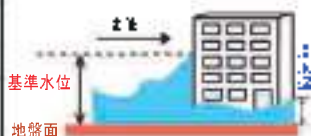
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成20)年法律123号(以下、「法」という。)第53条第1項に基づき区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波津波想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警戒体制と特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、津波津波想定に定める津波に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づき水位です。

○「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



【地形(標高:ナナメ)】

○一般河川や一部の都市部及び航空レーザ測量のデータがない地域では、国土院所発行の数値地図2500を複製してデジタルデータに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の値が低い区域があります。

【留意事項】

○「留意事項」は、平成25～29年に刊行された数値地図(国土基本情報)を主に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位:	基準水位 (単位:m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	41

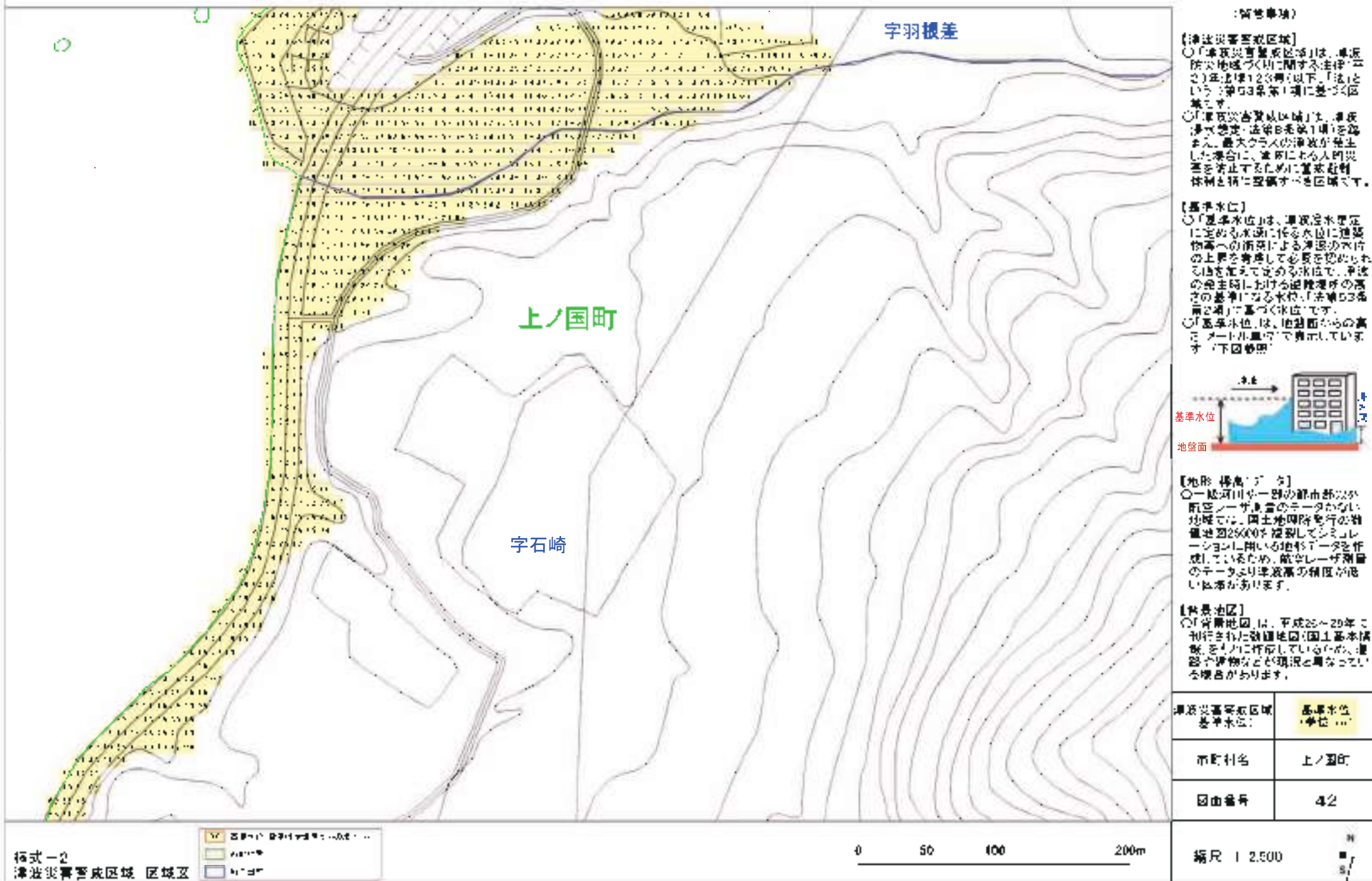
縮尺 1:2,500

様式-2

津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m



様式-2

津波災害警戒区域 区域図

この図面の作成については、国土院図局長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図、地形情報、電子等高線2500及び数値地形情報を使用し、（承認番号 平29保地 第691号）

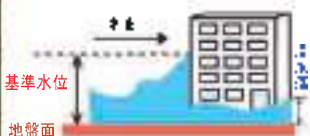
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防波域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波被害想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、速断による人的災害を防止するために速断避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める津波に接する水位に建築物等への衝突による津波の水の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



【地形(標高)データ】

- 、越前川や、郡の都市部以外航空レーザー測量のデータがない地域では、国土院所発行の標高地図25000を複製してシミュレーションに用いた地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより津波高の精度が低い場合があります。

【省県地図】

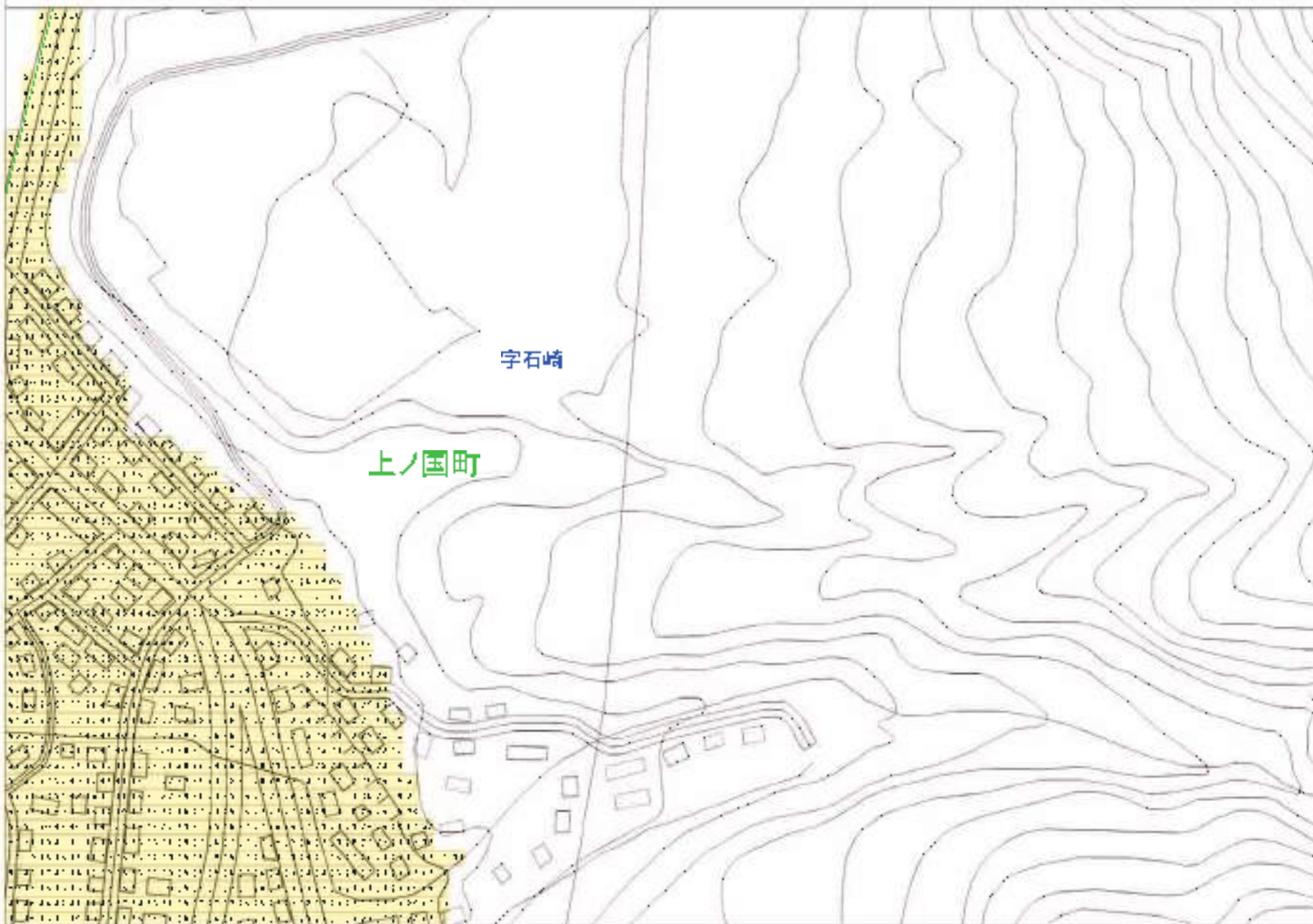
- 「省県地図」は、平成26～29年に刊行された数値地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



図例
 ① 津波災害警戒区域
 ② 基準水位
 ③ 市町村界

様式-2
津波災害警戒区域 区域図

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位:m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	43
縮尺	1:2,500



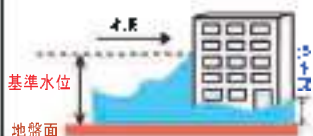
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防波地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下「法」という。第53条第1項に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波津波想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、本所による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に要する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める波高に併せて津波被害への影響による津波の水位の上昇を考慮して必要を認め、最も備え加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています(下図参照)。



【地形(標高)データ】

- 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザー測量のデータがない地域では、国土院発行の標高データ250Mを複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより標高の精度が低い区域があります。

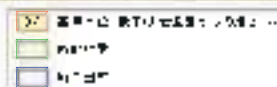
【留意事項】

- 「背景地図」は、平成25～29年に刊行された数値地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 単位:m
市町村名	上ノ国町
図面番号	44

様式-2

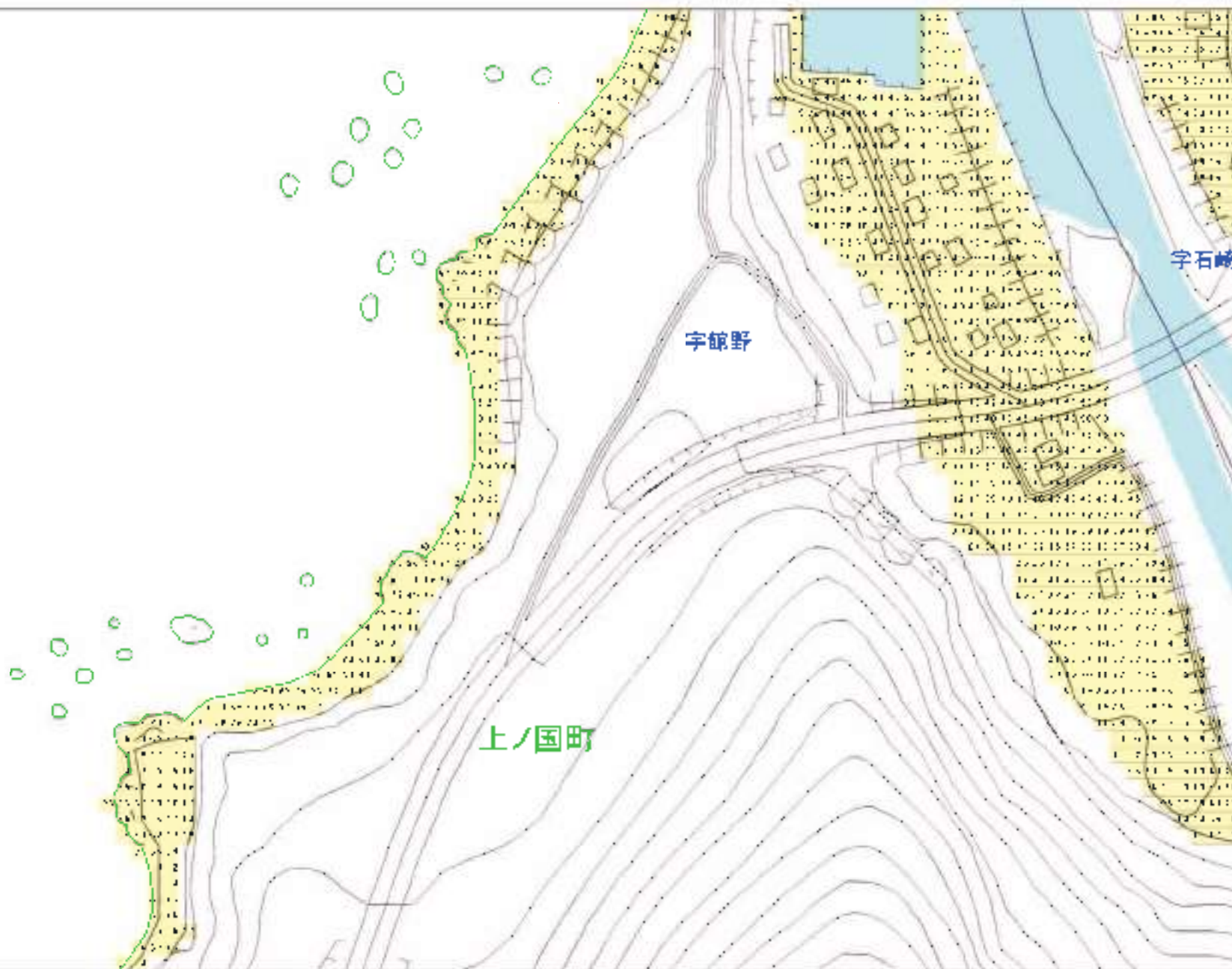
津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m

縮尺 1:2,500





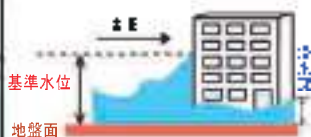
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(第2)条第1項第2号(以下、「法」という)第53条第1項に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(第2)条第1項第2号(以下、「法」という)第53条第1項に基づき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波防災地域づくりに関する法律(第2)条第1項第2号(以下、「法」という)第53条第1項に基づき区域です。
- 「基準水位」は、津波防災地域づくりに関する法律(第2)条第1項第2号(以下、「法」という)第53条第1項に基づき区域です。



【地形・等高線データ】

- 「地形・等高線データ」は、津波防災地域づくりに関する法律(第2)条第1項第2号(以下、「法」という)第53条第1項に基づき区域です。
- 「地形・等高線データ」は、津波防災地域づくりに関する法律(第2)条第1項第2号(以下、「法」という)第53条第1項に基づき区域です。

【留意事項】

- 「留意事項」は、津波防災地域づくりに関する法律(第2)条第1項第2号(以下、「法」という)第53条第1項に基づき区域です。
- 「留意事項」は、津波防災地域づくりに関する法律(第2)条第1項第2号(以下、「法」という)第53条第1項に基づき区域です。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位: m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	45

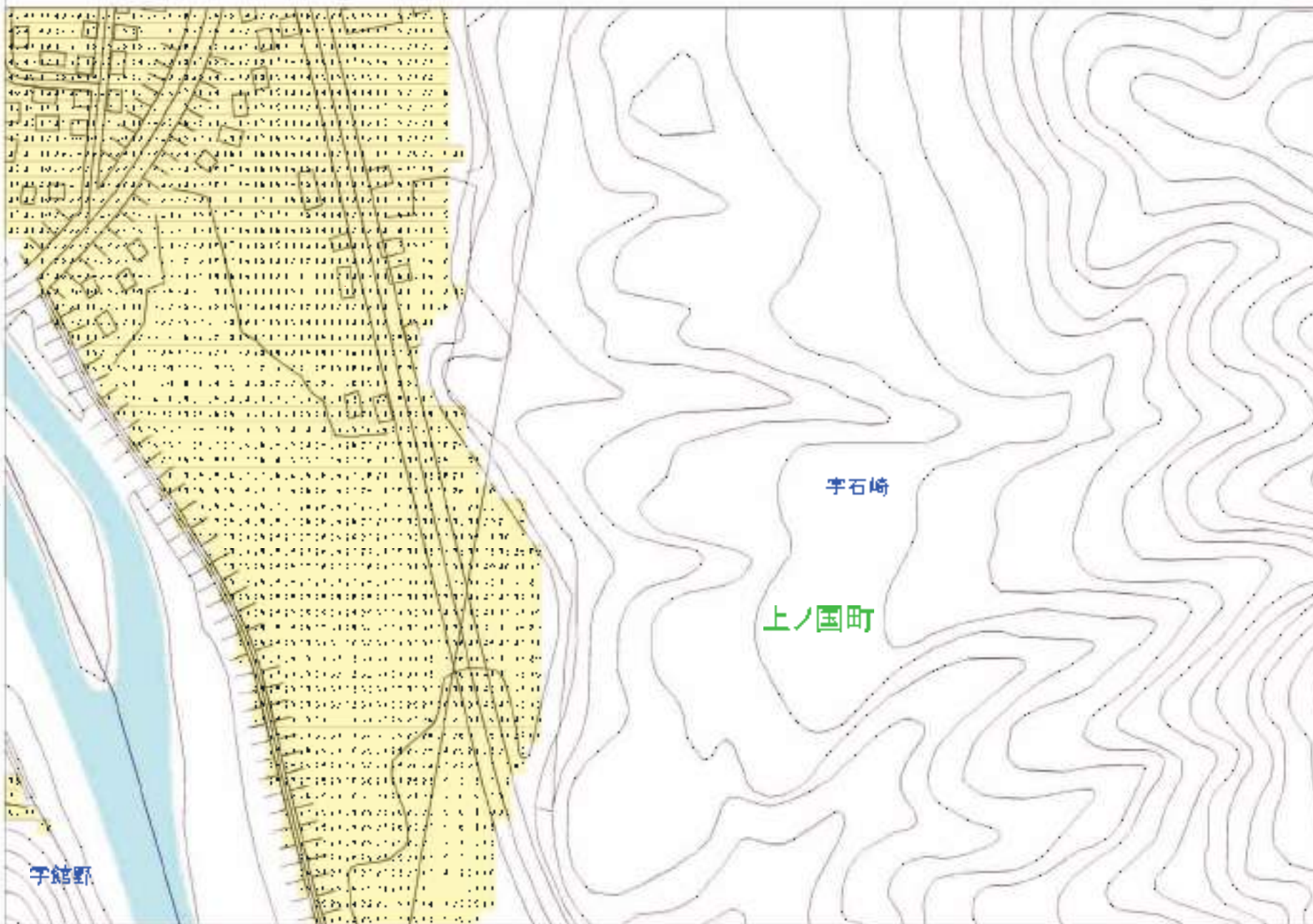
縮尺 1:2,500

様式-2

津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m



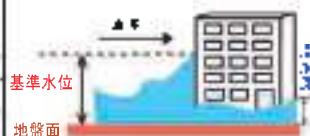
（留意事項）

〔津波災害警戒区域〕

- 「津波災害警戒区域」は、津波防除地球づくりに関する法律（平成23年法律第128号）以下、「法」という。第53条第1項に基づき区域である。
- 「津波災害警戒区域」は、津波発生想定・津波高第1項の基準を、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的被害を防止するために警戒区域の指定を特に要するべき区域である。

〔基準水位〕

- 「基準水位」は、津波発生想定に定める津波に係る水位に建築物等への加算による津波の水位の上昇を考慮して必要を認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位（法第53条第2項）に基づく水位である。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ、メートル単位で表示しています。下図参照。



〔地形・標高データ〕

- 一般河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量のデータがない地域では、国土院発行の標高データ25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより標高の精度が低い区域があります。

〔背景地図〕

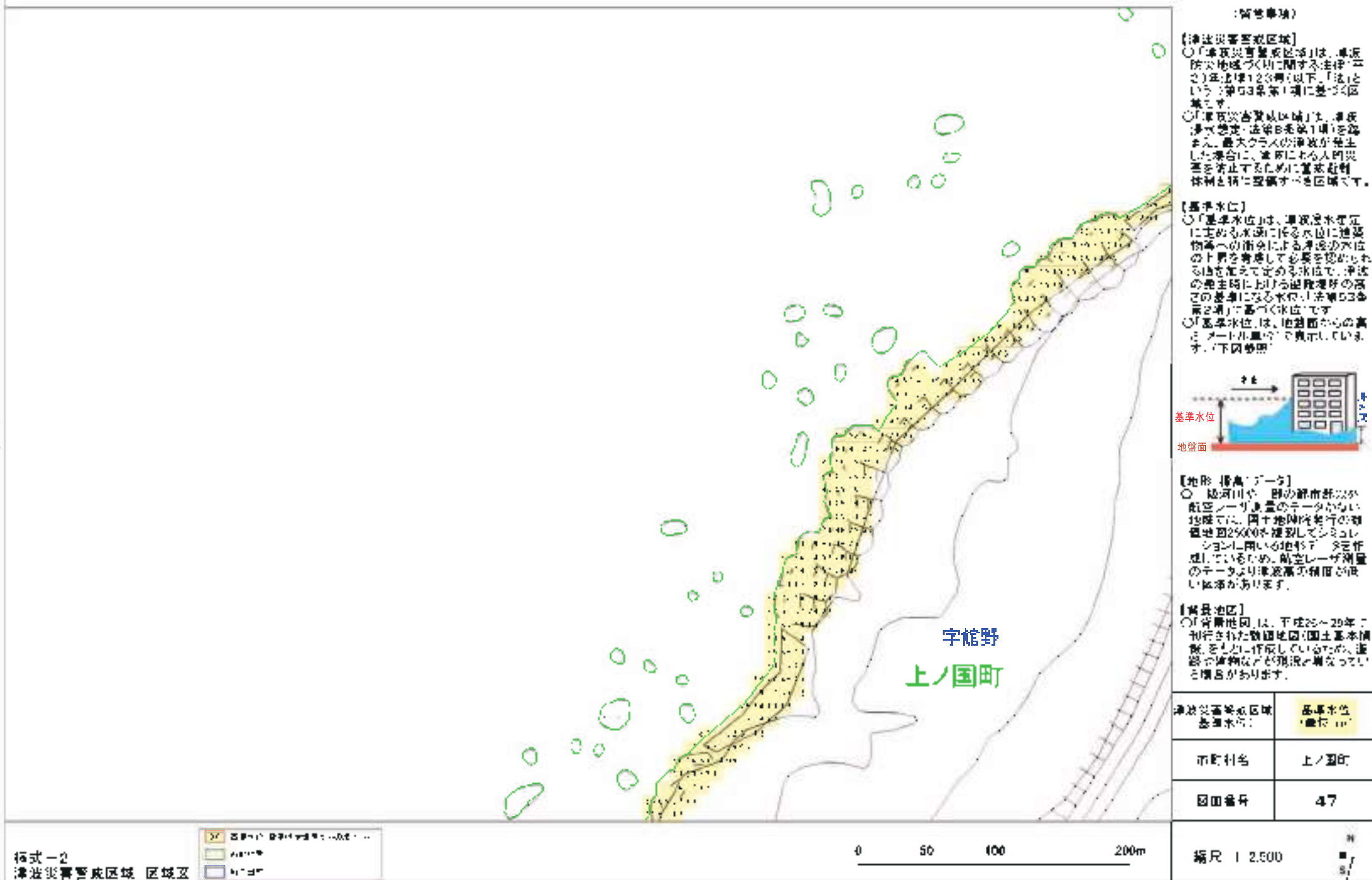
- 「背景地図」は、平成25～29年に行われた数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 （単位：m）
市町村名	上ノ国町
図面番号	46

縮尺 1:2,500



様式-2
津波災害警戒区域 区域Ⅱ





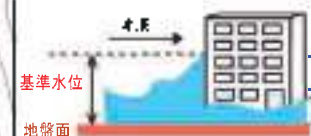
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防犯地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）以下、「法」という（第53条第1項に基づく区域）。
- 「津波災害警戒区域」は、津波津波想定（法第53条第1項）を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に要する区域とする。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波津波津波に定める津波に伴う水位に津波被害への面災による津波の水位の上昇を考慮して必要を認められも加えて定める水位で、津波の発生時における避難条件の高度の基準となる水位（法第53条第2項）に基づく水位。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています（下図参照）。



【地形・標高データ】

- 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザー測量のデータがない地域では、国土院院発行の地形図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより標高の精度が低い区域があります。

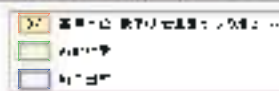
【留意事項】

- 「留意事項」は、平成26～24年に初行された避難地区（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なる場合があります。

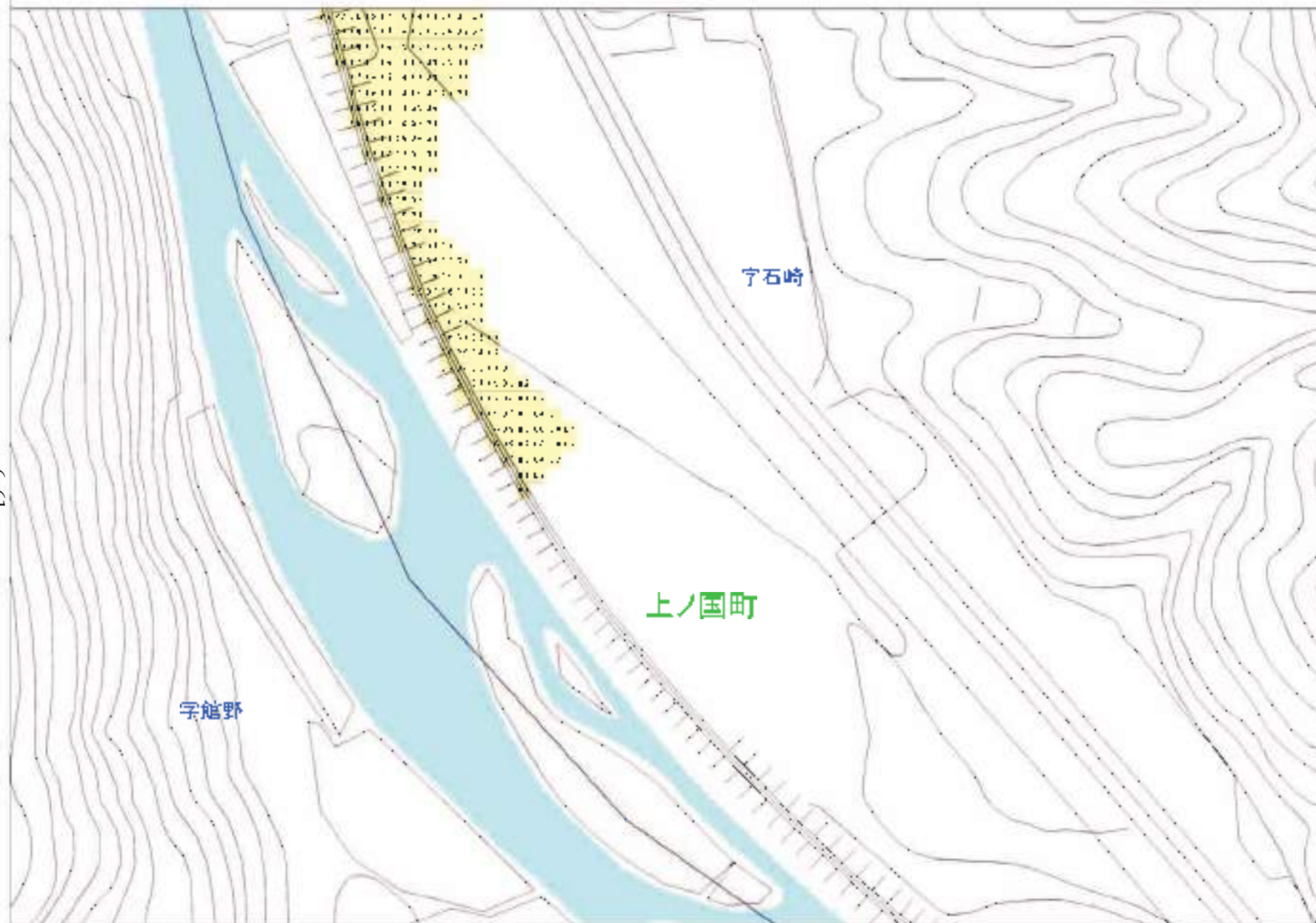
津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 単位：m
市町村名	上ノ国町
図面番号	48
縮尺	1/2,500

様式-2

津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m



様式-2
津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m

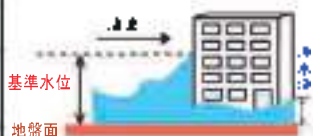
【留意事項】

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（第2）条第12条第1項以下、法というは第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波発生想定（法第5条第1項）を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために緊急避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波発生想定に定める水位に接する水位に避難物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時に上れる避難場所の高さの基準となる水位（法第53条第2項）に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形 標高 データ】

- 一般河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量のデータがない地域では、国土院発行の地形図25000を参照してデジタルデータに用いる地形データを抽出しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。

【資料地区】

- 「資料地区」は、平成20～25年に刊行された登録地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが消滅している場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 （単位：m）
市町村名	上ノ国町
図面番号	49
縮尺	1/2,500

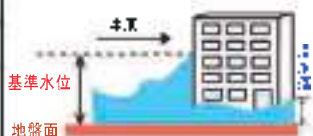
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防波地域づくりに関する法律(第2)条第123条(以下「法」という)第53条第1項に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波発生想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水位(相対水位)に建築物等への倒壊による津波の被害の上限を考慮して必要を認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時ににおける避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



【地形(標高)データ】

- 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザー測量のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を参照してシミュレーションに用いる標高データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成25～29年に刊行された数値地図(国土基本図幅)をもとに作成しているため、道路や建物など(現況と異なる)場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 単位: m
市町村名	上ノ国町
図面番号	51

縮尺 1:2,500



図例

○ 基準水位(相対水位)の表示

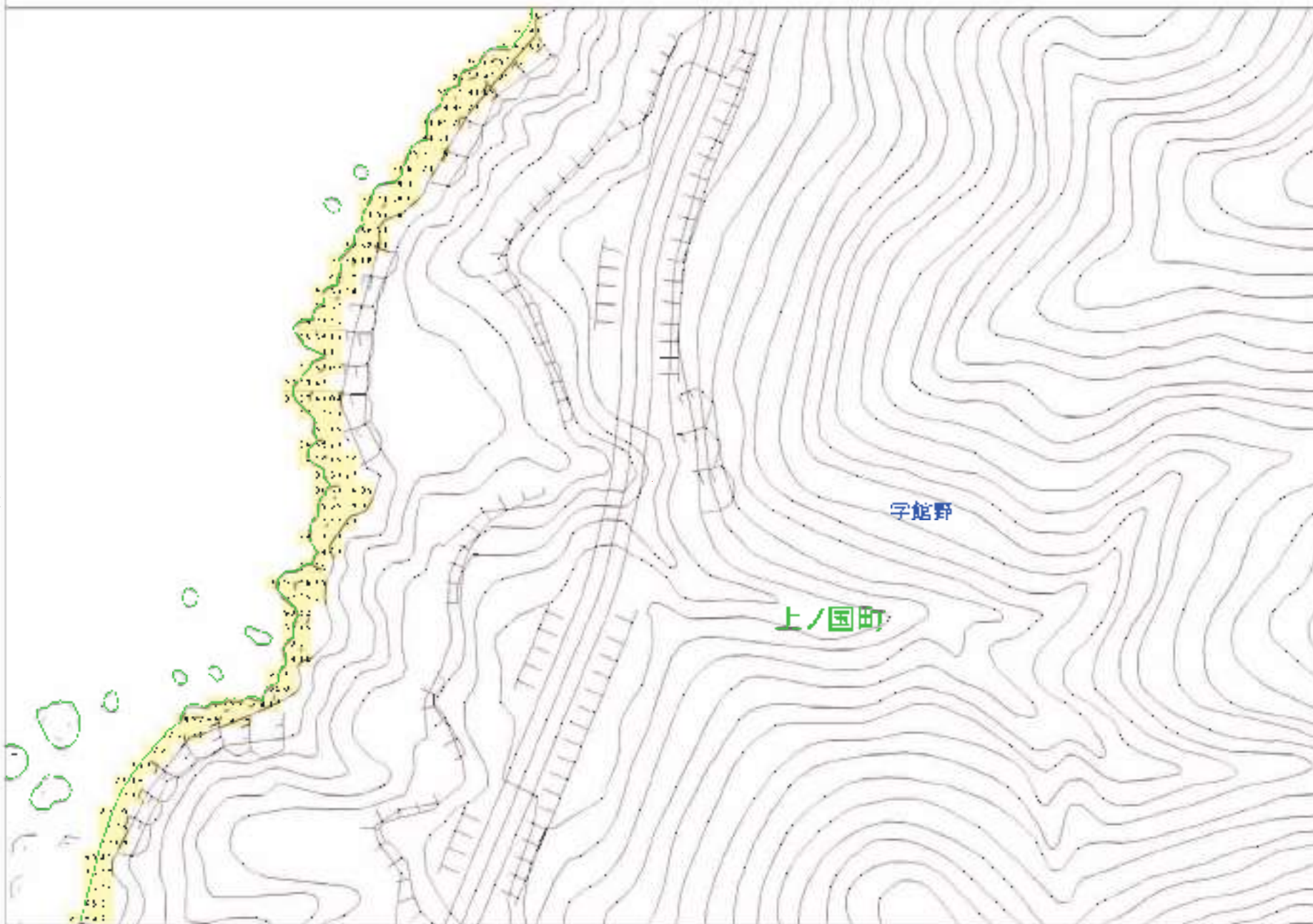
○ 津波災害警戒区域

○ 区域区

0 50 100 200m

様式-2

津波災害警戒区域 区域区



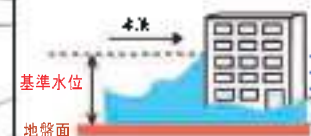
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防波堤等に関する法律(第2)条第123条(以下、「法」という)第53条第1項に定める区域である。
- 「津波災害警戒区域」は、津波発生想定(法第5条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、本町による人的被害を防止するために警戒体制を確立し整備すべき区域とする。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める津波に付する水位に陸揚物等への面高による津波の水位の上昇を考慮して必要を認め、その高さを定める水位で、津波の発生時に付する浸水深の算定の基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位とする。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています(下図参照)。



【地形・標高データ】

- 一級河川等一部の都市部以外の航空レーザー測量のデータがない地域では、国土地理院発行の航空レーザー測量データを使用してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成26～28年に刊行された数値地図(国土基本図等)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位:	基準水位 単位:m
市町村名	上ノ国町
図面番号	52

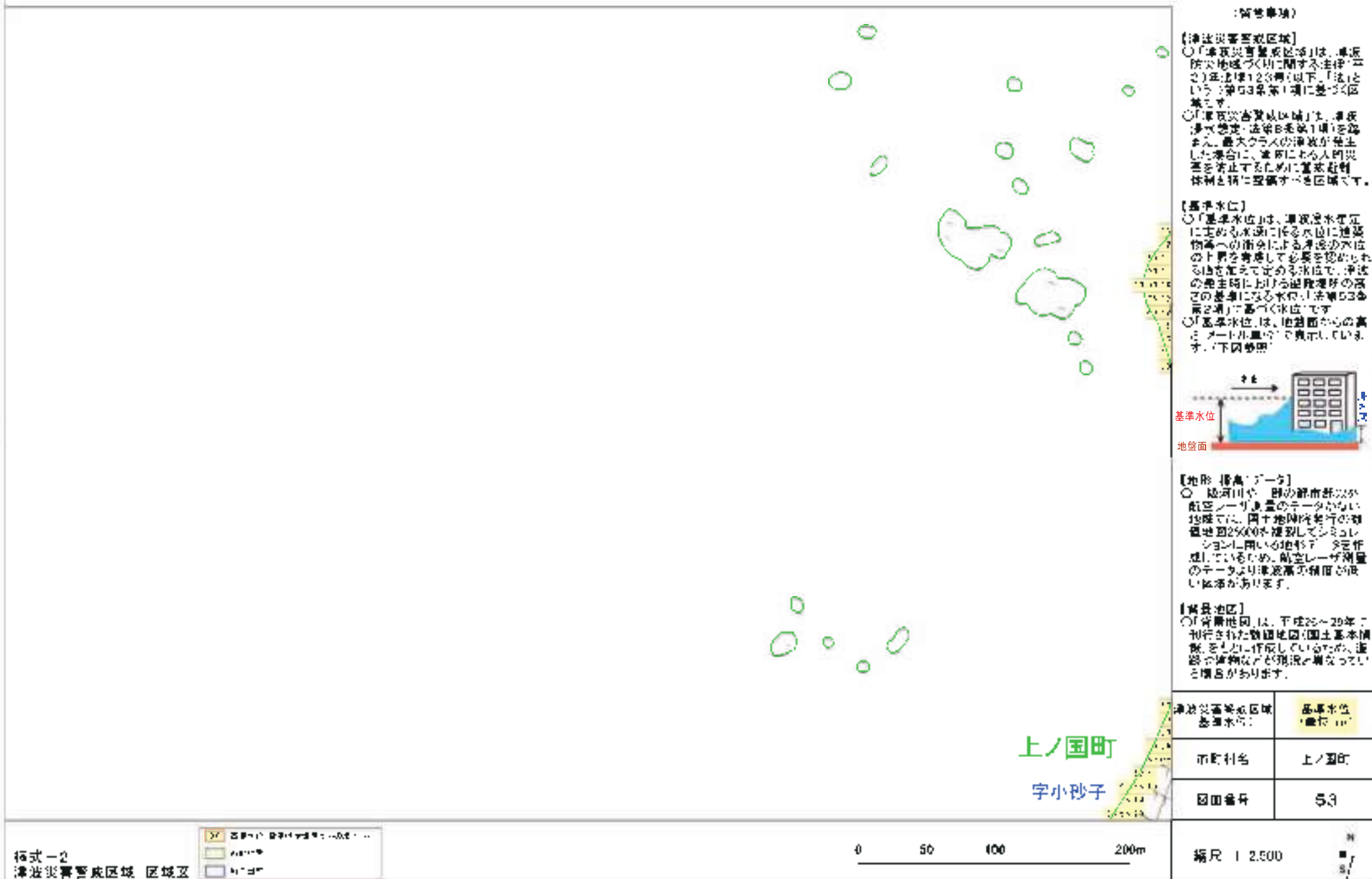
様式-2
津波災害警戒区域 区域図

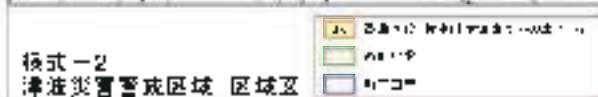


0 50 100 200m

縮尺 1:2,500

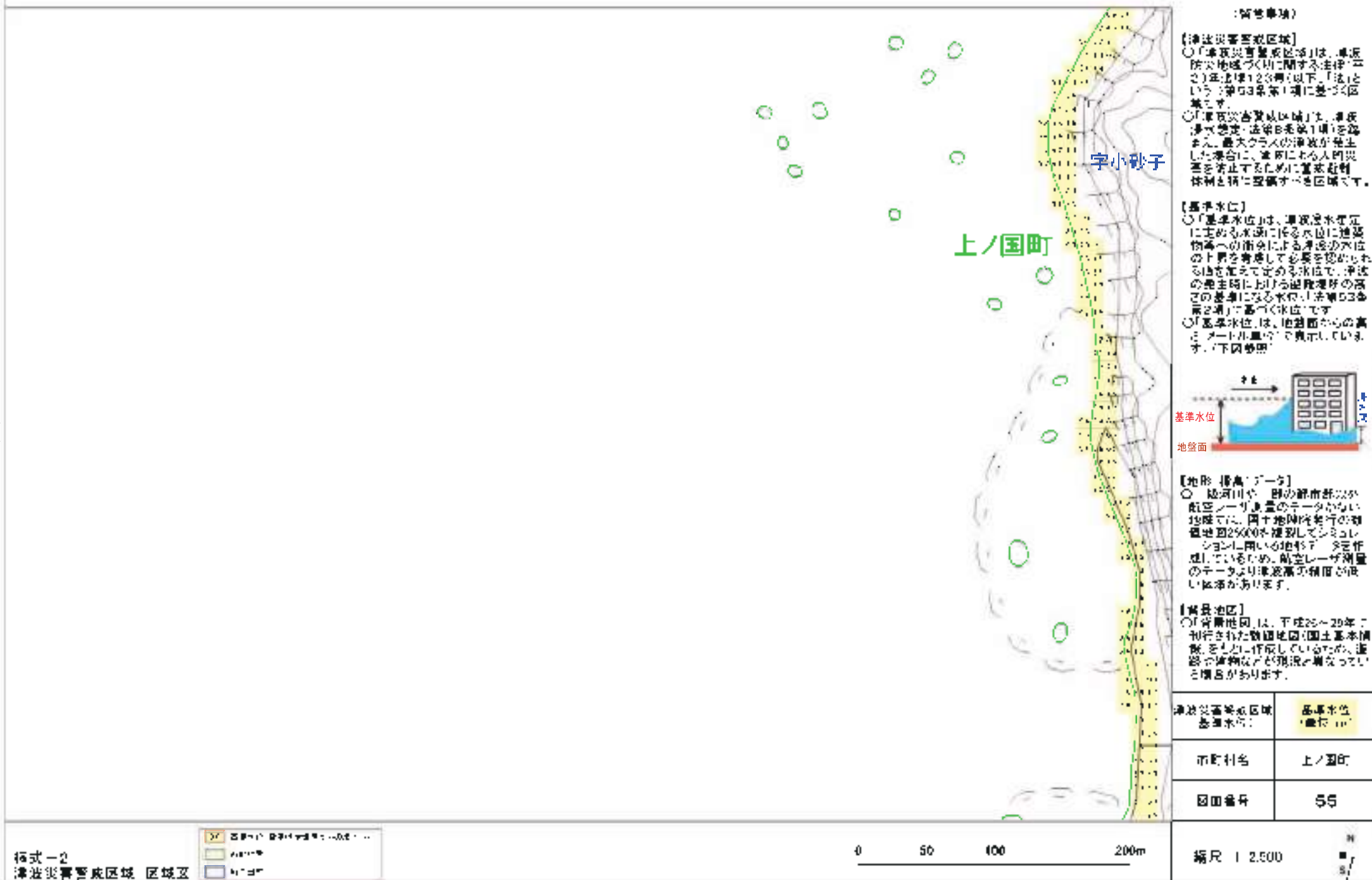






流域(管理区域)区画 基準水位:	基準水位 (単位: m):
市町村名	上ノ国町
図面番号	54

S.



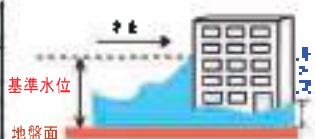
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下「法」という(第53条第1項)に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波被害想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、被害による人的災害を防止するために緊急避難体制を確立すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水位に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



【地形(標高)データ】

- 、綾河川や、郡の都市部以外航空レーザ測量のデータがない地域では、国土地理院発行の標高地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い場合があります。

【省県地図】

- 「省県地図」は、平成25～29年に刊行された数値地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建築物などが現況と異なっている場合があります。

宇小砂子

上ノ国町

56 西暦1111年(天保12年)の津波
津波災害警戒区域 区域区
56 56

0 50 100 200m

縮尺 1:2,500

様式-2

津波災害警戒区域 区域区



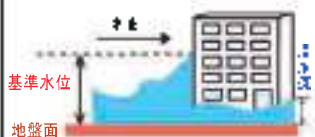
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防波域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波被害想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、被害による人命災害を防止するために基本避難体制を確立整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める津波に接する水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さメートル単位で表示しています。(下図参照)



【地形(標高)データ】

- 越前川や、郡の都市部以外航空レーザ測量のデータがない地域では、国土院所発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い場合があります。

【省庁地図】

- 「省庁地図」は、平成26～29年に刊行された数値地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位:m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	57

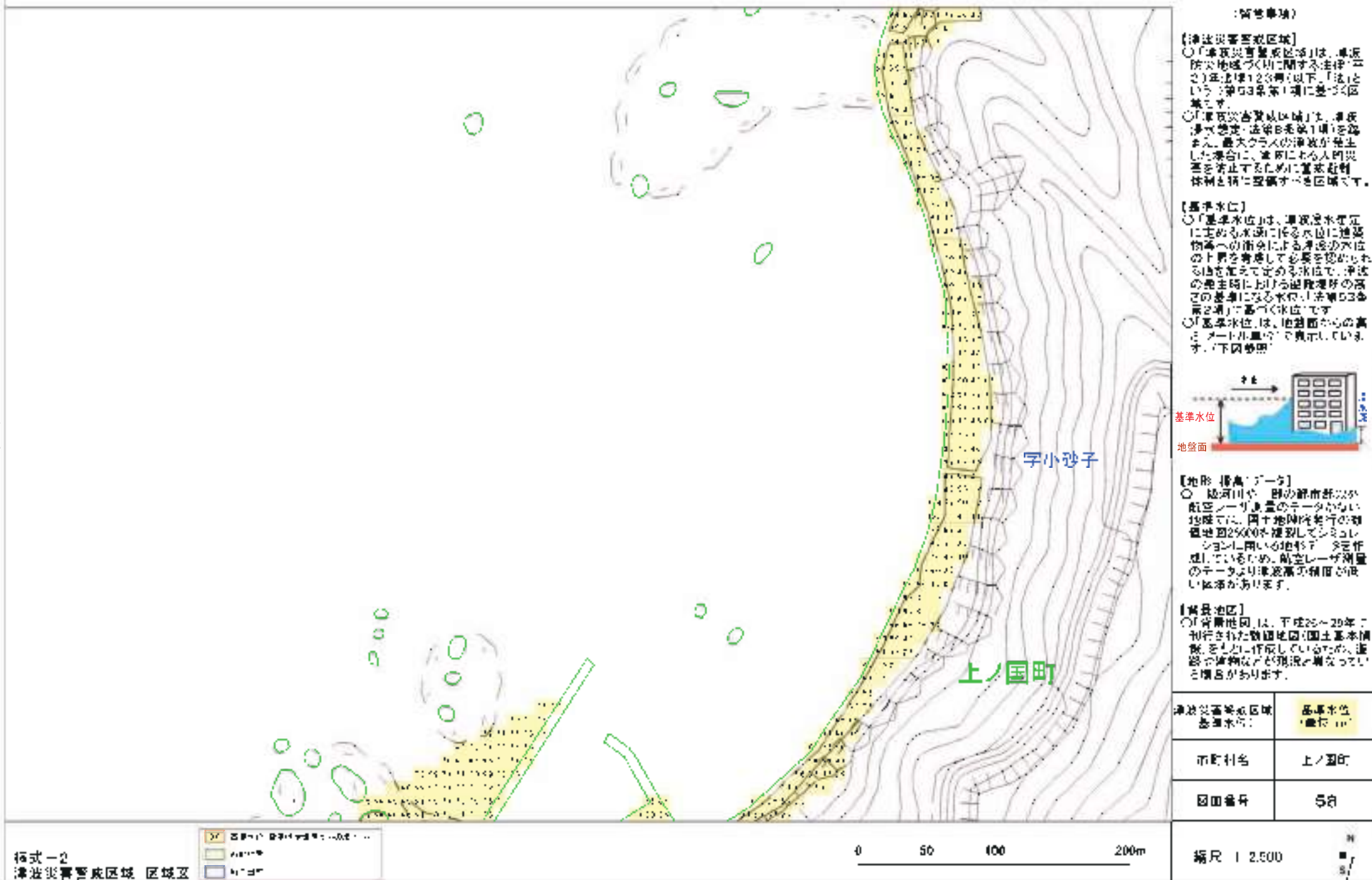
縮尺 1:2,500

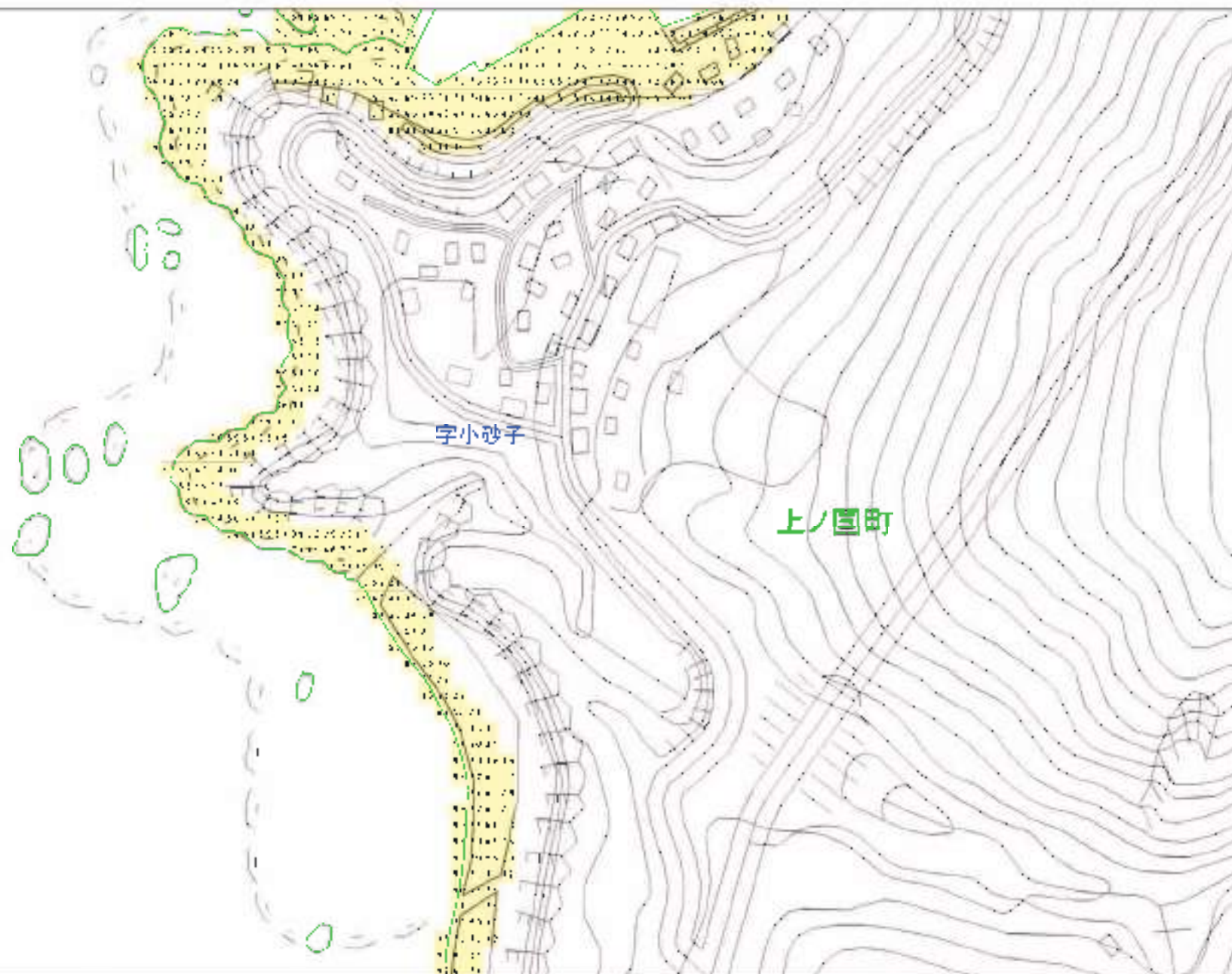


様式-2

津波災害警戒区域 区域図







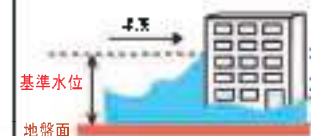
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防止地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)以下「法」という。第53条第1項に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第53条第1項)に基づき、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的被害を防止するために警戒区域を指定する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水源に保る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時に掛かる浸水被害の高さの基準となる水位(法第53条第2項)に基づき水位です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



【地形・標高データ】

- 一般河川や一部の都市部以外、断崖・急傾斜等のデータがない地域では、国土院が実施する航空写真25000を基に作成した地形データを作成しているため、断崖・急傾斜等のデータより精度が低い場合があります。

【留意事項】

- 「背景地図」は、平成24～25年に発行された数値地図(国土基本情報)を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位:m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	59

縮尺 1:2,500



様式-2

津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m

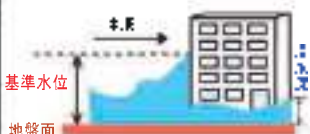
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防犯地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下、「法」という(第53条第1項)に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波津波想定(法第53条第1項)を踏まえ、最大予想の津波が発生した場合に、事前による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波津波想定に定める津波に接する水位に避難物高への所定による津波の水位の上界を考慮して必要を認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(「津波53条第2項」に基づく水位)です。
- 「基準水位」は、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています(下図参照)。



【地形(標高)データ】

- 一級河川や一部の都市部以外の区域(河川敷)等のデータがない地域では、国土地理院発行の高度地図25000を基盤として、シミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザー測定のデータより津波高の精度が低い区域があります。

【留意事項】

- 「留意事項」は、平成26～29年に刊行された数値地図(国土基本情報)を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 (単位: m)
市町村名	上ノ国町
図面番号	61

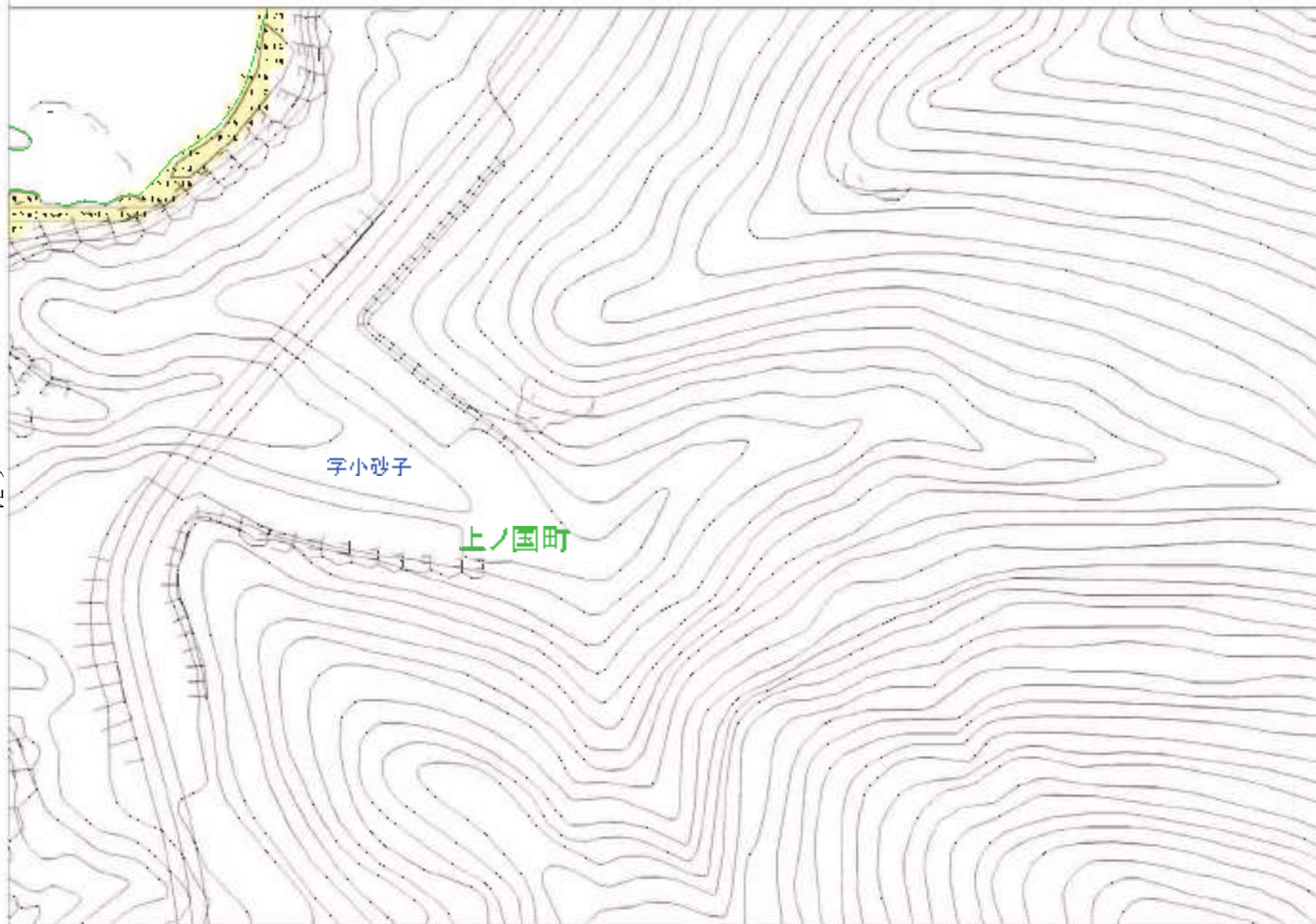
縮尺 1:2,500



様式-2
津波災害警戒区域 区域図



0 50 100 200m



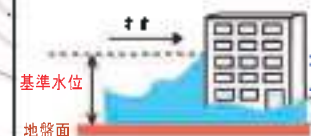
(留意事項)

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくり法に規定する津波20年法津波12m以下、1波という津波3条第1項に定むる区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくり法第1項に規定する、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警報発令体制が確立を要する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波防災地域に定める津波に接する水域に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における建築物の高さの基準となる水位（法第53条第8項）に基づく水位です。
- 「基準水位」は、地表面からの高さ（ポット高さ）で表示しています。（下図参照）



【地形・標高・データ】

- 一級河川の一部の都市部以外、航空レーザー測量のデータがない地域では、国土院発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザー測量のデータより津波高の精度が低い場合があります。

【資料地区】

- 「資料地区」は、平成25～29年に作成された資料地区（国土院発行の数値地図25000）を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 基準水位	基準水位 ・単位：m
市町村名	上ノ国町
図面番号	62

標式-2

津波災害警戒区域 区域区



0 50 100 200m

縮尺 1:2,500



上ノ国町津波避難計画

令和5年11月

上ノ国町

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 想定する津波浸水想定	1
4 用語の定義	2
第2章 避難計画	3
1 津波到達予想時間の設定	3
2 津波避難計画	3
3 避難方法	20
4 避難路及び案内板等の整備の推進	20
第3章 初動体制（職員の参集等）	21
1 連絡・参集体制	21
2 配備計画	22
3 津波情報等の収集・伝達	24
第4章 避難情報の発令	29
1 発令基準	29
2 伝達方法	29
3 伝達文	30
4 伝達の確認	31
第5章 津波対策の教育・啓発	32
1 平常時の津波防災教育	32
第6章 津波避難訓練の実施	33
1 津波避難訓練の内容	33
第7章 積雪・寒冷地対策	34
1 冬期道路交通の確保	34
2 避難対策、避難生活環境の確保	34
3 電力の確保	34
4 緊急通信ネットワークの確保	34
5 雪崩対策	34
6 吹き溜まり対策	34
7 水門等の作動の確保	34
8 救助・救出体制の強化	34
第8章 その他の留意点	36
1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策	36
2 避難行動要支援者の避難対策	36
3 船舶に係る避難対策	36
4 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	36
第9章 津波ハザードマップ	37

第 10 章 感染症対策	38
--------------------	----

第1章 総則

1 目的

上ノ国町津波避難計画（以下、「本計画」という。）は、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間において、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。本計画は、「津波から命を守るため、早く避難するためにはどうしたら良いか」といった観点から作成するものとする。そのため、避難場所における被災者支援の内容にまでは言及しないものとする。

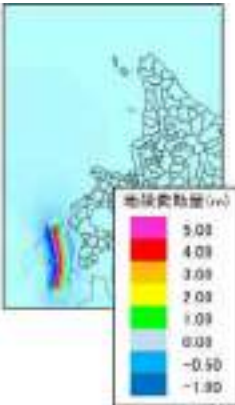
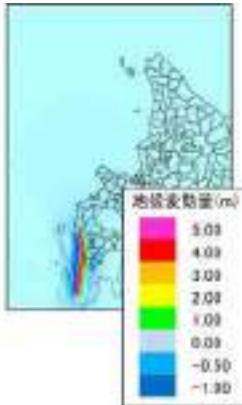
2 計画の修正

本計画は、最新の科学的知見を反映した被害想定の見直し等の津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じるとともに、津波避難訓練で明らかになった課題等を踏まえ、これを修正する。

3 想定する津波浸水想定

本計画は、北海道が平成29年2月に公表した北海道日本海沿岸の津波浸水想定（最大クラスの津波を想定し、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定したもの。以下「津波浸水想定」という。）に基づくものとする。

津波断層のモデルの概要

対象地震		F17	F18
想定地震の規模		モーメントマグニチュード7.8	モーメントマグニチュード7.7
概要	説明	国の報告書により設定された津波断層モデルF17モデルをベースに、大すべり域を1つに繋げたモデルを設定	国の報告書により設定された津波断層モデルF18モデルをベースに、大すべり域を1つに繋げたモデルを設定
	波源域と地殻変動量	波源域  地殻変動量 	波源域  地殻変動量 

北海道「北海道日本海沿岸の津波浸水想定について（解説）」（北海道、平成29年2月）

4 用語の定義

本計画において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

用語	意味
(1) 津波浸水想定区域	想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
(2) 避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定するものをいう。
(3) 避難目標地点	津波の危険から、最も早く、生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点をいう。
(4) 避難路、避難経路	避難するための経路で、町や住民等が指定・設定するものをいう。
(5) 避難場所	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。
(6) 避難困難地域	津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。
(7) 避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、町又は自主防災組織等が指定又は設定するものをいう。

※ (4) を総称して「避難経路」、(3)、(5)、(7) を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

1 津波到達予想時間の設定

津波到達予想時間は、津波浸水想定に基づき設定されたものである。



代表点	津波断層モデル	最大遡上高	第1波到達時間
天の川河口	F17	9.06m	13分
	F18	8.83m	7分
大崎	F17	8.36m	9分
	F18	10.41m	4分
大安在	F17	10.60m	10分
	F18	10.45m	4分
汐吹漁港	F17	9.82m	10分
	F18	11.42m	4分
石崎	F17	10.87m	9分
	F18	6.87m	4分

※地震の発生場所、規模等により予測を超える高さの津波や予測時間よりも早く津波が到達する可能性がある。

2 津波避難計画

避難対象地域、避難目標地点、避難経路、避難場所、避難困難地域等は、次表のとおりとする。

(1) 向浜地区

①避難対象地域	地区名	世帯数	人口
	向浜地区	21世帯	35人

令和5年10月31日時点

②想定される津波	代表点	天の川河口	
津波断層モデル	F17	F18	
津波到達時間（第1波）	13分	7分	
最大遡上高	9.06m	8.83m	

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
砂館神社前	5 m	12分	町道向浜線	3.0m
			町道中崎向浜線	5.5m
味処夷王亭付近（国道228号）	4 m	12分	町道記念道路1号線	5.5m
			町道中崎向浜線	5.5m
			町道新中崎団地線	3.0m
			その他の道路	

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（8分以上）	8分～12分の範囲（避難マップ参照）
F18（2分以上）	2分～12分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」－「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
北村コミュニティセンター	5 m	100人
上ノ国高等学校	4 m	1,052人
大留地区複合施設	6 m	455人

※避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を1.5m²として算出

④その他
(1) 避難ビル：無
(2) 要配慮者利用施設：無

(2) 北村地区

①避難対象地域	地区名	世帯数	人口
	北村地区	247世帯	440人

令和5年10月31日時点

②想定される津波	代表点	天の川河口	
津波断層モデル	F17		F18
津波到達時間（第1波）	13分		7分
最大遡上高	9.06m		8.83m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
タケダオートサービス前（国道228号）	15m	9分	町道向浜海岸線	4.0m
			その他の道路	
旧松谷商店前（国道228号）	5m	9分	町道向浜線	3.0m
			町道向浜海岸線	4.0m

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（8分以上）	8分～9分の範囲（避難マップ参照）
F18（2分以上）	2分～9分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」－「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
北村コミュニティセンター	5m	100人

※ 避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を1.5m²として算出

④その他
(1) 避難ビル：無
(2) 要配慮者利用施設：無

(3) 中央区地区・大留地区

	地区名	世帯数	人口
①避難対象地域	中央区地区	121世帯	242人
	大留地区	505世帯	1,030人

令和3年1月31日時点

②想定される津波	代表点	天の川河口
津波断層モデル	F17	F18
津波到達時間（第1波）	13分	7分
最大遡上高	9.06m	8.83m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
味処夷王亭付近（国道228号）	4 m	11分	町道記念道路1号線	5.5m
			町道上ノ国北村線	5.5m
			町道中崎向浜線	5.5m
上ノ国郵便局付近（国道228号）	4 m	6分	町道中央団地線	4.0m
			町道中央通学線	4.0m
			町道上ノ国北村線	5.5m
			その他の道路	
役場前駐車場	4 m	5分	国道228号	20m
			その他の道路	
上ノ国小学校前（国道228号）	4 m	8分	町道中央通学線	4.0m
			町道上ノ国北村線	5.5m
			その他の道路	

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（8分以上）	8分～11分の範囲（避難マップ参照）
F18（2分以上）	2分～11分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」―「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
上ノ国高等学校	4 m	1,052人
大留地区複合施設	6 m	455人
上ノ国町総合福祉センター	3 m	323人
上ノ国町スポーツセンター	6 m	695人
上ノ国中学校	3 m	1,001人

※ 避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を1.5m²として算出

④その他

(1) 避難ビル：無

(2) 要配慮者利用施設：上ノ国中学校、上ノ国小学校、上ノ国町子ども支援センター

(4) 上ノ国地区

①避難対象地域	地区名	世帯数	人口
	上ノ国地区	205世帯	378人

令和5年10月31日時点

②想定される津波	代表点	天の川河口	
津波断層モデル	F17		F18
津波到達時間（第1波）	13分		7分
最大遡上高	9.06m		8.83m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
のんびりお月さま公園付近 (国道228号)	8 m	6 分	町道上ノ国北村線	4.0m
			その他の道路	
上ノ国診療所付近 (国道228号)	4 m	5 分	町道上ノ国中通線	3.0m
			町道上ノ国川尻線	3.0m
			町道上ノ国北村線	4.0m
清浄寺付近 (国道228号)	6 m	4 分	町道上ノ国北村線	4.0m
			国道228号	15.0m
上国寺付近 (国道228号)	6 m	4 分	国道228号	15.0m
			町道大潤漁港2号線	5.5m
大潤駐車帯 (国道228号) (避難階段)	24m	4 分	町道大潤漁港2号線	5.5m

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（8分以上）	無
F18（2分以上）	2分～6分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」―「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
上ノ国町高齢者能力活性化センター	4 m	84人
花沢公園	7 m	屋外
夷王山駐車場	175m	屋外
大潤駐車帯 (国道228号)	26m	屋外

※ 避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を1.5m²として算出

④その他

(1) 避難ビル：無

(2) 要配慮者利用施設：グループホームおだやか、認知症高齢者グループホーム勝山、特別養護老人ホームかみのくに荘、特別養護老人ホームかみのくに荘
短期入所生活介護事業所、上ノ国診療所

(5) 原歌地区

①避難対象地域	地区名	世帯数	人口
	原歌地区	27世帯	43人

令和5年10月31日時点

②想定される津波	代表点	大崎
津波断層モデル	F17	F18
津波到達時間（第1波）	9分	4分
最大遡上高	8.36m	10.41m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
日本海情報交流館「文珠」入口	40m	4分	町道原歌線	5.5m
原歌生活改善センター前	9m	5分	町道原歌東線	3.0m
			町道原歌西線	3.0m
			町道原歌線	5.5m
原歌地区避難路	12m	3分	町道原歌西線	3.0m
宮寿司付近（国道228号）	34m	5分	町道原歌線	5.5m

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（4分以上）	4分～5分の範囲（避難マップ参照）
F18（0分以上）	0分～5分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」―「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
原歌生活改善センター	9m	42人
日本海情報交流館「文珠」	40m	96人
原歌取付道路（国道228号）	36m	屋外
国道228号（宮寿司付近）	34m	屋外

※ 避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を1.5m²として算出

④その他
(1) 避難ビル：無
(2) 要配慮者利用施設：無

(6) 木ノ子地区

①避難対象地域	地区名	世帯数	人口
	木ノ子地区	89世帯	162人

令和5年10月31日時点

②想定される津波	代表点	大安在
津波断層モデル	F17	F18
津波到達時間（第1波）	10分	4分
最大遡上高	10.60m	10.45m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
町道木ノ子浄水場線（避難階段）	14m	4分	町道小安在川沿線	4.0m
			町道小安在2号線	3.0m
			町道小安在線	4.0m
木ノ子郵便局裏山（避難階段）	12m	5分	町道扇石木ノ子線	5.5m
			町道小安在線	4.0m
光明寺裏山（墓地）	32m	4分	町道木ノ子寺ノ沢線	3.0m
			町道扇石木ノ子線	5.5m
			その他の道路	
稲荷神社裏山（避難階段）	12m	4分	町道扇石木ノ子線	5.5m
			その他の道路	
タンコウノ沢線（中腹）	20m	5分	町道扇石木ノ子線	5.5m
			タンコウノ沢線	5.5m
旧滝沢小学校裏山（避難階段）	12m	5分	町道扇石木ノ子線	5.5m

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（5分以上）	無
F18（0分以上）	0分～5分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」―「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
木ノ子浄水場	82m	屋外
町道木ノ子浄水場線	—	屋外
木ノ子郵便局裏山（国道228号）	38m	屋外
光明寺裏山（墓地）	32m	屋外
稲荷神社裏山（国道228号）	42m	屋外
タンコウノ沢線（国道228号）	46m	屋外
旧滝沢小学校裏山（国道228号）	46m	屋外

※ 避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を 1.5m^2 として算出

④その他

- （１）避難ビル：無
- （２）要配慮者利用施設：無

(7) 扇石地区

①避難対象地域	地区名	世帯数	人口
	扇石地区	93世帯	162人

令和5年10月31日時点

②想定される津波	代表点	大安在
津波断層モデル	F17	F18
津波到達時間（第1波）	10分	4分
最大遡上高	10.60m	10.45m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
扇石地区第1避難階段	10m	3分	町道扇石木ノ子線	5.5m
扇石地区第2避難階段	10m	3分	町道扇石木ノ子線	5.5m
扇石地区第3避難階段	10m	4分	町道扇石木ノ子線	5.5m
扇石地区第4避難階段	12m	3分	町道扇石木ノ子線	5.5m
扇石地区多目的集会施設	14m	3分	町道扇石木ノ子線	5.5m
			町道扇石線	5.5m

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（5分以上）	無
F18（0分以上）	0分～5分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」―「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
扇石地区第1避難階段(国道228号)	64m	屋外
扇石地区第2避難階段(国道228号)	60m	屋外
扇石地区第3避難階段(国道228号)	51m	屋外
扇石地区第4避難階段(国道228号)	46m	屋外
扇石地区多目的集会施設	14m	76人
愛宕神社裏（国道228号）	33m	屋外

※ 避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を1.5m²として算出

④その他
(1) 避難ビル：無
(2) 要配慮者利用施設：無

(8) 汐吹地区

①避難対象地域	地区名	世帯数	人口
	汐吹地区	118世帯	208人

令和5年10月31日時点

②想定される津波	代表点	汐吹漁港
津波断層モデル	F17	F18
津波到達時間（第1波）	10分	4分
最大遡上高	9.82m	11.42m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
愛宕神社裏（避難階段）	18m	5分	町道汐吹扇石線	4.0m
			その他の道路	
照光寺裏（墓地）	27m	4分	町道汐吹扇石線	4.0m
			その他の道路	
汐吹地区第1避難階段	10m	3分	町道汐吹扇石線	4.0m
			その他の道路	
汐吹地区第2避難階段	10m	3分	町道汐吹扇石線	4.0m
			その他の道路	
汐吹地区第3避難階段	14m	3分	町道汐吹扇石線	4.0m
			町道汐吹浜中線	3.0m
汐吹地区第4避難階段	16m	4分	町道汐吹扇石線	4.0m
			町道汐吹浜中線	3.0m
汐吹生活館	30m	4分	町道汐吹扇石線	4.0m

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（5分以上）	無し
F18（0分以上）	0分～5分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」―「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
愛宕神社裏	33m	屋外
照光寺裏（墓地）	27m	屋外
汐吹地区第1避難階段（汐吹地区緑地公園）	30m	屋外
汐吹地区緑地公園	46m	屋外
汐吹地区第2避難階段（国道228号）	39m	屋外
汐吹地区第3避難階段（国道228号）	30m	屋外
汐吹生活館	30m	106人

※ 避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を 1.5m^2 として算出

④その他

- （１）避難ビル：無
- （２）要配慮者利用施設：無

(9) 大崎地区

①避難対象地域	地区名	世帯数	人口
	大崎地区	56世帯	101人

令和5年10月31日時点

②想定される津波	代表点	大崎
津波断層モデル	F17	F18
津波到達時間（第1波）	9分	4分
最大遡上高	8.36m	10.41m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
大崎地区避難階段	10m	4分	町道大崎漁港2号線	5.5m
大崎地区避難階段	10m	4分	町道大崎漁港線	4.0m

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（4分以上）	無し
F18（0分以上）	0分～4分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」－「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
大崎生活改善センター	34m	63人

※ 避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を1.5m²として算出

④その他
(1) 避難ビル：無
(2) 要配慮者利用施設：無

(10) 石崎地区

①避難対象地域	地区名	世帯数	人口
	石崎地区	181世帯	265人

令和3年1月31日時点

②想定される津波	代表点	石崎
津波断層モデル	F17	F18
津波到達時間（第1波）	9分	4分
最大遡上高	10.87m	6.87m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
町道石崎長内線（避難路）	19m	3分	町道石崎元町線	3.0m
			町道石崎浜町線	2.0m
			国道228号	10.0m
石崎地区避難階段	16m	8分	町道石崎元町線	3.0m
			町道石崎寺町線	3.0m
			町道石崎新町寺町線	1.9m
			町道喜楽町線	3.0m
			町道石崎横町線	3.0m
			町道石崎会館線	3.0m
			国道228号	10.0m
法香寺（墓地）	12m	11分	町道石崎長内線	3.0m
			町道石崎寺町線	3.0m
			町道石崎新町寺町線	1.9m
			町道石崎新町線	5.5m
			町道石崎横町線	3.0m
			町道石崎新町2号線	2.6m
			町道石崎元町線	3.0m
			町道石崎宮前線	3.0m
			町道石崎通学線	3.0m
			道道石崎松前線	10.0m
			国道228号	10.0m
石崎住宅児童公園	19m	11分	町道石崎宮前線	3.0m
			町道石崎通学線	3.0m
			町道石崎線	4.0m
			道道石崎松前線	10.0m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要 時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
道道石崎松前線（松前町方面）	9 m	11分	道道石崎松前線	10.0m
比石の館跡	15m	9分	町道館ノ下線	3.0m
			町道石崎臨港線	5.5m
			町道館野大曲線	3.0m
			国道228号	10.0m
			その他の道路	

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（4分以上）	4分～11分の範囲（避難マップ参照）
F18（0分以上）	0分～11分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」―「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
石崎地区集会施設	27m	69人
町道石崎長内線	—	屋外
法香寺（墓地）	12m	屋外
石崎住宅児童公園	19m	屋外
比石の館跡	15m	屋外

※ 避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を1.5m²として算出

④その他
（1）避難ビル：無
（2）要配慮者利用施設：石崎診療所

(11) 小砂子地区

①避難対象地域	地区名	世帯数	人口
	小砂子地区	55世帯	103人

令和5年10月31日時点

②想定される津波	代表点	石崎
津波断層モデル	F17	F18
津波到達時間（第1波）	9分	4分
最大遡上高	10.87m	6.87m

③避難情報				
避難目標地点		避難所要時間 (最大)	避難経路	
名称	標高		路線名称	幅員
小砂子地区避難階段	18m	7分	小砂子下町線	3.0m
			小砂子漁港線	4.0m
			その他の道路	

※1 避難所要時間：徒歩による避難として、歩行速度を60m/分として算出

※2 避難経路：避難目標地点までの最短経路として選択

避難困難区域	
F17（4分以上）	4分～7分の範囲（避難マップ参照）
F18（0分以上）	0分～7分の範囲（避難マップ参照）

※ 避難困難地域：避難目標地点までの避難所要時間が、「津波到達時間」－「避難準備時間（5分）」以上の地域とする。

避難場所		
名称	標高	避難可能人員
旧小砂子小学校	45m	301人

※ 避難収容可能人員：一人当たりの避難有効面積を1.5m²として算出

④その他
(1) 避難ビル：無
(2) 要配慮者利用施設：無

3 避難方法

避難方法は、次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、原則として徒歩によるものとする。ただし、町は、避難目標地点や避難場所までの距離や高齢者や障がいのある方の存在等地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、地域住民の意向を踏まえ、自動車による安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。

（徒歩による避難とする理由）

- （１）家屋の倒壊、落下物等により、車両が通行できないおそれがあるため
- （２）多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等が発生し、円滑な避難を妨げるおそれがあるため
- （３）自動車等が徒歩による避難を妨げるおそれがあるため

4 避難路及び案内板等の整備の推進

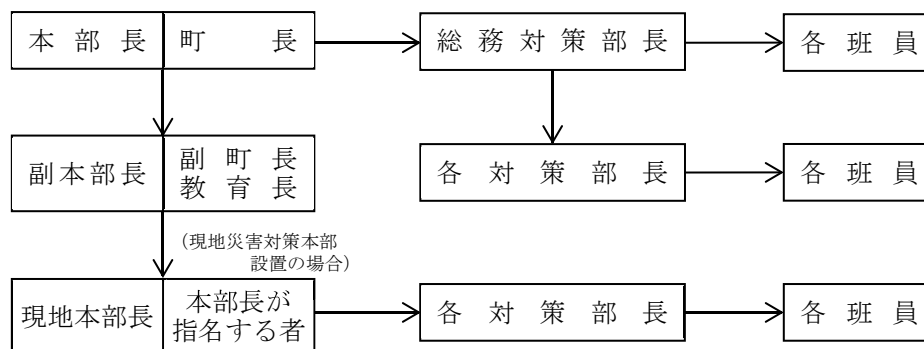
津波浸水想定では、数分の間に津波が到達することから、町は、地域住民等が確実に避難目標地点等に避難できるように、避難路・避難階段の整備と併せてその安全性を点検するとともに、避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

第3章 初動体制（職員の参集等）

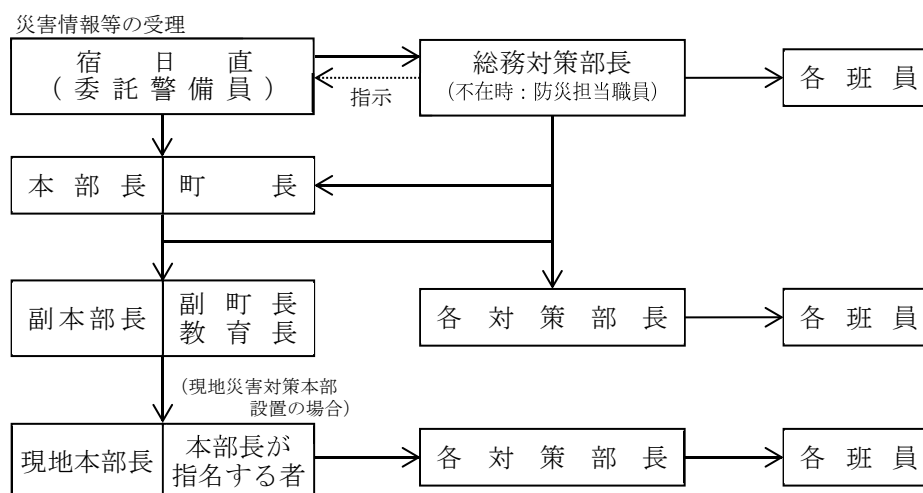
1 連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団を含む。）の連絡・参集体制は、上ノ国町地域防災計画第5章災害応急対策計画第1節「動員計画」に定めるもののほか、次による。

（1）平常勤務時の場合（口頭、庁内放送、電話等）



（2）夜間休日の場合（電話、防災行政無線、伝達員等）



2 配備計画

（1）配備基準

体制	配備基準	配備体制の概要	担当対策班
第1 非常配備	（1）町域内に震度4の地震が発生したとき。 （2）北海道日本海沿岸南部に「津波注意報」が発表されたとき。	地震・津波の情報収集を行うとともに、災害発生が予想される場合の職員参集連絡を速やかに行える体制	総務対策部 産業対策部 建設対策部 （各対策部1～2名）
第2 非常配備 （災害対策部設置）	（1）町域内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 （2）北海道日本海沿岸南部に「津波警報」が発表されたとき。 （3）町内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 （4）本部長が指示したとき。	関係各班所管の人員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制	総務対策部 住民対策部 産業対策部 建設対策部 教育対策部 （主査以上） ただし、総務対策部の総務班は全員 ※その他必要に応じ増員する。
第3 非常配備 （災害対策部設置）	（1）町域内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 （2）北海道日本海沿岸南部に「大津波警報（特別警報）」が発表されたとき。 （3）町内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 （4）本部長が指示したとき。	本部全員をもってあたるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制	全対策部 （全職員）

備考：災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

（2）緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につくものとする。

（３）休日・夜間の連絡体制の確保

地震・津波災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、町及び防災関係機関は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備するものとする。

また、町は、通信の途絶等により職員との連絡が取れない場合を想定した自主参集等についても、連絡体制の中に定めておくものとする。

3 津波情報等の収集・伝達

（1）津波警報等の種類及び内容

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

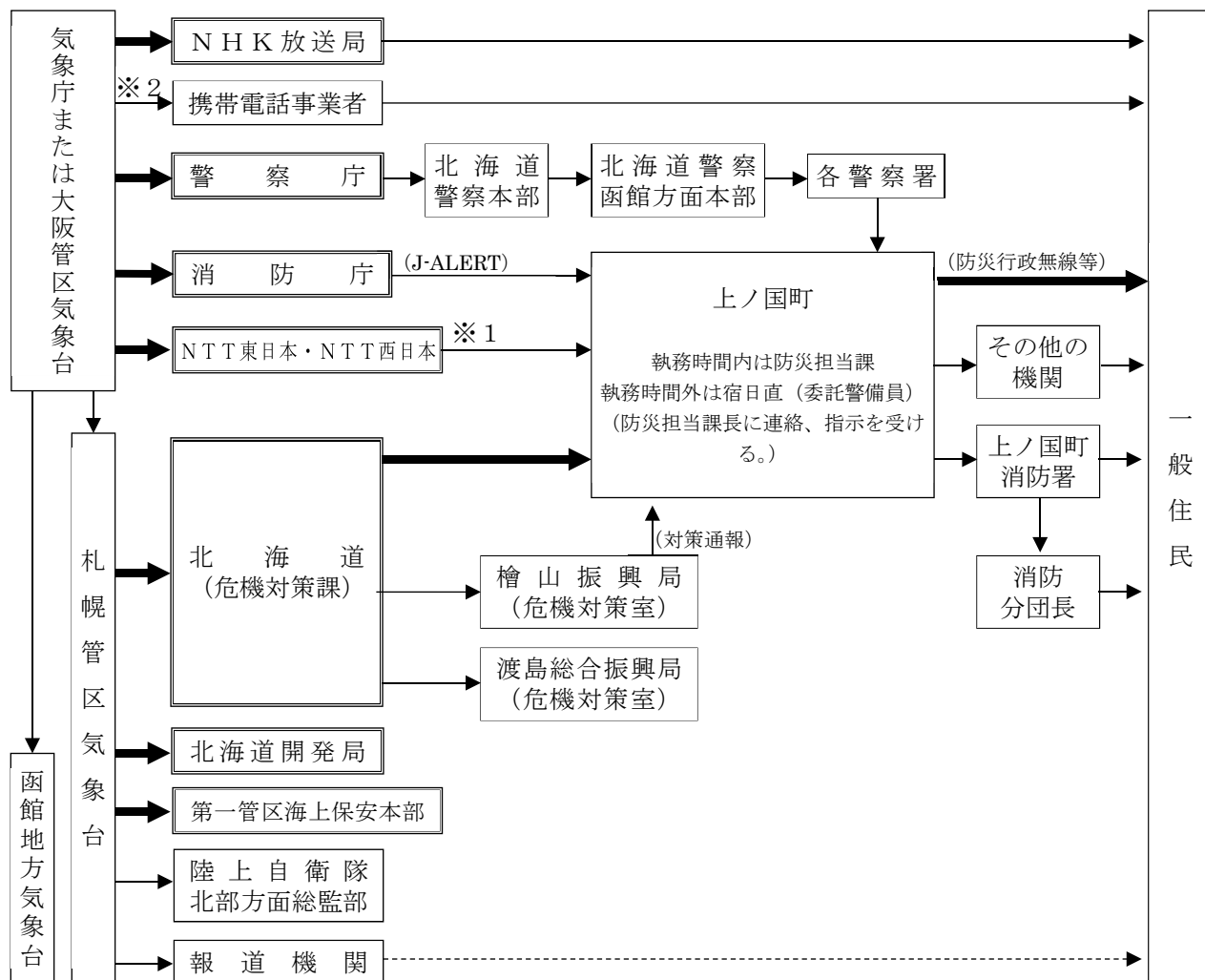
気象庁 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>（最終アクセス日：2021.1.19）

(2) 津波予報区



（3）津波予報等の伝達系統



(注)

※1 津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報

※2 緊急速報メールは大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

 （二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

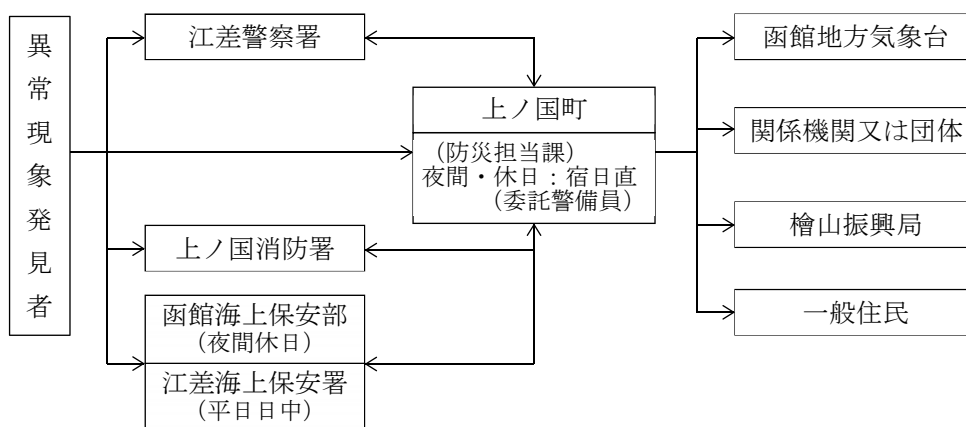
 （太線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達

 （点線）は、放送・無線

（４）異常現象の通報の受理

町は、異常潮位又は異常波浪等の異常現象の通報を受けた場合、直ちに町長・消防署又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は、速やかに道及び気象官署等関係機関に通報するものとする。

通報系統図



（５）情報等の収集及び伝達

町は、上ノ国町地域防災計画第3章第4節「気象業務に関する計画」の定めるところにより、防災関係機関の通信機能を総動員し、情報の収集及び伝達を行うものとする。

ア 海面監視

町は、津波襲来に備えた監視体制について、上ノ国消防署及び上ノ国町消防団等の協力を得て的確な情報収集を行うものとする。その場合、監視にあたる者の安全確保に十分配慮し、原則として津波浸水想定区域の外の高台から監視を実施するものとする。

イ 道等への報告

町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）への報告に努めるものとする。

通常時の連絡先

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102

ネットワーク (注2)	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		5017	5010

「*」各団体の交換機の特番を示す。

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワークを示す。

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワークを示す。

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワークを示す。

消防庁災害対策本部設置時の連絡先

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49175
	FAX	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		5010

ウ 地域住民等への伝達

町は、地域住民等に対する津波警報等の情報の迅速かつ正確な伝達を行うための情報伝達手段として、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、広報車、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等の多様な伝達手段を活用し、地域住民、事業所等へ情報を提供できるように整備を推進するものとする。

（6）避難者の安否情報の収集

避難場所配置の職員は、避難場所に避難した住民から各地域の情報を把握するとともに家族等の安否を確認し、本部に報告するものとする。

第4章 避難情報の発令

1 発令基準

津波から身を守るためには、一刻も早い避難が必要であることから、町は、「避難指示」のみを発令するものとする。

避難指示(緊急)の発令基準

発令区分	発令基準	避難対象地域の設定基準
避難指示	大津波警報が発表された場合	津波浸水想定区域内とする。
	津波警報が発表された場合	
	津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域とする。
避難指示の解除	避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。 ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。	

※遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

2 伝達方法

避難指示の発令は、発令基準に該当する事案を認知した場合は、町長が速やかに行うものとする。
町長が不在あるいは町長に連絡がとれない場合は、副町長、総務課長の順位でこれを代行する。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力（Ｌアラート（受信情報共有システム）経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
	防災行政無線（同報系）		住民等
	広報車		住民等（巡回ルート）

担当部署	伝達手段	伝達先
	電話	檜山振興局 函館開発建設部 函館地方気象台 江差警察署等
上ノ国消防署	消防車	住民等（巡回ルート）
	警鐘、サイレン	住民等
	防災行政無線（同報系）又は電話	消防団
保健福祉課	電話	要配慮施設、避難支援関係者
住民課	電話	町内会、自主防災組織
教育委員会	電話	学校等

3 伝達文

（１）避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、上ノ国町です。

■大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、●●地区に避難指示を発令しました。

■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

上ノ国町：避難指示

00/00 00：00

地区：沿岸地区

避難所：指定緊急避難場所

理由：大津波警報発表

備考：沿岸部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

（２）避難指示の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、上ノ国町です。

■強い揺れの地震がありました。

■津波が発生する可能性があるため、●●地域に避難指示を発令しました。

■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(3) 避難指示の伝達文の例（強い地震等で避難の必要性を認めた場合）

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、上ノ国町です。

■津波注意報が発表されたため、●●地域に避難指示を発令しました。

■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ!」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

4 伝達の確認

町は、避難指示の発令及び解除を行った場合は、避難対象地域に確実に伝わっているか再確認する。

第5章 津波対策の教育・啓発

1 平常時の津波防災教育

町は、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波のおそろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施するものとする。

教育、啓発事項は、次のとおりとする。

- (1) 「自らの身の安全は自らが守る」という観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報や避難情報を待たずに自らできうる限り迅速に避難目標地点への避難を開始し、率先して避難行動を取ることを地域住民等に対して周知徹底する。
- (2) 家庭、地域（自主防災組織、町内会、消防団、女性団体、事業所等）を対象とした普及啓発を行い、地域防災力の向上に努める。
- (3) 津波に対する知識と備えを身につけてもらうため、学校教育等を通じ、地震、津波に関する知識や避難の方法等の津波防災教育の推進を図る。
特に、津波災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- (4) 平常時における津波災害に対する防災意識の向上を図るため、海拔を表示する標識や避難経路標識を計画的に設置する。
- (5) 消防団、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。
- (6) 住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保等の普及啓発に努める。
また、感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等、できるだけ自ら携行するよう普及啓発を行う。
- (7) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、津波災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (8) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉施設等の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

第6章 津波避難訓練の実施

町は、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮するものとする。また、避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施する。なお、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の課題を明らかにし、必要に応じ体制の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

1 津波避難訓練の内容

訓練	訓練の目的
津波避難訓練	1 避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握する。 2 夜間訓練等の実施により街灯等の必要性について把握する。
避難体制の確保に関する訓練	職員の参集、避難指示（緊急）の伝達、避難誘導、避難場所の開設までの訓練を実施し、課題を抽出する。

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

町は、避難路として指定している路線や緊急輸送道路として活用する道路において円滑な交通網を確保するため、次の対策を講じるものとする。

- ・道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に各々の除雪計画を策定するものとする。
- ・道路管理者は、除雪体制の向上を図るため除雪関係機械の整備を進めるものとする。
- ・道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、防雪対策の促進を図るものとする。
- ・避難階段等の除雪にあたっては、住民組織等の協力を得るものとする。

2 避難対策、避難生活環境の確保

町は、積雪等による孤立するおそれのある集落の把握、避難場所の暖房設備・燃料及び発電機の備蓄の配備状況を把握するものとする。

3 電力の確保

町は、機能が停止した場合の早期復旧対策を確認するものとする。

特に、必要に応じ避難場所の電力容量の拡大に努める。

4 緊急通信ネットワークの確保

町は、通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段を確認するものとする。

特に、停電時の情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努める。

5 雪崩対策

町は、雪崩危険箇所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施方法、避難場所への適切な避難誘導等の確認をするものとする。

6 吹き溜まり対策

町は、吹き溜まり危険箇所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施方法、避難場所への適切な避難誘導等の確認をするものとする。

7 水門等の作動の確保

町は、河川及び水門等の管理者と連携し、通年における作動環境の点検の及び確保に努めるものとする。

8 救助・救出体制の強化

町は、積雪時において自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されることから、救助・

救出技術の高度化や救助・救出体制の強化に努めるものとする。

第8章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策

町は、観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣客等へ避難対策を定める。

(1) 情報伝達

町は、観光施設、宿泊施設等への情報収集機器（ラジオ、戸別受信機等）や情報伝達機器（放送設備、サイレン）の設置等により伝達手段を確保するとともに、屋外者に対しては、屋外拡声器、サイレン等により伝達するものとする。

(2) 避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

町は、避難場所を示した案内看板等の設置や観光施設、宿泊施設に上ノ国町津波ハザードマップ等を配付する等、地理不案内の観光客等に対しての啓発に努めるものとする。

2 避難行動要支援者の避難対策

町は、上ノ国町地域防災計画第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、避難行動要支援者の避難支援を実施するものとする。

3 船舶に係る避難対策

町は、強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときの船舶の避難に係る基本的事項は次のとおりとする。

(1) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難するよう指示する。

(2) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難するよう指示する。

4 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

町は、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するものとする。

第9章 津波ハザードマップ

令和5年11月発行の上ノ国町津波ハザードマップは、平成29年に北海道が公表した津波浸水予測図に、津波の危険箇所を分かりやすく表示し、避難場所、避難路等を記載したものであり、町は、防災訓練や住民説明会等住民への上ノ国町津波ハザードマップの周知に努め、住民自らがマップに避難経路等を書き込み、普段から見える所に掲示する等して、いざというときに役立つように啓発に努めるものとする。

第 10 章 感染症対策

町は、避難場所の開設にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。